

第7期

湖南省高齡者福祉計畫

介護保險事業計畫



平成 30(2018)年 3 月

湖 南 市

「いきいきと自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

介護を必要とする人を社会全体で支えるための介護保険制度が始まってから 18 年が経過しました。この間、わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行し、本格的な超高齢社会を迎えました。本市においては、平成 30 年 2 月末現在の高齢化率は 22.9%と、国や県全体と比べると低い数値となっていますが、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には 28.0%に達すると見込まれており、県内の他市と比べても急速なテンポで高齢化が進むことから、高齢者がいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりが急務となっています。



こうしたなか、国では、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等の措置を講ずるなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

本市では、第 6 期計画で高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実に努めてまいりました。

そして、4 月からスタートする第 7 期計画では、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を基本理念に、3 つの基本目標と 9 つの基本施策を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指してさまざまな施策を展開していくこととしています。

その一環として平成 30 年度から認知症地域支援推進員を配置し、推進員の活動を通じて認知症に対する正しい理解の普及啓発に努めるとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人とその家族を対象に、認知症専門医、サポート医等複数の専門職による包括的・集中的な家族支援と自立生活のサポートを行います。

これらの施策・事業の実現のため、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のつながりをつくり、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会、ならびに湖南省介護保険運営協議会の各委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

湖南省長 谷 畑 英 吾

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画策定の方針 | 2 |
| 1. 計画の趣旨 | 2 |
| 2. 計画の位置づけ | 3 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 計画の策定方法 | 4 |
| 5. 介護保険制度改正のポイント | 6 |
| 第2章 湖南市の高齢者を取り巻く状況 | 8 |
| 1. 高齢者の状況 | 8 |
| 2. 要介護等認定者等の状況 | 9 |
| 3. 介護費用額等の状況 | 12 |
| 4. 介護保険給付の状況 | 13 |
| 5. 地域支援事業の状況 | 17 |
| 第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策 | 24 |
| 1. 基本理念 | 24 |
| 2. 基本目標と基本施策 | 25 |
| 3. 日常生活圏域の設定 | 29 |
| 第4章 平成37(2025)年度の推計 | 30 |
| 1. 高齢者数と要介護等認定者数の見込み | 30 |
| 2. 介護保険サービス基盤整備と給付の方針 | 32 |
| 3. 平成37(2025)年度までの介護サービスの見込み | 33 |
| 第2部 各論～基本施策の取り組み～ | 37 |
| 施策の体系 | 38 |
| 第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち | 40 |
| 基本施策1. 生きがいくりと社会参加活動の促進 | 40 |
| 基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進 | 42 |
| 第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち | 44 |
| 基本施策3. 支えあいの地域づくり | 44 |
| 基本施策4. 総合的な認知症ケアの体制づくり | 47 |
| 基本施策5. 権利擁護の推進 | 50 |
| 基本施策6. 医療と介護の連携 | 54 |
| 基本施策7. 地域包括支援センターの機能強化 | 58 |
| 第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち | 63 |
| 基本施策8. 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備 | 63 |
| 基本施策9. 介護保険事業の円滑な運営 | 68 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第3部 介護保険事業量と保険料の設定 | 75 |
| 第1章 介護保険事業量 | 76 |
| 1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み | 76 |
| 2. 介護保険給付費の見込み | 105 |
| 3. 地域支援事業の見込み | 108 |
| 4. 介護保険事業費の見込み | 109 |
| 第2章 保険料の設定 | 111 |
| 1. 第1号被保険者の介護保険料 | 111 |
| 資料編 | 113 |
| 1. 湖南省高齢者福祉・介護保険事業計画策定委員会 | 114 |
| 2. 用語解説 | 117 |

新しい元号が決定されていないため、平成の表記とします。



第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

本市では、第 5 期介護保険事業計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取り組みをスタートさせています。

『人生 100 歳時代の到来』とも言われる現在、30 年の老いという人生のもう一幕が加わって、健康寿命の延伸により、生涯学習、地域への参加などさまざまな分野で 100 歳現役の活躍が期待されています。

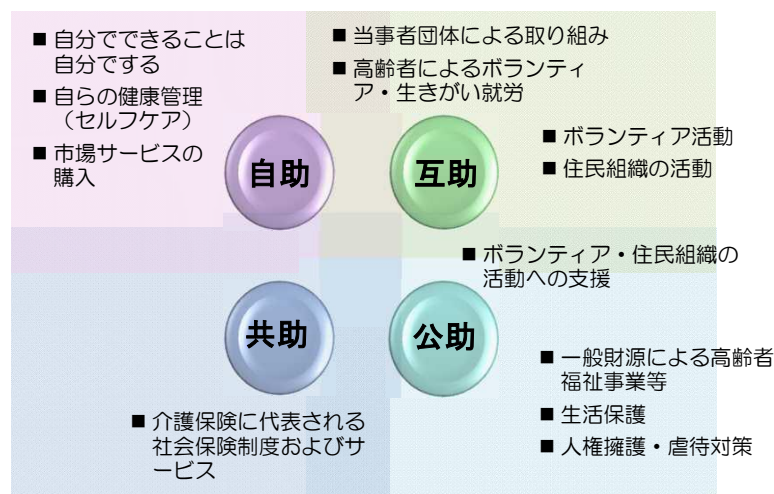
こうしたことを踏まえ、第 6 期計画では、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

とりわけ「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年に向け、第 6 期以降の介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要があるとされてきました。

第 7 期計画では、第 6 期に引き続き「地域包括ケア計画」の位置づけのもと、今後の高齢者（被保険者数）の動向を勘案して平成 37（2025）年度の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらをふまえた中長期的な視野に立って、自立支援・重度化防止の取り組みにおける目標設定を行うなど、第 7 期の目指す目標と具体的な施策を明らかにすることが求められています。

このような介護保険制度の方向をふまえながら、第 7 期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

■ 自助・互助・共助・公助の連携

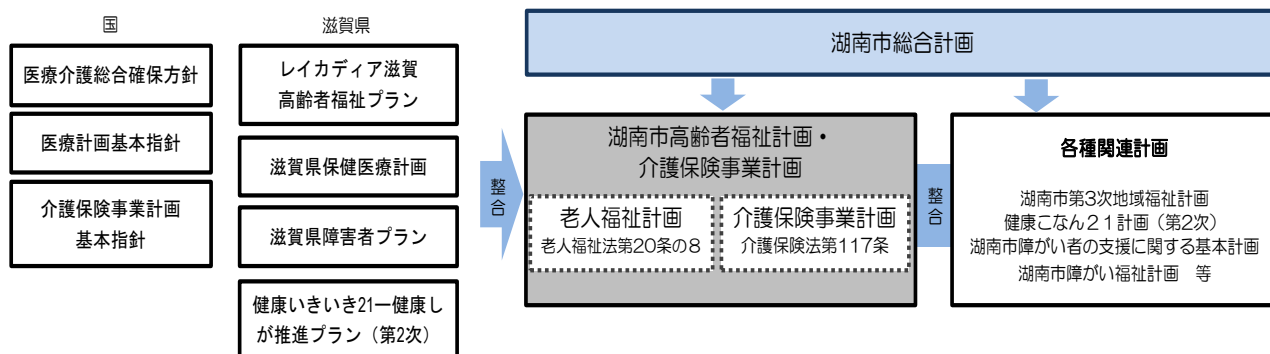


※図は厚生労働省 平成 25 年 3 月『地域包括ケア研究会報告書』より作成

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

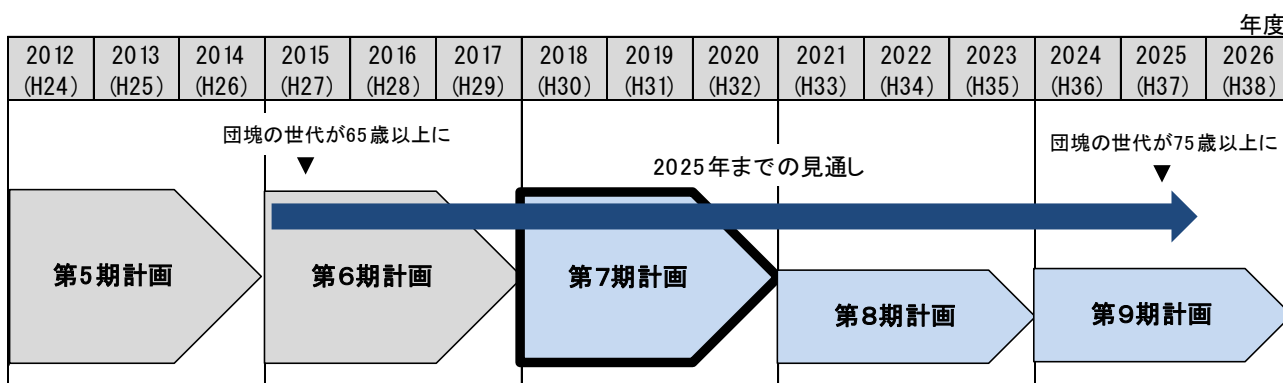
計画の策定にあたっては、湖南省総合計画を上位計画として、湖南省地域福祉計画などの関連計画と整合を図るものです。なお、高齢者の保健事業については、保険事業推進計画、健康こなん21に位置づけます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

また、本計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる平成37（2025）年度までのサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第7期の目標を明らかにします。



4. 計画の策定方法

(1) 湖南省高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定委員会

本計画は、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関および団体、並びに市民の代表等で構成する「湖南省高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に係る幅広い内容について意見を聴きながら検討を重ね、策定を進めました。

(2) 高齢者実態調査の実施

策定にあたっては、高齢者の日常生活や在宅介護の実態やニーズなどを把握するため、平成28年度に次のとおり『高齢者実態調査』を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者：市内に居住する65歳以上の一般高齢者および要支援1～2の認定者、4,600人

抽出方法：無作為抽出法

調査期間：平成29年3月10日から平成29年3月27日まで

調査方法：郵送による配布・回収

| | 配布数A | 有効回収数B | 回収率B/A |
|---------|-------|--------|--------|
| 配布・回収状況 | 4,600 | 3,501 | 76.1% |

② 在宅介護実態調査

調査対象者：市内に居住する、在宅で生活をされている要介護者、945人

調査期間：平成29年3月10日から平成29年3月27日まで

調査方法：郵送による配布・回収

| | 配布数A | 有効回収数B | 回収率B/A |
|---------|------|--------|--------|
| 配布・回収状況 | 945 | 579 | 61.3% |

(3) ケアマネジャー向けアンケート調査

また、高齢者のケアプラン作成を担当しているケアマネジャーに対して、高齢者の状況やケアプラン上の課題を把握するため、ケアマネジャー向けアンケートを実施しました。

調査対象者：市内の被保険者のケアマネジメントを担当しているケアマネジャー59人（施設・居住系サービス利用者を除く）の所属する居宅介護支援事業所23か所。

調査期間：平成29年7月

調査方法：郵送による配布・回収

| | 単位 | 配布数A | 有効回収数B | 回収率B/A |
|---------|----|------|--------|--------|
| 事業所 | か所 | 23 | 15 | 65.2% |
| ケアマネジャー | 人 | 59 | 41 | 69.5% |

(4) 市民の意見等の反映

さらに計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施します。

介護保険法の基本条文の確認

【第一条】 (目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

【第二条第2項】 (介護保険)

前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

【第二条第4項】 (介護保険)

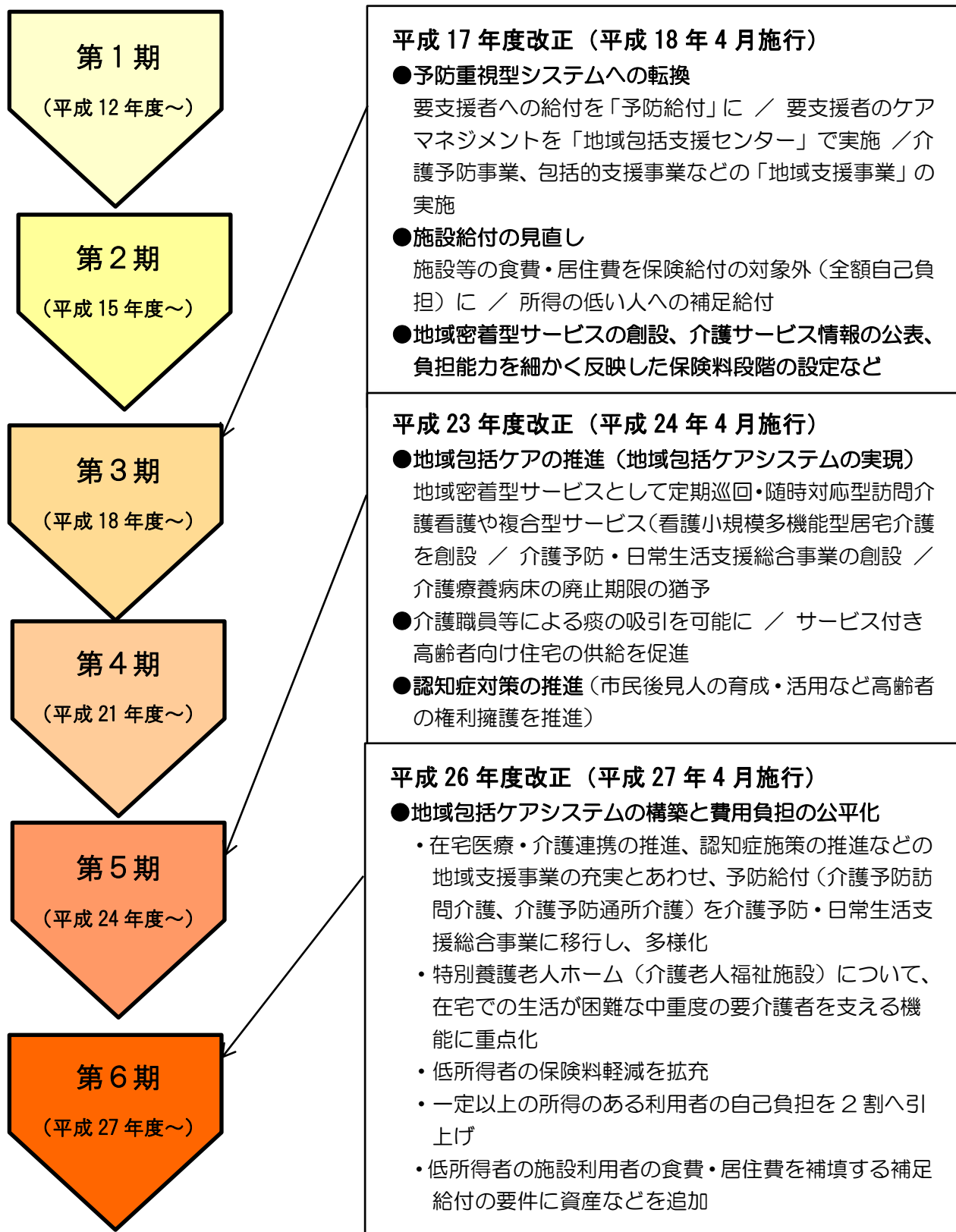
第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

【第四条】 (国民の努力及び義務)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

5. 介護保険制度改正のポイント

(1) これまでの介護保険制度改正の経緯



(2) 第7期計画における介護保険制度改正の概要

改正の目的：

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 財政的インセンティブ※の付与の規定の整備 ※インセンティブ：動機付け（その他）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける（その他）
 - ・ 障がい者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障がい者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

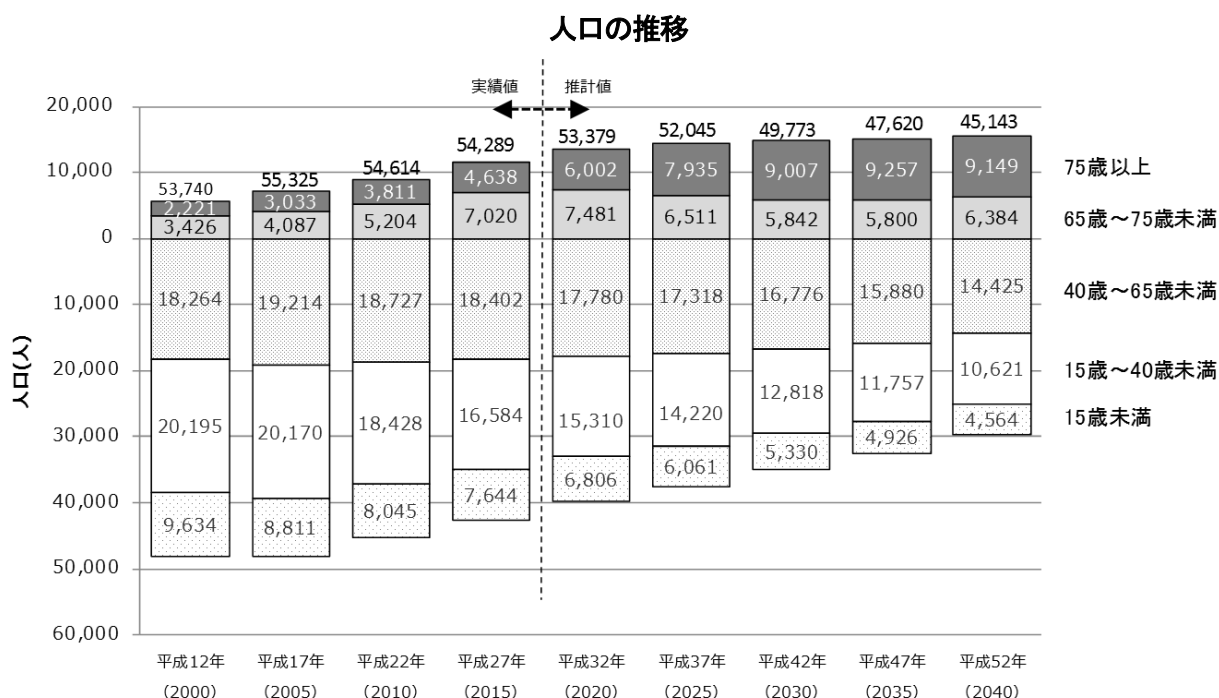
※ 平成30年4月1日施行。（II 5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II 4は平成30年8月1日施行）

第2章 湖南省の高齢者を取り巻く状況

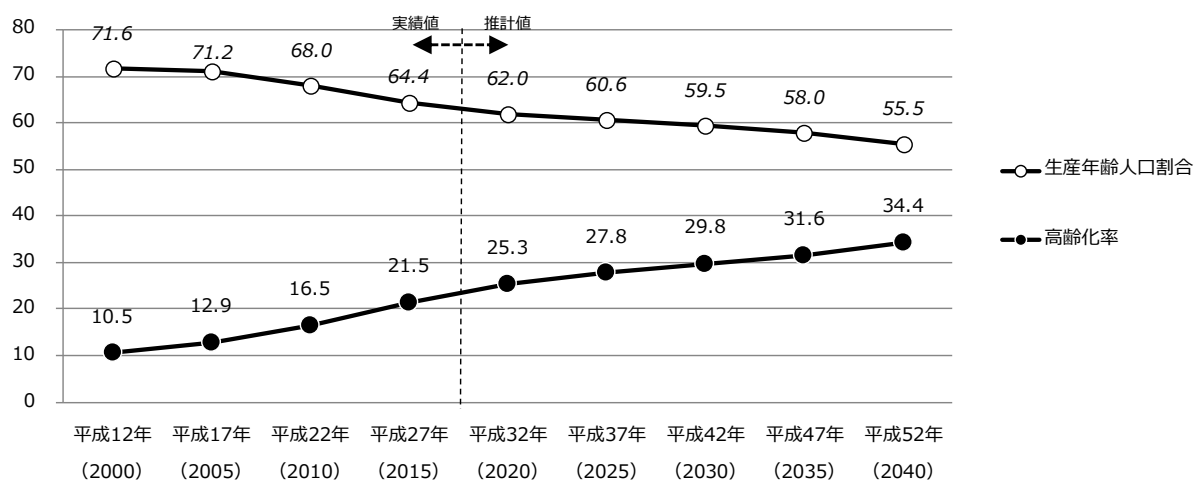
1. 高齢者の状況

本市の人口は平成18年以降それまでの増加傾向から減少傾向に転じましたが、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、高齢化率は平成32(2020)年には25.3%、平成37(2025)年には27.8%、平成52(2040)年には34.4%に達すると予測されます。

なかでも75歳以上の人口は、平成27年の4,638人から、平成37(2025)年には7,935人、平成47(2035)年には9,257人まで増加すると予測されます。



高齢化率等の推移 (%)



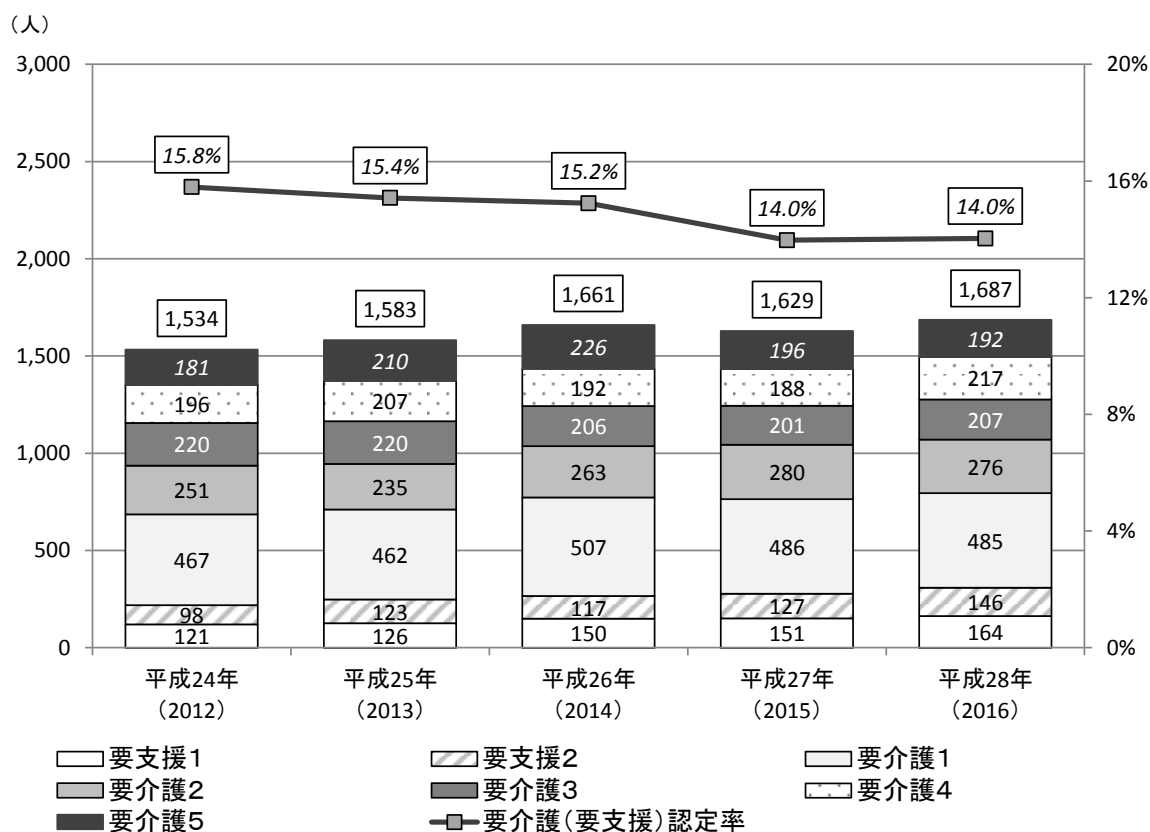
資料：平成12(2000)年～平成27(2015)年まで：総務省「国勢調査」
 平成32(2020)年～平成37(2025)年：厚生労働省推計
 平成42(2030)年以降：国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」
 平成27年の年齢区分別内訳は年齢不詳を按分しています。

2. 要介護等認定者の状況

要介護等認定者は高齢化の進行とともに増加していますが、平成28年時点での認定率（認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者数に対する認定者数〔第2号含む〕の比率）は14.0%です。

しかし、今後75歳以上人口、なかでも認定率の高い80歳以上の人口が増加していけば、認定率が上昇していくと予測されます。

要介護等認定者数、認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告年報

◆年齢5歳階級別にみた認定率の状況

湖南省の第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は下表のとおり、全国や滋賀県と比較して低くなっています。

年齢区別に65歳以上人口、認定者数および認定率（認定者数÷65歳以上人口）の状況をみると、80歳を超えると認定率が上がり始め、85歳～89歳では45.9%、90歳以上では71.0%となっています。

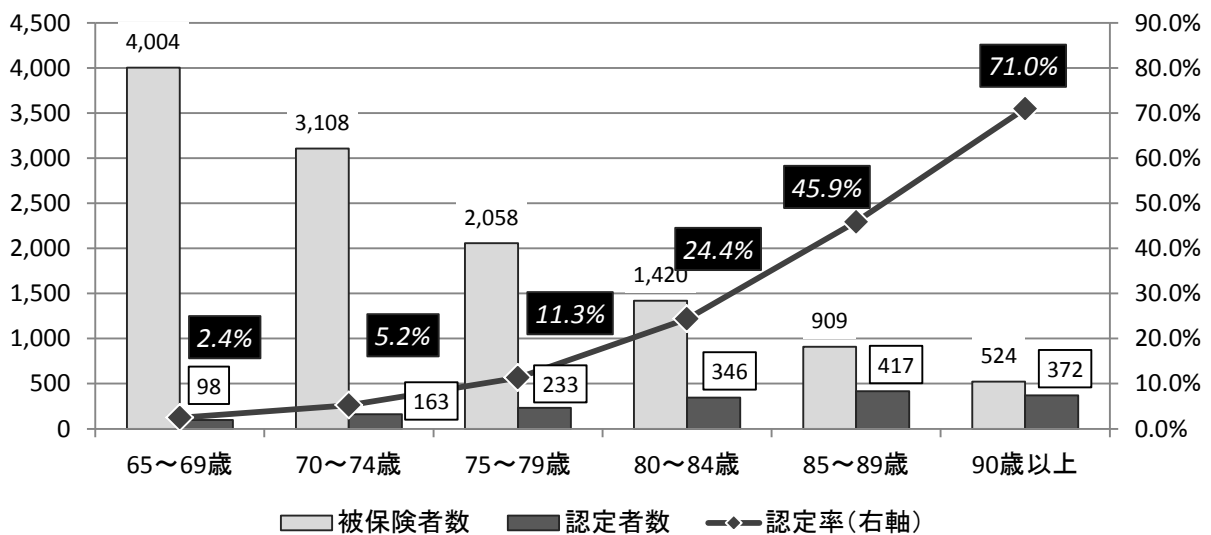
■年齢5歳階級別認定率の比較 平成28年度(10月1日)

単位：人

| | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90歳以上 | 計 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 湖南省第1号認定率 | 2.4% | 5.2% | 11.3% | 24.4% | 45.9% | 71.0% | 13.6% |
| 滋賀県第1号認定率 | 2.5% | 5.7% | 12.2% | 27.8% | 50.2% | 75.3% | 17.2% |
| 全国第1号認定率 | 2.9% | 6.2% | 13.1% | 28.4% | 49.9% | 74.3% | 17.8% |

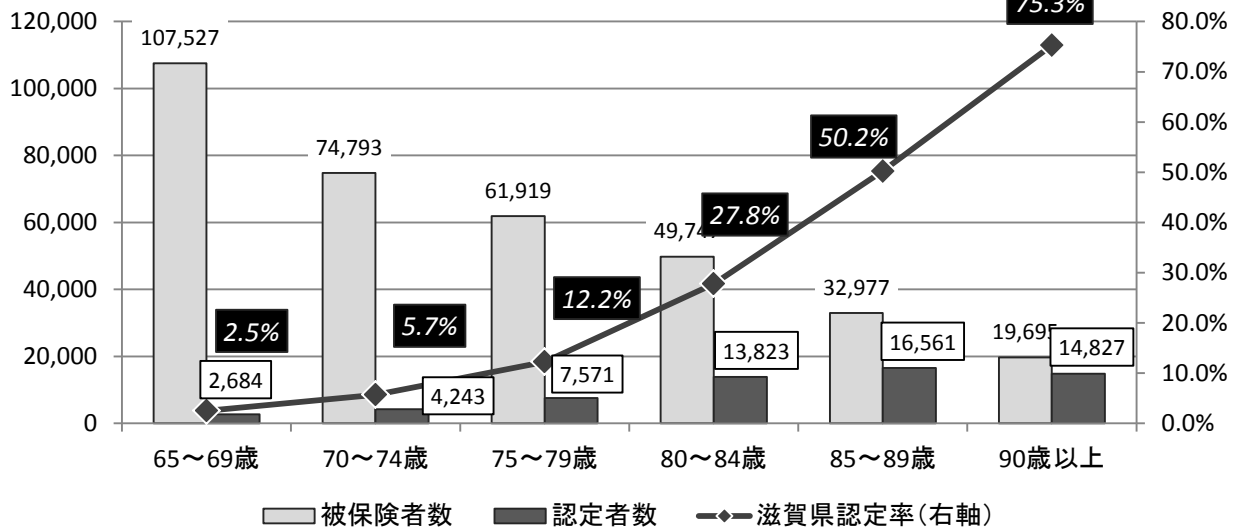
(人)

高齢者(第1号被保険者)数と要介護認定率(平成28年度)

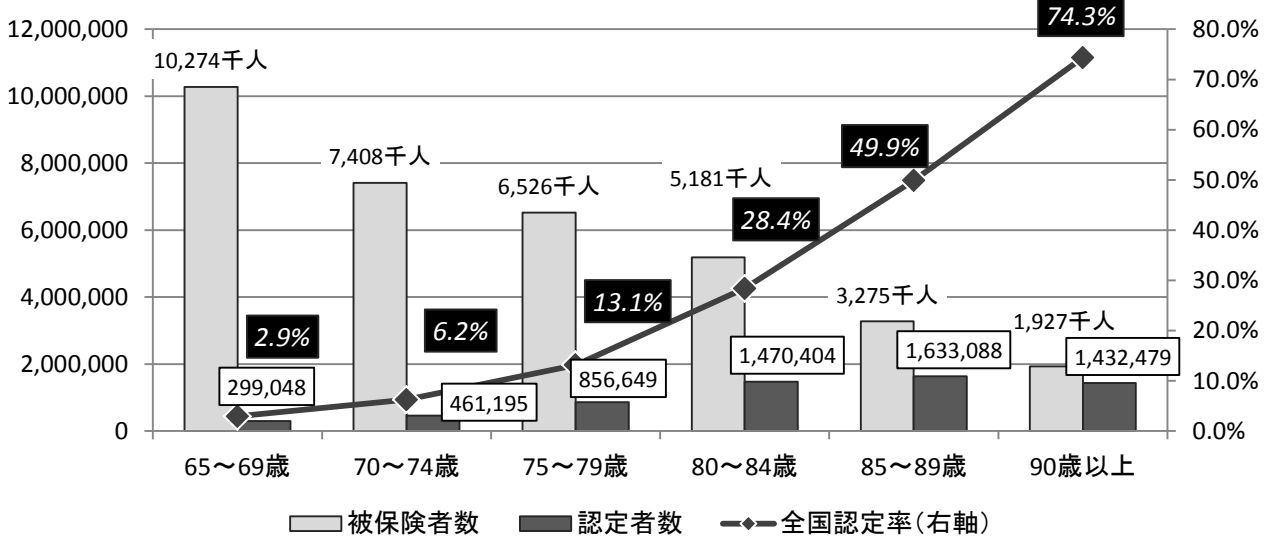


資料：市高齢福祉課調べ

(人) 滋賀県の高齢者(第1号被保険者)数と要介護認定率(平成28年度)



(人) 全国の高齢者(第1号被保険者)数と要介護認定率(平成28年度)



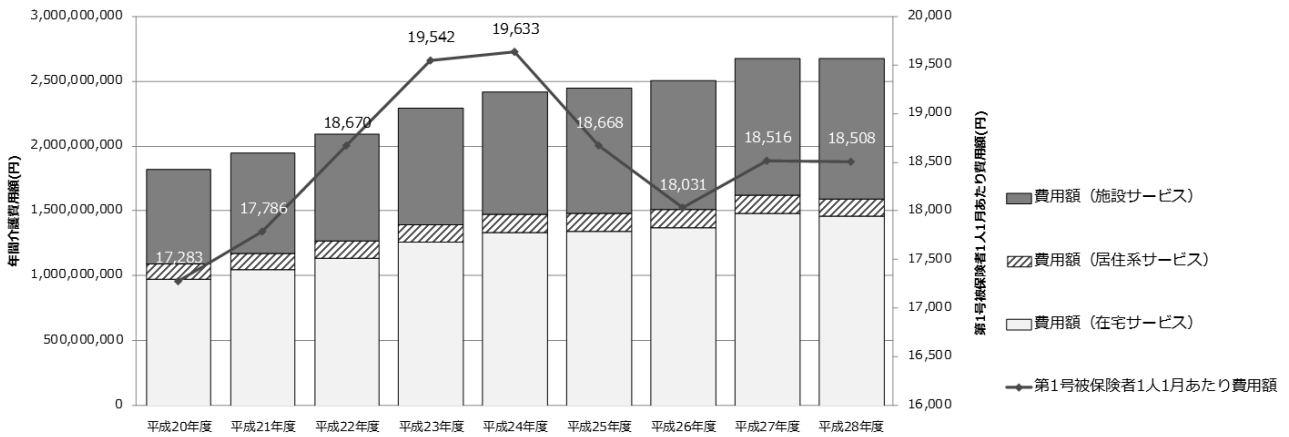
資料：介護保険事業状況報告

3. 介護費用額等の状況

本市の介護費用額は在宅サービスを中心に増加を続けていますが、高齢者（第1号被保険者）1人1月あたり費用額は、平成20年度以降17,283円から19,633円の間を推移しています。

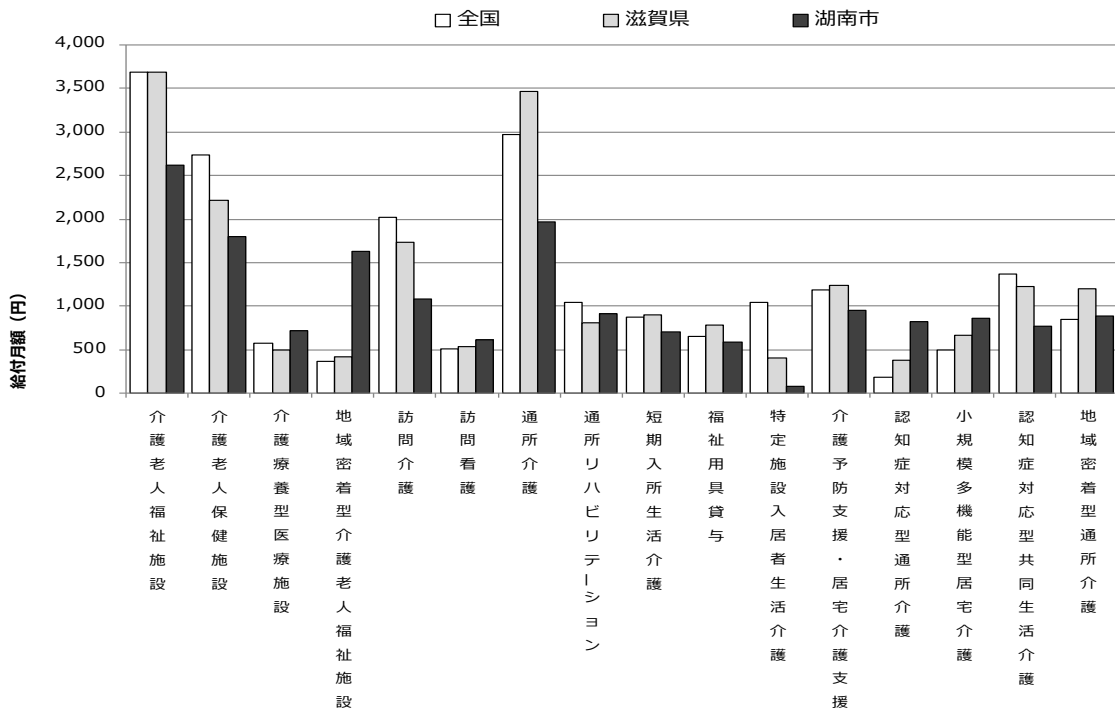
サービス種類別の1人あたり給付月額（原則費用額の9割）が国、滋賀県より上回っているのは、医療系サービスの「訪問看護」、地域密着型サービスの「地域密着型介護老人福祉施設」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」となっています。

湖南市の介護費用額の推移



資料：【費用額】平成20年度から平成26年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成27年度、平成28年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（※補足給付は費用額に含まれていない）
 【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または近直月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）（平成28年）



資料：平成28年(2016年)。厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

4. 介護保険給付の状況

(1) 介護（介護予防）サービス利用量の推移と第6期計画との比較

介護予防サービス（予防給付）利用量の推移と第6期計画の比較は次のとおりです。

【介護予防】

単位：回（日）、人/月当たり

| | | 第6期実績 | | | 第6期計画 | | | 対計画値の比率 | | |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| (1) 介護予防サービス | | | | | | | | | | |
| 介護予防訪問介護 | 人数(人) | 58 | 60 | 49 | 64 | 70 | 0 | 91% | 86% | - |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防訪問看護 | 回数(回) | 100 | 83 | 79 | 94 | 122 | 161 | 106% | 68% | 49% |
| | 人数(人) | 22 | 19 | 14 | 28 | 34 | 43 | 77% | 54% | 33% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回数(回) | 56 | 41 | 13 | 118 | 128 | 152 | 48% | 32% | 9% |
| | 人数(人) | 5 | 4 | 1 | 9 | 9 | 10 | 59% | 45% | 15% |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人数(人) | 4 | 4 | 5 | 3 | 4 | 5 | 139% | 102% | 109% |
| 介護予防通所介護 | 人数(人) | 61 | 67 | 44 | 53 | 54 | 0 | 115% | 123% | - |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数(人) | 34 | 40 | 44 | 37 | 39 | 44 | 92% | 101% | 100% |
| | 回数(回) | 8 | 21 | 0 | 7 | 8 | 10 | 126% | 269% | 0% |
| 介護予防短期入所生活介護 | 回数(回) | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 208% | 342% | 0% |
| | 人数(人) | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 介護予防短期入所療養介護 | 回数(回) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人数(人) | 85 | 103 | 103 | 80 | 94 | 114 | 106% | 110% | 90% |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人数(人) | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 4 | 92% | 78% | 35% |
| 介護予防住宅改修 | 人数(人) | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 117% | 97% | 90% |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | | | | | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 72% | 69% | 69% |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| (3) 介護予防支援 | 人数(人) | 178 | 195 | 176 | 178 | 196 | 152 | 100% | 99% | 116% |

介護サービス（介護給付）利用量の推移と第6期計画の比較は次のとおりです。

【介護】

| | | 第6期実績 | | | 第6期計画 | | | 対計画値の比率 | | |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| (1) 居宅サービス | | | | | | | | | | |
| 訪問介護 | 回数(回) | 4,046 | 4,367 | 4,664 | 4,241 | 4,526 | 4,935 | 95% | 96% | 94% |
| | 人数(人) | 233 | 240 | 241 | 222 | 228 | 234 | 105% | 105% | 103% |
| 訪問入浴介護 | 回数(回) | 158 | 151 | 172 | 176 | 189 | 198 | 90% | 80% | 87% |
| | 人数(人) | 29 | 25 | 30 | 29 | 32 | 34 | 99% | 79% | 87% |
| 訪問看護 | 回数(回) | 922 | 989 | 1,067 | 689 | 684 | 706 | 134% | 145% | 151% |
| | 人数(人) | 171 | 183 | 173 | 141 | 141 | 145 | 121% | 130% | 119% |
| 訪問リハビリテーション | 回数(回) | 391 | 446 | 402 | 613 | 671 | 729 | 64% | 67% | 55% |
| | 人数(人) | 37 | 42 | 38 | 58 | 63 | 69 | 64% | 66% | 55% |
| 居宅療養管理指導 | 人数(人) | 39 | 53 | 62 | 40 | 50 | 60 | 97% | 107% | 103% |
| 通所介護 | 回数(回) | 4,055 | 2,767 | 2,768 | 4,062 | 3,050 | 3,392 | 100% | 91% | 82% |
| | 人数(人) | 403 | 283 | 291 | 438 | 330 | 366 | 92% | 86% | 79% |
| 通所リハビリテーション | 回数(回) | 1,075 | 1,131 | 1,112 | 1,228 | 1,355 | 1,494 | 88% | 83% | 74% |
| | 人数(人) | 139 | 148 | 150 | 165 | 185 | 209 | 84% | 80% | 72% |
| 短期入所生活介護 | 日数(日) | 993 | 997 | 857 | 974 | 980 | 1,001 | 102% | 102% | 86% |
| | 人数(人) | 125 | 126 | 120 | 150 | 162 | 178 | 83% | 78% | 67% |
| 短期入所療養介護 | 日数(日) | 99 | 89 | 96 | 106 | 118 | 142 | 93% | 75% | 67% |
| | 人数(人) | 16 | 14 | 14 | 25 | 33 | 41 | 62% | 41% | 35% |
| 福祉用具貸与 | 人数(人) | 475 | 502 | 516 | 491 | 524 | 559 | 97% | 96% | 92% |
| 特定福祉用具購入費 | 人数(人) | 10 | 9 | 12 | 13 | 14 | 16 | 74% | 63% | 76% |
| 住宅改修費 | 人数(人) | 7 | 7 | 7 | 10 | 11 | 12 | 70% | 61% | 57% |
| 特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 4 | 5 | 5 | 12 | 12 | 11 | 36% | 42% | 43% |
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数(人) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 夜間対応型訪問介護 | 人数(人) | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 認知症対応型通所介護 | 回数(回) | 933 | 972 | 837 | 985 | 1,021 | 1,062 | 95% | 95% | 79% |
| | 人数(人) | 90 | 93 | 79 | 91 | 92 | 94 | 99% | 101% | 84% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 49 | 54 | 57 | 66 | 83 | 127 | 74% | 65% | 45% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人数(人) | 37 | 37 | 43 | 35 | 35 | 36 | 106% | 106% | 120% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数(人) | 78 | 77 | 76 | 78 | 78 | 78 | 100% | 98% | 98% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 地域密着型通所介護 | 回数(回) | △ | 1,342 | 1,339 | △ | 1,435 | 1,596 | △ | 93% | 84% |
| | 人数(人) | △ | 147 | 146 | △ | 155 | 172 | △ | 95% | 85% |
| (3) 施設サービス | | | | | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 人数(人) | 127 | 125 | 123 | 132 | 132 | 132 | 97% | 95% | 94% |
| 介護老人保健施設 | 人数(人) | 75 | 82 | 89 | 91 | 90 | 90 | 82% | 91% | 99% |
| 介護療養型医療施設 | 人数(人) | 25 | 27 | 32 | 25 | 25 | 25 | 98% | 107% | 130% |
| (4) 居宅介護支援 | 人数(人) | 755 | 755 | 745 | 745 | 785 | 827 | 101% | 96% | 90% |

(2) 給付費の推移と第6期計画との比較

総給付費は計画に対して92.1%~94.8%の実績となっており、各サービスごとの内訳は次のとおりです。

【介護予防】

単位：千円

| | 第6期実績 | | | 第6期計画 | | | 対計画値の比率 | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| (1) 介護予防サービス | 65,094 | 67,602 | 58,703 | 68,472 | 73,586 | 50,743 | 95% | 92% | 116% |
| 介護予防訪問介護 | 12,802 | 12,582 | 10,686 | 12,975 | 13,859 | 0 | 99% | 91% | - |
| 介護予防訪問入浴介護 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防訪問看護 | 8,314 | 6,620 | 5,640 | 6,121 | 7,929 | 10,466 | 136% | 83% | 54% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 1,966 | 1,419 | 454 | 4,045 | 4,409 | 5,235 | 49% | 32% | 9% |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 383 | 375 | 503 | 494 | 603 | 791 | 78% | 62% | 64% |
| 介護予防通所介護 | 19,791 | 20,656 | 14,780 | 18,721 | 18,062 | 0 | 106% | 114% | - |
| 介護予防通所リハビリテーション | 12,309 | 13,920 | 15,491 | 18,362 | 19,992 | 23,920 | 67% | 70% | 65% |
| 介護予防短期入所生活介護 | 597 | 1,530 | 0 | 525 | 632 | 828 | 114% | 242% | 0% |
| 介護予防短期入所療養介護 | 77 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防福祉用具貸与 | 4,096 | 5,600 | 5,870 | 3,937 | 4,566 | 5,534 | 104% | 123% | 106% |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 717 | 611 | 316 | 512 | 552 | 621 | 140% | 111% | 51% |
| 介護予防住宅改修 | 2,697 | 3,073 | 3,832 | 2,780 | 2,982 | 3,348 | 97% | 103% | 114% |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 1,330 | 1,130 | 1,131 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | 1,306 | 1,490 | 3,342 | 2,005 | 1,944 | 2,466 | 65% | 77% | 136% |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1,263 | 1,490 | 3,342 | 2,005 | 1,944 | 2,466 | 63% | 77% | 136% |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| (3) 介護予防支援 | 9,958 | 10,675 | 9,879 | 9,303 | 10,244 | 7,926 | 107% | 104% | 125% |
| 合計 | 76,358 | 79,767 | 71,923 | 79,780 | 85,774 | 61,135 | 96% | 93% | 118% |

【介護】

| | 第6期実績 | | | 第6期計画 | | | 対計画値の比率 | | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| (1) 居宅サービス | 922,564 | 834,530 | 850,197 | 956,854 | 889,213 | 954,930 | 96% | 94% | 89% |
| 訪問介護 | 133,064 | 140,649 | 154,692 | 134,963 | 142,531 | 153,990 | 99% | 99% | 100% |
| 訪問入浴介護 | 21,945 | 21,221 | 24,886 | 24,236 | 26,025 | 27,165 | 91% | 82% | 92% |
| 訪問看護 | 76,374 | 83,907 | 92,884 | 55,318 | 54,463 | 56,071 | 138% | 154% | 166% |
| 訪問リハビリテーション | 13,572 | 15,953 | 14,733 | 21,361 | 23,358 | 25,422 | 64% | 68% | 58% |
| 居宅療養管理指導 | 4,093 | 5,314 | 6,272 | 7,583 | 10,010 | 12,596 | 54% | 53% | 50% |
| 通所介護 | 361,434 | 242,729 | 243,406 | 369,137 | 272,073 | 298,630 | 98% | 89% | 82% |
| 通所リハビリテーション | 104,578 | 113,857 | 110,678 | 121,623 | 135,841 | 152,087 | 86% | 84% | 73% |
| 短期入所生活介護 | 99,703 | 98,477 | 85,479 | 98,003 | 96,995 | 97,380 | 102% | 102% | 88% |
| 短期入所療養介護 | 12,037 | 10,789 | 11,084 | 11,522 | 13,014 | 15,824 | 104% | 83% | 70% |
| 福祉用具貸与 | 75,590 | 81,043 | 86,777 | 71,267 | 72,623 | 73,256 | 106% | 112% | 118% |
| 特定福祉用具購入費 | 2,801 | 2,440 | 3,342 | 2,989 | 3,254 | 3,553 | 94% | 75% | 94% |
| 住宅改修費 | 6,594 | 6,909 | 6,934 | 10,605 | 11,412 | 12,341 | 62% | 61% | 56% |
| 特定施設入居者生活介護 | 10,779 | 11,243 | 9,030 | 28,247 | 27,614 | 26,615 | 38% | 41% | 34% |
| (2) 地域密着型サービス | 567,027 | 704,499 | 747,281 | 590,289 | 755,557 | 875,626 | 96% | 93% | 85% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 405 | 975 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 夜間対応型訪問介護 | 293 | 1,501 | 1,554 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 認知症対応型通所介護 | 111,540 | 115,948 | 103,118 | 115,576 | 119,519 | 124,400 | 97% | 97% | 83% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 113,065 | 127,890 | 134,876 | 140,550 | 175,750 | 274,967 | 80% | 73% | 49% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 113,726 | 112,269 | 141,339 | 103,546 | 102,082 | 105,555 | 110% | 110% | 134% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 227,998 | 233,696 | 241,248 | 230,617 | 230,172 | 230,172 | 99% | 102% | 105% |
| 複合型サービス(看護小規模多機能居宅介護) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 地域密着型通所介護(仮称) | | 112,220 | 125,145 | | 128,034 | 140,532 | | 88% | 89% |
| (3) 施設サービス | 714,607 | 736,640 | 782,830 | 790,756 | 787,668 | 787,668 | 90% | 94% | 99% |
| 介護老人福祉施設 | 377,757 | 375,313 | 365,710 | 397,248 | 396,481 | 396,481 | 95% | 95% | 92% |
| 介護老人保健施設 | 234,342 | 254,124 | 286,929 | 286,437 | 284,323 | 284,323 | 82% | 89% | 101% |
| 介護療養型医療施設 | 102,509 | 107,203 | 130,192 | 107,071 | 106,864 | 106,864 | 96% | 100% | 122% |
| (4) 居宅介護支援 | 124,948 | 127,713 | 135,585 | 120,085 | 125,419 | 131,364 | 104% | 102% | 103% |
| 合計 | 2,329,146 | 2,403,382 | 2,515,893 | 2,457,984 | 2,557,857 | 2,749,588 | 95% | 94% | 92% |

| | 第6期実績 | | | 第6期計画 | | | 対計画値の比率 | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 総給付費 | 2,405,504 | 2,483,149 | 2,587,816 | 2,537,764 | 2,643,631 | 2,810,723 | 94.8% | 93.9% | 92.1% |

5. 地域支援事業の状況

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【事業内容】

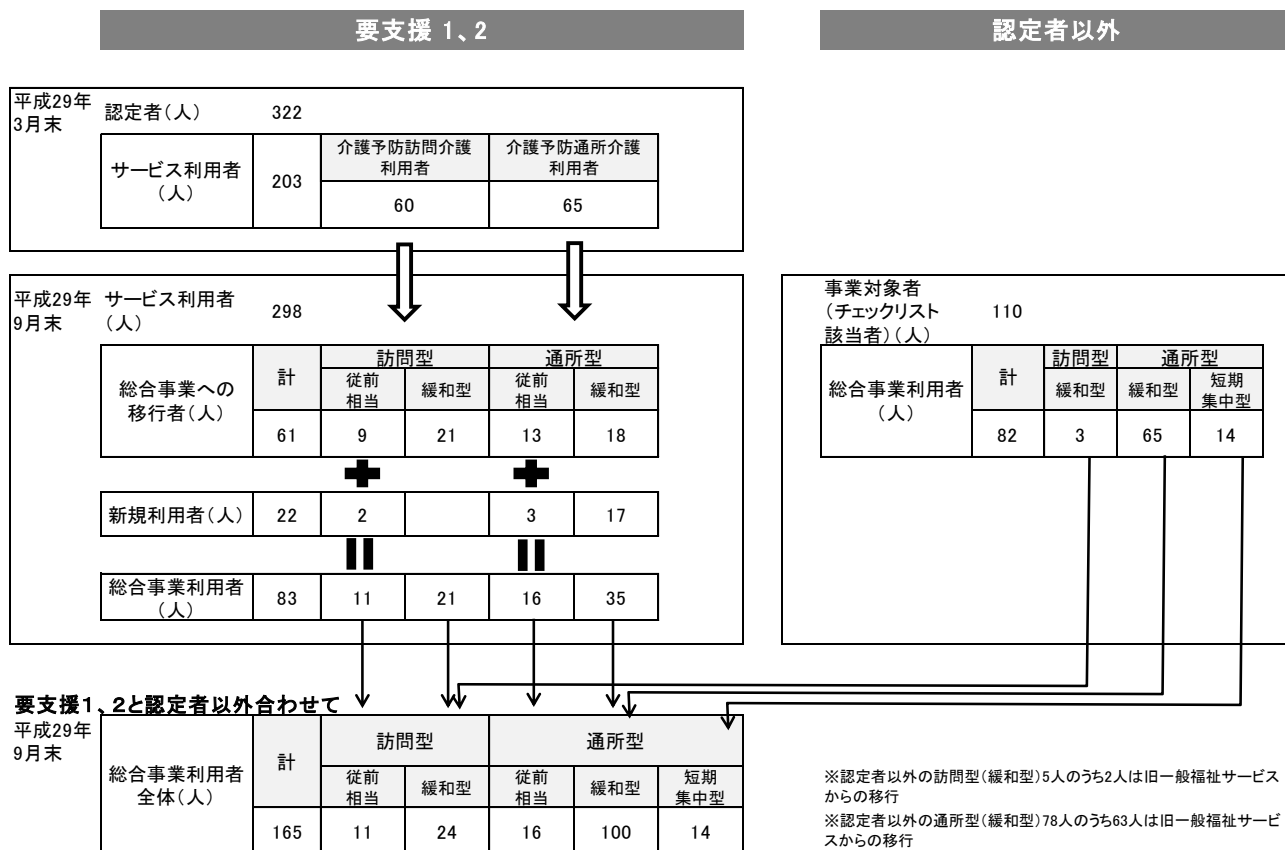
湖南省では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を開始し、要支援1、2の人については認定の有効期間に合わせて移行し、平成29年度末には、完全に総合事業に移行します。

また、基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された人については随時総合事業のサービスを利用しています。

■総合事業のサービス

| 実施事業 | 事業内容 |
|---------------|---------------------------------|
| 訪問型サービス（従前相当） | 今までの介護予防訪問介護と内容・料金ともに同じ。 |
| 訪問型サービス（A型） | 人員等緩和した基準による訪問型サービス。生活援助に限る。 |
| 短期集中型訪問サービス | 短期間で実施する栄養士や保健師による居宅での訪問指導。 |
| 通所型サービス（従前相当） | 今までの介護予防通所介護と内容・料金ともに同じ。 |
| 通所型サービス（A型） | 人員等緩和した基準による通所型サービス。入浴介助はない。 |
| 短期集中型通所サービス | 3か月間集中的に専門職による運動器の機能向上を目的とした教室。 |

■総合事業の利用者状況



(2) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

【事業内容】

平成 28 年度まで二次予防事業対象者に対して行っていた日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにし、目標を設定し、必要に応じて介護予防ケアプランの作成、モニタリングの実施、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を平成 29 年度からは総合事業対象者に対して行っています。

【現状と課題】

- 平成 28 年度までは二次予防事業の「喜楽らくらく塾」の参加者に対して介護予防プランを作成し、平成 29 年度からは総合事業の短期集中型通所サービス利用者に対してプランを作成します。
- 要支援と認定された対象者には、地域包括支援センター職員のほか、居宅介護支援事業所に委託して予防給付のケアプランを作成しています。計画値よりも実績の伸びが大きく、委託件数もかなり増えています。

<介護予防ケアプラン作成事業の実施状況>

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------------------|
| 二次予防事業参加者に対するケアプラン作成 | 26 人 | 26 人 | 25 人 | 26 人 | 41 人 | 「喜楽らくらく塾」参加者に対しケアプランを作成する。 |

<介護予防給付ケアプラン作成事業の実施状況：延べ件数>

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|-------------------------------|
| 介護予防給付プラン作成事業 | 委託分 | 1,315 件 | 1,630 件 | 1,864 件 | 2,235 件 | 2,452 件 | 予防給付やハイリスクの高齢者に対し、ケアプランを作成する。 |
| | 直営分 | 218 件 | 143 件 | 79 件 | 51 件 | 18 件 | |
| | 自己作成 | 24 件 | 13 件 | 13 件 | 12 件 | 12 件 | |

2) 総合相談支援業務

【事業内容】

地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげます。

【現状と課題】

- 地域包括支援センターにおける総合相談窓口のほか、市内 4 か所の高齢者支援センターに相談窓口を設置し、関係者と連携しながら高齢者のニーズに合わせた相談対応を行っています。
- 地域包括支援センターおよび高齢者支援センターに寄せられた相談を、利用者ごとに区分してシステム管理し、支援内容や経過を確認しながら時々の状況に応じた支援に役立てています。

＜高齢者支援センターの総合相談の実施状況＞

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 相談実件数 | 2,896 件 | 2,948 件 | 1,810 件 | 1,683 件 | 1,456 件 | 上記現状のとおり |
| 相談実延数 | 4,050 件 | 4,372 件 | 4,851 件 | 4,094 件 | 2,382 件 | |

3) 権利擁護業務

【事業内容】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供しています。特に、①成年後見制度の活用促進、②虐待事例等における老人福祉施設等への措置、③高齢者虐待への対応、④困難事例への対応、⑤消費者被害の防止に努めます。

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待や消費者被害、身寄りのいない高齢者の介護・福祉サービス、財産管理、身元保証（金銭管理・医療同意・身元引取）等のケースについて関係機関と連携しながら対応を行っているが、法や制度の活用のみによっては短期的に解決し難い困難事例も多く、内容が複雑化してきています。

＜権利擁護事業の実施状況＞

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 権利擁護に関する相談 | 延べ 112 件 | 延べ 130 件 | 延べ 100 件 | 延べ 110 件 | 延べ 109 件 | |
| 成年後見制度相談事業 | 延べ 8 件 | 延べ 51 件 | 延べ 50 件 | 延べ 66 件 | 延べ 70 件 | 成年後見制度の利用に関する相談を行う。 |
| 地域福祉権利擁護事業（利用に結びついた件数） | 8 件 | 4 件 | 4 件 | 4 件 | 1 件 | 社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行うと共に高齢者の生活支援、金銭管理等を行う。 |

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業内容】

包括的・継続的ケアマネジメントを目指し、①ケアマネジャーと関係機関の連携の支援および地域の連携・協力体制の整備、②ケアマネジャーのネットワークの構築と活用、③ケアマネジャーへの個別指導・相談および事例検討会や研修会等の実施、④困難事例への指導・助言を行います。

【現状と課題】

- ・月1回スキルアップや情報収集の場として居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。事例検討会等研修を実施していますがケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない現状があります。

- ・現状では地域ケア会議は個別ケア会議の実施のみとなっており、個別会議で抽出された課題を解決するための会議を開催していく必要があります。

＜包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施状況＞

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------------------|
| ケアマネジャー研修会・介護予防プラン作成研修 | 11 回 | 10 回 | 11 回 | 10 回 | 12 回 | ケアマネジャーに対して情報の提供や研修会を開催する。 |
| 地域ケア会議の開催 | 1 回 | 0 回 | 1 回 | 4 回 | ※57 回 | |

※うち 50 件は平成 28 年度から開始した例外利用検討会議

(3) 任意事業

1) 介護給付等適正化事業

【事業内容】

不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行います。

主要な適正化事業の内容は①認定調査状況チェック②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知の送付です。

【現状と課題】

- ①認定調査員の資質向上のため定期的に学習会を実施するほか、認定調査員による調査票をケアマネジャー資格を持つ職員がチェックを行っています。
- ②ケアプランの点検については、現在新規申請のプランのみ提出を求め点検をしています。平成 28 年度は申請件数 406 件のうち、156 件の提出がありました。提出の周知についてはケアマネ会議の場等を利用していましたが、周知が充分でなかったこともあり、全件のプラン提出には至っていません。提出されたものについては全件プラン内容を確認し、明らかに問題があるケースについてはケアマネジャーにプランの返却を行っています。今後は提出を求めるプランの抽出方法の検討が必要です。
- ③住宅改修については、工事内容や金額の妥当性を判断するために、必要があれば担当者が出向いて確認しています。平成 26 年度からは理学療法士が同行しています。また、住宅改修制度の内容を理解しやすいように、ホームページに施工業者向けのマニュアルを公開しています。
- ④国民健康保険・後期高齢者保険加入者については、突合・縦覧点検について国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。(認定者の 9 割が国民健康保険・後期高齢者保険加入者です。)
- ⑤介護サービス利用状況確認のため利用者に 2 か月に 1 度、介護給付費通知を送付しています。

2) 家族介護支援事業

【事業内容】

介護方法の指導や、要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、①介護教室の開催、②認知症高齢者見守り事業、③家族介護継続支援事業など、必要な事業を実施します。

【現状と課題】

- ①家族介護教室および認知症介護教室等の「家族介護教室」は、介護知識・技術の習得や参加者同士の交流の場となるほか、高齢者支援センターとの関わりを深めることができる場となっています。一方、認知症介護教室は、認知症への理解を深めるとともに、地域で生活する高齢者を支える仲間等として、各種事業への誘いかけや地域交流にもつながっています。
- ・家族介護者交流事業や家族会開催支援事業は、介護者相互の交流や介護者のリフレッシュに一定の成果はあるものの、内容や参加者の固定化などが見られ、実施方法等の見直しが必要です。
- ②地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用（おかえりネットワーク・徘徊高齢者家族支援サービス事業）を確立できましたが、ボランティア等による見守り訪問活動などが今後必要です。
- ③家族介護継続支援事業の一つとして、民生委員・児童委員を通じて介護激励金を支給しています。

<家族介護支援事業の実施状況>

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|
| 家族介護教室 | 延べ 112 人 | 延べ 92 人 | 延べ 58 人 | 延べ 46 人 | 延べ 50 人 | 介護者の集いを開催し、介護者の負担軽減を図ります。 |
| 認知症介護教室 | 延べ 62 人 | 延べ 72 人 | 延べ 51 人 | 延べ 177 人 | 延べ 49 人 | 認知症の理解を深める場や地域交流の場を設けています。 |
| 家族介護者交流事業（元気回復事業） | 32 人 | 29 人 | 22 人 | 22 人 | 23 人 | 介護者の交流できる場を提供し、介護に対するリフレッシュを図ります。 |
| 家族会開催支援事業 | 9 回 | 10 回 | 7 回 | 9 回 | 8 回 | デイサービスやグループホーム等における家族会の開催を支援します。 |
| 認知症サポーター養成事業 | 延べ 153 人 | 延べ 414 人 | 延べ 277 人 | 延べ 644 人 | 延べ 585 人 | 地域の依頼を受け、サポーター養成講座を行います。 |
| 認知症キャラバンメイト支援養成事業 | 年6回の連絡会と研修会・啓発活動 | 年6回の連絡会と研修会・啓発活動 | 年6回の連絡会と研修会・啓発活動 | 年6回の連絡会と研修会・啓発活動 | 年6回の連絡会と研修会・啓発活動 | 認知症キャラバンメイトの養成を継続的に行います。 |
| 寝たきり老人等介護激励金 | 96 人 | 104 人 | 98 人 | 101 人 | 115 人 | 在宅で寝たきり、または認知症の高齢者を介護されている介護者に支給します。 |

3) その他の事業

【事業内容】

介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、①成年後見制度利用支援事業、②福祉用具、住宅改修支援事業、③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、④認知症サポーター養成事業、⑤地域自立生活支援事業（◎高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、◎介護サービスの質の向上に資する事業、◎地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、◎家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）を実施します。

【現状と課題】

①成年後見制度の利用支援（審判の請求、費用負担、報酬助成）を実施することにより、権利擁護の観点に立った支援調整や、疎遠になっていた家族支援等につながっています。法定後見制度は、親族調整をはじめ、事務の煩雑さや、後見（保佐、補助）人候補者の調整、専門職後見の報酬額等の課題が多いです。

③地域支援事業実施要綱に掲げられている上記事業は下記のとおりほぼ実施しているが、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業が未実施となっています。

・生きがい活動支援事業は、介護認定が必要か否かのボーダーライン層の人を対象として、生きがい活動の場を提供することにより介護予防につながるほか、認知症を早期に発見でき、早い時期での介護保険への移行に結びついています。なお、生きがい活動支援事業は、平成29年4月から総合事業の通所事業へ移行し、基本チェックリストにより対象者の状態を判断し、自立へ向けたプランの作成を地域包括支援センター職員が行っています。今後対象者の増加によるプラン作成の負担増によるセンターの人員体制の強化を図る必要があります。

<その他の事業の実施状況>

| 事業 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 内容 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---|
| 成年後見制度等利用支援事業 | 0人 | 0人 | 1人 | 3人 | 3人 | 親族等がいなかったり経済的な理由のため成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の請求やその費用負担、また報酬の助成の支援を行います。 |
| 住宅改修支援事業(理由書作成) | 27人 | 11人 | 18人 | 15人 | 18人 | 適正な住宅改修のための理由書作成の支援を行います。 |
| 介護相談員設置事業(派遣回数) | 延べ313回 | 延べ317回 | 延べ312回 | 延べ330回 | 延べ331回 | 利用者と介護保険事業者のパイプ役として、介護相談員を養成し、相談機能の充実を図ります。 |
| ひとり暮らし高齢者ふれあい給食事業補助 | 延べ1,380食 | 延べ1,437食 | 延べ1,406食 | 延べ1,514食 | 延べ1,404食 | ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者に対し友愛訪問・安否確認を兼ねて給食を届けます。訪問回数は各年23回です。 |

| 事業 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 内容 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|
| 高齢者 24 時間対応型安心システム事業 | 84 件 | 88 件 | 80 件 | 79 件 | 77 件 | ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人に、事故等による通報に随時対応するための体制整備(電話を受付、適正なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等)を行います。 |
| 生きがい活動支援通所事業 (延べ人数・回数) | 2,246 人 331 回 | 1,963 人 329 回 | 2,454 人 323 回 | 2,698 人 331 回 | 2,898 人 325 回 | 家に閉じこもりがちな高齢者に趣味等の生きがい活動の機会と場を提供します。 |
| 高齢者住宅小規模改造助成 | 7 件 | 5 件 | 1 件 | 5 件 | 0 件 | 在宅での生活を支援するために、住宅改造を必要とする人に住宅改造に必要な経費の助成を行います。平成28年度から要綱を改正し、今まで介護給付の住宅改修と合わせて利用できていたものを介護認定者と同等の身体状況で、認定を受けていない方に助成することに変更したため、申請件数が減少しました。 |
| 外出支援サービス事業 | 9 人 | 5 人 | 3 人 | 2 人 | 2 人 | ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人で公共の交通機関を利用できない人に通院等の送迎を行います。登録後、転出や施設入所により利用者が減少しましたが平成28年度・29年度に新たに登録された人がいます。 |
| 高齢者ホームヘルパー派遣事業 | 9 人 | 7 人 | 7 人 | 6 人 | 6 人 | 週1回の生活援助のホームヘルパー派遣を行います。平成29年度から総合事業の訪問型サービス事業に移行しました。 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 2 人 | 体調が不良な状態に陥った場合などに老人ホーム等に一時的に宿泊していただき、生活の管理指導を行います。 |
| 福祉工房事業 | 21 回 | 20 回 | 21 回 | 20 回 | 22 回 | 福祉工房「あぼし」を拠点に、自助具・福祉用具等の相談・啓発・作成等を行います。 |

第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策

1. 基本理念

本市の高齢化は県下の他市と比較しても急速なテンポで進んでおり、その備えとして、高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して、いきいきと暮らすことのできるまちづくりが急務といえます。

そのためには、介護が必要となっても、また高齢者のみの世帯やひとり暮らしであっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

また、高齢者の健康寿命を伸ばし、いつまでも元気に地域社会に参画し、高齢者自身も生活支援等の担い手となることが期待されます。

国では、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等の措置を講ずるなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

また、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法が改正され、市民と行政が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、包括的な支援体制を整備することが求められています。地域共生社会の実現は、「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されるのではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のつながりを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現をめざすものです。

このため、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと自立支援・介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、多様な担い手による生活支援サービスの構築、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実などに積極的に取り組みます。

このような考え方から、本市では、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して、基本理念を次のとおり掲げます。

**高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
湖 南 市**

2. 基本目標と基本施策

基本目標Ⅰ いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

高齢期の生活を充実したものにすることは、生活の質を高め、ひいては健康寿命の延伸につながります。一人ひとりの高齢者が仕事や趣味などの生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動などの社会参加の場づくりや、仲間づくりのための機会創出に努めます。

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・重度化防止の推進に向けた取り組みを進めることが重要です。

要支援・要介護認定を受けずに、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けるためには、健康部門や生涯学習部門とも連携した体系的な健康づくりの取り組みが必要であり、高齢者自らが主体的に取り組めるような健康づくりの一環として、幅広く高齢者全般を対象とした一般介護予防事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーション^{*}の理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

^{*}高齢者リハビリテーションとは…生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すものである。

基本目標Ⅱ 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴って生活支援サービスの必要性が高まっています。

専門職によるサービスに加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。また生活支援サービスの充実・強化へ向けた「協議体」を第1層（市単位）および第2層（地域単位）で設置し、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが一体となって、外出支援や家事援助、配食など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

基本施策4. 総合的な認知症ケアの体制づくり

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしく安心して生活できるまちをめざして、認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の理解を深めるための普及・啓発や地域での見守り体制整備を進めます。

できるだけ認知症にならないための予防の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チームやサポート医等の医療機関等との連携、認知症ケアパスの普及啓発など

認知症の状態に応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、若年性認知症への支援、介護者への支援を図ります。

基本施策 5. 権利擁護の推進

認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者など困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう支援を行う必要があります。そのため、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」等関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携しながら、成年後見制度の啓発や利用の促進、高齢者の権利擁護・虐待防止のため、虐待支援ネットの充実や虐待防止等連携協議会の設置・運営等、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

基本施策 6. 医療と介護の連携

自宅等の住み慣れた地域での高齢者の在宅療養を支えるためには、退院支援、在宅療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で、在宅医療および在宅介護の一体的な提供に必要な在宅医療・介護連携を一層推進していく必要があります。

このため、在宅医療・介護連携支援センターをはじめとする医療と介護の連携拠点の充実、在宅医療を取り巻く環境整備、こなん在宅医療安心ネットワークなどによる情報の共有支援など在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。

基本施策 7. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、体制充実を図ります。

市全体における地域ケア会議に加えて、日常生活圏域ごとの地域ケア会議を開催し、各圏域の課題を把握することによって、地域のニーズに対応した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

市民にとって身近な相談支援やニーズの把握をふまえながら、適切なケアマネジメントを推進するための包括的・継続的支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの体制づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策 8. 介護サービスや住まいなどの基盤整備

介護が必要な高齢者が自分に合った介護サービスを適切に受けられるためには、多様なニーズに対応した介護サービスの充実と質の向上が必要となります。

在宅での生活の継続を希望する高齢者が多いこと、認知症高齢者の増加が予測されることなどをふまえ、引き続き地域密着型サービスなど、ニーズに応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、在宅での介護が継続できるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、相談支援の充実強化に取り組みながら、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

また、新たに創設された「共生型サービス」については、現在介護保険や障がい福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図るなど、国での議論も踏まえながら、介護保険および障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

さらに、滋賀県保健医療計画との整合を図るほか、介護離職ゼロへの対応からも、介護サービスの充実に努めます。

また、高齢者の住まいに係る施策との連携を図るとともに、高齢者等の移動支援やユニバーサルデザインのまちづくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

基本施策 9. 介護保険事業等の円滑な運営

引き続き第7期においても、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修および福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知など、介護給付の適正化に努め、介護保険事業の円滑化と進捗管理を推進します。また、サービスの質の向上のため、ケアマネジャーや事業者の資質向上へ向けた支援、苦情への適切な対応、利用者への情報提供の充実に努めます。

基本理念：高齢者がいきいきと自分らしく、
 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省

| 基本目標 | 基本施策 | 事業 | |
|----------------------------|----------------------------|--|--|
| Ⅰ. いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち | 1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進 | ①生きがいサービスと居場所づくりの推進 ②社会活動への参加促進 | |
| | 2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進 | ①健康づくりと介護予防事業の推進 | |
| Ⅱ. 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち | 3. 支えあいの地域づくり | ①多様な主体による生活支援サービスの創出 ②生活支援サービスの充実 ③緊急時・災害時の支援対策の強化 | |
| | 4. 総合的な認知症ケアの体制づくり | ①予防と早期対応の仕組みづくり ②若年性認知症の人への支援体制づくり ③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進 | |
| | 5. 権利擁護の推進 | ①権利擁護、虐待予防のための啓発 ②迅速で適切な虐待対応 ③権利擁護のための関係機関との連携強化 | |
| | 6. 医療と介護の連携 | ①在宅医療を支える環境整備 ②連携の課題抽出と対応の協議 ③医療と介護の連携拠点の充実 ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑤多職種連携のための研修 ⑥二次医療圏内における連携の推進 ⑦在宅看取りに向けた啓発 | |
| | 7. 地域包括支援センターの機能強化 | ①地域包括支援センターの体制整備 ②地域包括支援センター業務の着実な執行 ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検 | |
| | Ⅲ. 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち | 8. 介護サービスや住まいなどの基盤整備 | ①在宅生活を支えるための介護サービスの整備 ②介護保険施設サービス利用の適正化 ③サービスの質の向上 ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援 ⑤多様な住まいや交通環境の確保 |
| | | 9. 介護保険事業等の円滑な運営 | ①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③給付の適正化の推進（介護給付適正化計画） ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営 ⑤受給者の理解の促進 ⑥適正な財政運営の推進 ⑦計画の進捗管理と評価 |

3. 日常生活圏域の設定

これまで湖南省では、地域の主な特性を考慮して日常生活圏域を中学校区の4圏域と定め、地域包括支援センターを中心に圏域内のさまざまな社会資源の連携体制の強化を進めてきました。

第7期においても日常生活圏域を中学校区の4圏域とします。

なお、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定されています。

第4章 平成37（2025）年度の推計

1. 高齢者数と要介護等認定者数の見込み

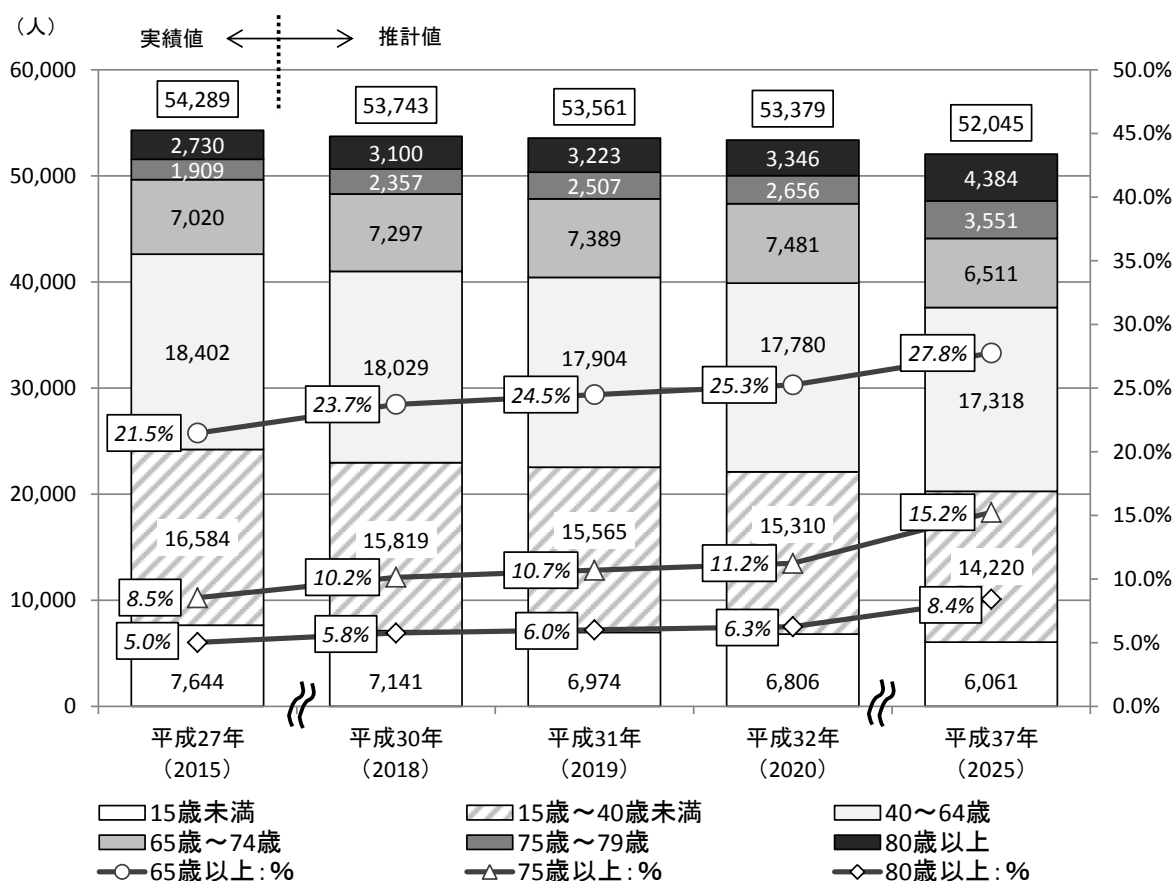
（1）高齢者数の見込み

将来人口については、平成27年の54,289人から平成32（2020）年には53,379人（1.7%の減少）、平成37（2025）年には52,045人（4.1%の減少）となると見込まれます。

高齢者人口は、平成27年の11,659人から平成32（2020）年には13,483人（15.6%の増加）、平成37（2025）年には14,446人（23.9%の増加）となると見込まれます。

高齢化率は、平成27年の21.5%から平成37（2025）年には27.8%（1.27倍）になると見込まれます。高齢者人口のなかでも、75歳以上人口がそれ以上の速さで増加し、その比率は平成27年の8.5%から平成37（2025）年には15.2%（1.79倍）、80歳以上人口の比率は、平成27年の5.0%から平成37（2025）年には8.4%（1.68倍）まで上昇すると見込まれます。

将来人口の見込み



※各年10月1日

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

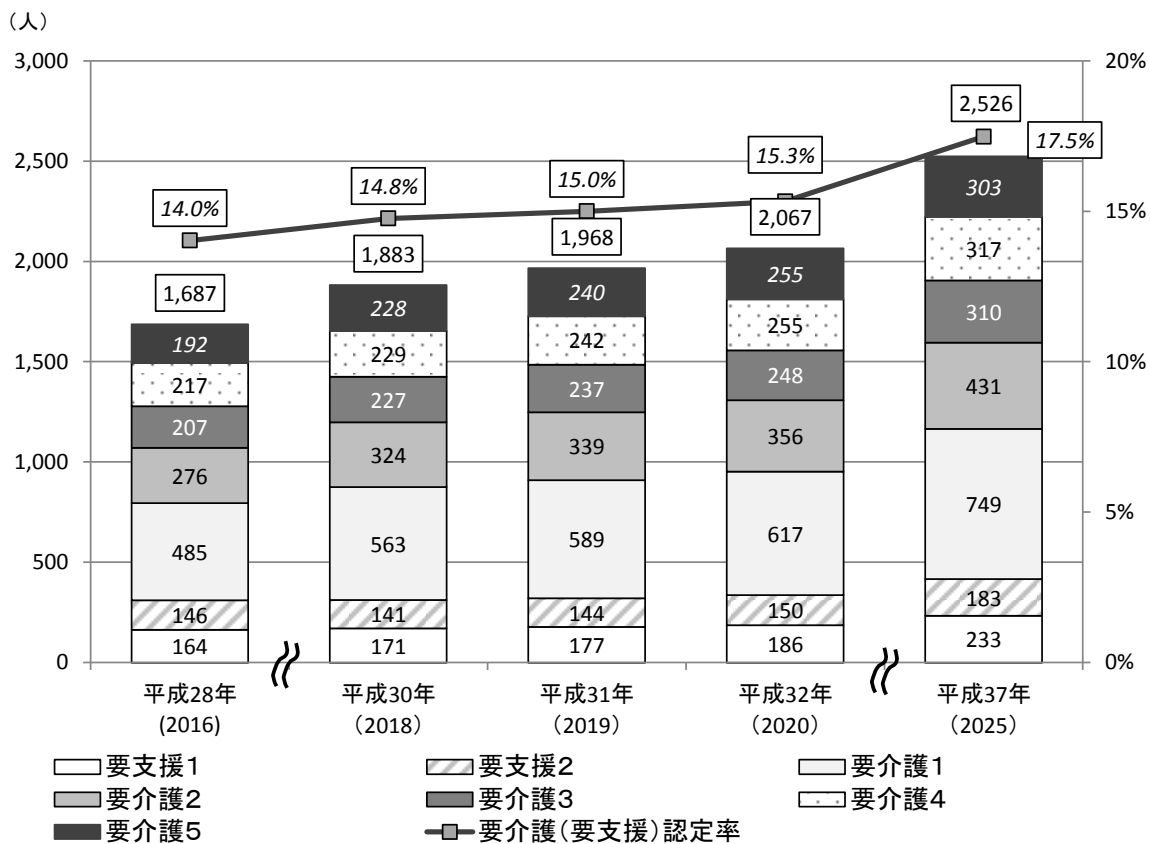
※実績値の総人口には年齢不詳も含まれるため、年齢区分の合計とは一致しません。

(2) 要介護等認定者数の見込み

平成28年度と平成29年度では平成28年度のほうが認定率がやや高くなっていることから、今回の認定者数推計では、平成28年度の性別5歳階級別介護度別の認定率が今後も続くものと仮定して各年度の認定者数を算出するものとします。

認定者総数は平成28年の1,687人から平成37(2025)年には2,526人と1.5倍に増加し、要介護(要支援)認定率も平成28年の14.0%から平成37(2025)年には17.5%と3.5ポイント増加すると見込まれます。

要介護(要支援)認定者数、認定率の見込み



※各年10月1日

2. 介護保険サービス基盤整備と給付の方針

(1) 居宅サービス

居宅サービスについては、認定者数や認知症の人の増加に伴うニーズの増加に対応するため、事業所やケアマネジャーの確保により、サービス提供量の充実を図ります。(具体的にはP76～)

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては各圏域での整備が進んできましたが、残された課題として、日枝中学校区に小規模多機能型居宅介護 1 か所の設置を見込みます。

また、認知症の人の増加に伴い、ケアマネジャー・アンケート結果でもニーズの高かった認知症対応型共同生活介護(2ユニット)および小規模多機能型居宅介護 1 か所の新たな設置を見込みます。
(具体的にはP94～)

(3) 施設サービス

ケアマネジャー・アンケートによると、居宅サービス利用者で介護保険施設(特別養護老人ホームや老人保健施設)への入所を申し込んでいる人 60 人のうち、十分な在宅ケアがあれば在宅生活の継続が可能と思われる人が 34 人となっており、その人数を除くと、介護保険施設への入所が必要と思われる人数は 26 人で、そのうち要介護 3～5 の重度の人は 20 人という結果でした。

施設サービスについては、毎年新規利用が一定数ある現状であり、このようなニーズにも対応できるものと考えられます。

ただし、10 床の短期入所生活介護から介護老人福祉施設への転換意向があり、これによる施設サービスの利用増加を見込みます。
(具体的にはP102～)

3. 平成 37（2025）年度までの介護サービスの見込み

（1）介護サービスの見込量

【介護予防】

単位：回（日）、人/月当たり

| | | 第6期実績 | | | 第7期計画 | | | 2025年 |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 介護予防サービス | | | | | | | | |
| 介護予防訪問介護 | 人数(人) | 58 | 60 | 49 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 回数(回) | 100 | 83 | 79 | 81 | 89 | 89 | 111 |
| | 人数(人) | 22 | 19 | 14 | 18 | 20 | 20 | 25 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回数(回) | 56 | 41 | 13 | 44 | 52 | 52 | 70 |
| | 人数(人) | 5 | 4 | 1 | 5 | 6 | 6 | 8 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人数(人) | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 8 |
| 介護予防通所介護 | 人数(人) | 61 | 67 | 44 | | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数(人) | 34 | 40 | 44 | 42 | 44 | 48 | 64 |
| | 回数(回) | 8 | 21 | 0 | 24 | 35 | 35 | 53 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 人数(人) | 2 | 3 | 0 | 4 | 6 | 6 | 9 |
| | 回数(回) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 回数(回) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人数(人) | 85 | 103 | 103 | 117 | 130 | 145 | 189 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人数(人) | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 介護予防住宅改修 | 人数(人) | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | | | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 介護予防支援 | | | | | | | | |
| | 人数(人) | 178 | 195 | 176 | 200 | 207 | 217 | 267 |

【介護】

| | | 第6期実績 | | | 第7期計画 | | | 2025年 |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 居宅サービス | | | | | | | | |
| 訪問介護 | 回数(回) | 4,046 | 4,367 | 4,664 | 5,178 | 5,501 | 5,841 | 7,135 |
| | 人数(人) | 233 | 240 | 241 | 287 | 303 | 320 | 392 |
| 訪問入浴介護 | 回数(回) | 158 | 151 | 172 | 203 | 211 | 224 | 273 |
| | 人数(人) | 29 | 25 | 30 | 34 | 35 | 37 | 45 |
| 訪問看護 | 回数(回) | 922 | 989 | 1,067 | 1,250 | 1,405 | 1,587 | 2,039 |
| | 人数(人) | 171 | 183 | 173 | 231 | 258 | 290 | 373 |
| 訪問リハビリテーション | 回数(回) | 391 | 446 | 402 | 426 | 475 | 536 | 793 |
| | 人数(人) | 37 | 42 | 38 | 45 | 50 | 56 | 83 |
| 居宅療養管理指導 | 人数(人) | 39 | 53 | 62 | 101 | 130 | 164 | 211 |
| 通所介護 | 回数(回) | 4,055 | 2,767 | 2,768 | 2,899 | 3,037 | 3,191 | 3,878 |
| | 人数(人) | 403 | 283 | 291 | 360 | 377 | 396 | 481 |
| 通所リハビリテーション | 回数(回) | 1,075 | 1,131 | 1,112 | 1,222 | 1,338 | 1,453 | 1,911 |
| | 人数(人) | 139 | 148 | 150 | 160 | 175 | 190 | 250 |
| 短期入所生活介護 | 日数(日) | 993 | 997 | 857 | 1,004 | 1,053 | 1,122 | 1,571 |
| | 人数(人) | 125 | 126 | 120 | 126 | 132 | 140 | 195 |
| 短期入所療養介護 | 日数(日) | 99 | 89 | 96 | 110 | 110 | 117 | 151 |
| | 人数(人) | 16 | 14 | 14 | 17 | 17 | 18 | 23 |
| 福祉用具貸与 | 人数(人) | 475 | 502 | 516 | 560 | 610 | 660 | 900 |
| 特定福祉用具購入費 | 人数(人) | 10 | 9 | 12 | 11 | 11 | 12 | 16 |
| 住宅改修費 | 人数(人) | 7 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 12 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 4 | 5 | 5 | 8 | 11 | 15 | 19 |
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数(人) | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 夜間対応型訪問介護 | 人数(人) | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 6 |
| 認知症対応型通所介護 | 回数(回) | 933 | 972 | 837 | 942 | 1,019 | 1,021 | 1,312 |
| | 人数(人) | 90 | 93 | 79 | 117 | 127 | 127 | 164 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 49 | 54 | 57 | 60 | 90 | 103 | 114 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人数(人) | 37 | 37 | 43 | 46 | 51 | 57 | 72 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数(人) | 78 | 77 | 76 | 77 | 77 | 77 | 77 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 回数(回) | | 1,342 | 1,339 | 1,516 | 1,582 | 1,655 | 2,020 |
| | 人数(人) | | 147 | 146 | 165 | 172 | 180 | 220 |
| (3) 施設サービス | | | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 人数(人) | 127 | 125 | 123 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| 介護老人保健施設 | 人数(人) | 75 | 82 | 89 | 87 | 87 | 87 | 87 |
| 介護療養型医療施設 | 人数(人) | 25 | 27 | 32 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| (4) 居宅介護支援 | 人数(人) | 755 | 755 | 745 | 896 | 951 | 1,011 | 1,246 |

(2) 介護保険給付費の見込み

- サービス見込量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。
- 介護報酬改定（プラス0.54%）の影響を見込んでいます。
- 地域区分として、第7期は引き続き7級地となります。

【介護予防】

単位：千円

| | 第6期実績 | | | 第7期計画 | | | 2025年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 介護予防サービス | 65,094 | 67,602 | 58,703 | 36,215 | 40,415 | 43,085 | 56,241 |
| 介護予防訪問介護 | 12,802 | 12,582 | 10,686 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 8,314 | 6,620 | 5,640 | 6,458 | 7,129 | 7,129 | 8,873 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 1,966 | 1,419 | 454 | 1,522 | 1,836 | 1,836 | 2,463 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 383 | 375 | 503 | 471 | 471 | 586 | 782 |
| 介護予防通所介護 | 19,791 | 20,656 | 14,780 | | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 12,309 | 13,920 | 15,491 | 14,755 | 15,433 | 16,777 | 22,369 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 597 | 1,530 | 0 | 1,752 | 2,497 | 2,497 | 3,745 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 77 | 84 | 0 | 0 | 0 | 347 | 347 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 4,096 | 5,600 | 5,870 | 6,373 | 7,119 | 7,983 | 10,444 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 717 | 611 | 316 | 535 | 535 | 535 | 764 |
| 介護予防住宅改修 | 2,697 | 3,073 | 3,832 | 3,164 | 4,210 | 4,210 | 5,269 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 1,330 | 1,130 | 1,131 | 1,185 | 1,185 | 1,185 | 1,185 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | 1,306 | 1,490 | 3,342 | 2,221 | 3,234 | 5,258 | 5,258 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1,263 | 1,490 | 3,342 | 2,221 | 3,234 | 5,258 | 5,258 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 介護予防支援 | 9,958 | 10,675 | 9,879 | 11,012 | 11,402 | 11,953 | 14,707 |
| 合計 | 76,358 | 79,767 | 71,923 | 49,448 | 55,051 | 60,296 | 76,206 |

【介護】

| | 第6期実績 | | | 第7期計画 | | | 2025年 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 居宅サービス | 922,564 | 834,530 | 850,197 | 941,624 | 1,020,159 | 1,109,151 | 1,419,799 |
| 訪問介護 | 133,064 | 140,649 | 154,692 | 167,845 | 178,321 | 189,351 | 231,166 |
| 訪問入浴介護 | 21,945 | 21,221 | 24,886 | 28,569 | 29,716 | 31,518 | 38,423 |
| 訪問看護 | 76,374 | 83,907 | 92,884 | 106,757 | 120,193 | 135,935 | 174,510 |
| 訪問リハビリテーション | 13,572 | 15,953 | 14,733 | 15,256 | 17,067 | 19,262 | 28,486 |
| 居宅療養管理指導 | 4,093 | 5,314 | 6,272 | 10,350 | 13,405 | 16,957 | 21,716 |
| 通所介護 | 361,434 | 242,729 | 243,406 | 255,915 | 268,877 | 283,210 | 343,837 |
| 通所リハビリテーション | 104,578 | 113,857 | 110,678 | 124,464 | 138,440 | 152,178 | 201,988 |
| 短期入所生活介護 | 99,703 | 98,477 | 85,479 | 99,703 | 104,588 | 111,739 | 156,327 |
| 短期入所療養介護 | 12,037 | 10,789 | 11,084 | 13,455 | 13,461 | 14,237 | 18,301 |
| 福祉用具貸与 | 75,590 | 81,043 | 86,777 | 90,704 | 100,049 | 109,324 | 147,579 |
| 特定福祉用具購入費 | 2,801 | 2,440 | 3,342 | 3,128 | 3,128 | 3,455 | 4,595 |
| 住宅改修費 | 6,594 | 6,909 | 6,934 | 8,231 | 9,376 | 9,376 | 12,591 |
| 特定施設入居者生活介護 | 10,779 | 11,243 | 9,030 | 17,247 | 23,538 | 32,609 | 40,280 |
| (2) 地域密着型サービス | 567,027 | 704,499 | 747,281 | 768,001 | 872,859 | 928,649 | 1,070,378 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 405 | 975 | 0 | 2,240 | 3,081 | 3,081 | 3,081 |
| 夜間対応型訪問介護 | 293 | 1,501 | 1,554 | 3,017 | 4,527 | 6,036 | 9,054 |
| 認知症対応型通所介護 | 111,540 | 115,948 | 103,118 | 112,348 | 121,745 | 121,944 | 155,963 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 113,065 | 127,890 | 134,876 | 141,637 | 213,430 | 242,599 | 269,298 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 113,726 | 112,269 | 141,339 | 137,360 | 152,173 | 170,005 | 214,393 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 227,998 | 233,696 | 241,248 | 232,137 | 232,241 | 232,241 | 232,241 |
| 複合型サービス(看護小規模多機能居宅介護) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護(仮称) | | 112,220 | 125,145 | 139,262 | 145,662 | 152,743 | 186,348 |
| (3) 施設サービス | 714,607 | 736,640 | 782,830 | 805,051 | 805,388 | 805,388 | 804,790 |
| 介護老人福祉施設 | 377,757 | 375,313 | 365,710 | 418,166 | 418,354 | 418,354 | 418,354 |
| 介護老人保健施設 | 234,342 | 254,124 | 286,929 | 271,349 | 271,470 | 271,470 | 271,470 |
| 介護療養型医療施設 | 102,509 | 107,203 | 130,192 | 115,536 | 115,564 | 115,564 | 114,966 |
| (4) 居宅介護支援 | 124,948 | 127,713 | 135,585 | 152,505 | 162,457 | 173,254 | 213,709 |
| 合計 | 2,329,146 | 2,403,382 | 2,515,893 | 2,667,181 | 2,860,863 | 3,016,442 | 3,508,676 |

| | 第6期実績 | | | 第7期計画 | | | 2025年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 総給付費 | 2,405,504 | 2,483,149 | 2,587,816 | 2,716,629 | 2,915,914 | 3,076,738 | 3,584,882 |

第2部 各論

基本施策の取り組み

第7期湖南省高齡者福祉計画・介護保険事業計画 施策の体系

基本理念：「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」

基本目標：Ⅰ いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策：1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|---------------------|----|-----------------------------|----|
| ①生きがいサービスと居場所づくりの推進 | ◎ | 安心応援ハウス支援事業 | 40 |
| | | サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成 | 40 |
| ②社会活動への参加促進 | | 生活支援サービスの担い手の養成 | 41 |
| | | 学びの場づくり・活動支援 | 41 |
| | | シルバー人材センターとの連携 | 41 |

基本施策：2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|------------------|----|--------------------|----|
| ①健康づくりと介護予防事業の推進 | | 健康相談事業 | 42 |
| | | 健康教育 | 42 |
| | | ◎ 介護予防把握事業 | 43 |
| | | 介護予防普及啓発事業「出前健康講座」 | 43 |
| | | 地域介護予防活動支援事業 | 43 |
| | | 一般介護予防事業評価事業 | 43 |
| | | 地域リハビリテーション活動の支援 | 43 |

基本目標：Ⅱ 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策：3. 支えあいの地域づくり

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|----------------------|----|-----------------------------|----|
| ①多様な主体による生活支援サービスの創出 | | 生活支援コーディネーターの設置 | 44 |
| | | 協議体の設置・運営 | 44 |
| | | ◎ 身近な地域での生活支援体制づくり | 44 |
| | | 生活支援サポーターの養成支援と活動の推進 | 44 |
| ②生活支援サービスの充実 | | 外出支援サービス事業 | 45 |
| | | 「食」の自立支援事業（配食サービス） | 45 |
| | | 配食によるひとり暮らし高齢者見守り安心ネットワーク事業 | 45 |
| ③緊急時・災害時の支援対策の強化 | | 24時間対応型安心システム事業 | 46 |
| | | 重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成 | 46 |
| | | 福祉避難所の利用調整 | 46 |

基本施策：4. 総合的な認知症ケアの体制づくり

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|---------------------------|----|-------------------------|----|
| ①予防と早期対応の仕組みづくり | | 出前講座やシンポジウムなど学びの場づくり | 47 |
| | | 認知症初期集中支援チームの設置・充実 | 47 |
| | | 専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携 | 47 |
| | | 認知症ケアパスの普及・啓発 | 48 |
| | | ◎ 認知症地域支援推進事業 | 48 |
| | | もの忘れ相談事業 | 48 |
| ②若年性認知症の人への支援体制づくり | | 本人・家族や企業等への聞き取り調査 | 48 |
| | | 市民や企業等への研修・啓発 | 48 |
| | | 関係機関との連携 | 48 |
| | | 相談窓口の設置 | 49 |
| ③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進 | | 認知症の理解の啓発 | 49 |
| | | 高齢者あんしん見守りネットワークの充実 | 49 |
| | | おかえりネットワークの充実 | 49 |

基本施策：5. 権利擁護の推進

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|---------------------|----|-------------------------------|----|
| ①権利擁護、虐待予防のための啓発 | | パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知 | 50 |
| | | 区・自治会や企業等への出前講座などによる啓発活動の推進 | 50 |
| ②迅速で適切な虐待対応 | ◎ | ケアマネジャー等関係者へのマニュアルの周知と研修会の実施 | 51 |
| | | 虐待対応マニュアルに沿った適切な対応 | 51 |
| | | 適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減 | 51 |
| ③権利擁護のための関係機関との連携強化 | | 虐待支援ネット等の活用および医療機関・警察等との関係づくり | 52 |
| | | 虐待防止等連携協議会の設置・運営 | 52 |
| | | 成年後見センター等関係機関との連携 | 52 |
| | | 成年後見制度の利用支援の促進 | 52 |

基本施策： 6. 医療と介護の連携

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|-----------------------|----|-----------------------------|----|
| ①在宅医療を支える環境整備 | | 病院と訪問診療医の連携支援 | 53 |
| | | 地域の医療・福祉資源の把握と活用 | 53 |
| ②連携の課題抽出と対応の協議 | ◎ | 各専門職種との会議による課題抽出と対策の検討 | 54 |
| ③医療と介護の連携拠点の充実 | | 在宅医療・介護連携支援センターとコーディネーターの充実 | 54 |
| ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 | | 地域連携パス等の情報共有ツールの活用 | 55 |
| | | 介護職種を対象とした医療教育に関する研修の実施 | 55 |
| ⑤多職種連携のための研修 | | グループワーク等の多職種参加型研修の実施 | 55 |
| | | | |
| ⑥二次医療圏内における連携の推進 | | 病院との入退院支援ルールの策定 | 56 |
| ⑦在宅看取りに向けた啓発 | | シンポジウムや出前講座の実施 | 56 |
| | | 啓発の実施 | 56 |

基本施策： 7. 地域包括支援センターの機能強化

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|-------------------------|----|---------------------------|----|
| ①地域包括支援センターの体制整備 | | 直営によるセンター運営のための専門職の計画的な確保 | 57 |
| | | 専門職の研修会の積極的な受講 | 57 |
| ②地域生活支援センター業務の着実な執行 | ◎ | 生活支援サービスの体制整備 | 60 |
| | | 在宅医療・介護の連携の推進 | 60 |
| | | 認知症施策の推進 | 60 |
| | | 地域ケア会議の推進 | 60 |
| | | 総合相談事業の充実 | 60 |
| | | 介護予防事業の推進 | 60 |
| | | 権利擁護の推進 | 60 |
| | | 介護予防ケアマネジメントの推進 | 60 |
| | | 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 60 |
| | | PDCAサイクルによる事業評価の実施 | 62 |
| ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検 | | 運営協議会への報告と検証 | 62 |

基本目標： Ⅲ 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策： 8. 介護サービスや住まいなどの基盤整備

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 | | |
|--|----|-------------------------|----|--------------------|----|
| ①在宅生活を支えるための介護サービスの整備 ＜介護予防・日常生活支援総合事業＞ | | 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) | 63 | | |
| | | 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) | 63 | | |
| | | 訪問型サービスB(住民主体による支援) | 63 | | |
| | | 通所型サービスB(住民主体による支援) | 63 | | |
| | | 通所型短期集中予防サービス事業 | 63 | | |
| | | 訪問型短期集中予防サービス事業 | 64 | | |
| | | ＜介護保険サービス＞ | ◎ | 地域密着型サービス等の整備・充実 | 64 |
| | | | | 居宅サービスの充実 | 64 |
| | | | | 介護離職ゼロへつなげる取り組みの推進 | 64 |
| | | | | 医療計画との整合 | 64 |
| ②介護保険施設サービス利用の適正化 | | 共生型サービスの提供 | 64 | | |
| | | 特例入所の適切な入所判定 | 65 | | |
| ③サービスの質の向上 | | 第三者評価の推進 | 66 | | |
| | | 介護相談員設置事業の継続 | 66 | | |
| | | 事業者協議会による研修会の開催 | 66 | | |
| ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援 | | 家族介護教室 | 67 | | |
| | | 家族介護者交流事業 | 67 | | |
| | | 在宅寝たきり老人等介護激励金の支給 | 67 | | |
| ⑤多様な住まいや交通環境の確保 | | 多様な住まい方の検討 | 67 | | |
| | | 高齢者にやさしい交通環境の確保 | 67 | | |

基本施策： 9. 介護保険事業等の円滑な運営

| 事業 | 重点 | 個別事業 | 頁 |
|---------------------------|----|-----------------------|----|
| ①要介護認定の適正化 | | 専門職による認定調査内容の点検 | 68 |
| | | 調査員研修会の実施 | 68 |
| | | 合議体間の平準化 | 68 |
| ②ケアマネジメントの適正化 | | ケアプランの点検 | 69 |
| | | 地域ケア会議におけるケアマネジメント支援 | 69 |
| ③給付の適正化の推進 (介護給付適正化計画) | | ケアマネ会議における事例検討や情報交換 | 69 |
| | | 縦覧点検・医療情報の突合 | 70 |
| | | * 国保連合会介護給付適正化システムの活用 | 70 |
| | | 事業者実地調査の実施 | 70 |
| | | 住宅改修・福祉用具の実地調査 | 70 |
| ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営 | | * 国保連合会の給付費通知の送付 | 70 |
| | | チェックリストの活用推進 | 71 |
| ⑤受給者の理解の促進 | ◎ | 総合事業の啓発と周知 | 71 |
| | | 介護保険制度の正しい理解の推進 | 72 |
| ⑥適正な財政運営の推進 | | 収入に応じたきめ細やかな負担額の設定 | 72 |
| | | 適正な債権管理事務の執行 | 72 |
| ⑦計画の進捗管理と評価 | | 目標・達成度の評価・点検 | 73 |
| | | 介護保険運営協議会への報告と検証 | 73 |
| | | 庁内連携の推進 | 73 |

※国保連合会：国民健康保険団体連合会

第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいくりと社会参加活動の促進

事業1-① 生きがいサービスと居場所づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 生きがいくり支援と居場所づくりの一環として、安心応援ハウス事業や小地域福祉活動、あつたかほーむ事業、まちづくり協議会における地域福祉活動など、地域が主体的に取り組む地域福祉活動を支援しています。
- ◆ 「安心応援ハウス事業」によるサロン活動は20か所の区・自治会等で実施されていますが、半数以上の地域で未実施であるほか、サロン活動の実施状況も地域によりばらつきが大きい現状です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 安心応援ハウス事業は、その事業内容の実態が地域によってばらつきが大きいいため、補助金の支給要件の見直しを図るとともに、取り組み地域の拡充を図ります。また、事業に直接携わっているスタッフ同士の情報交換会の開催やサロン従事者養成研修会の実施など、サロン活動の内容の充実、推進を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------------------|--|
| ◎安心応援ハウス支援事業 | 地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防および生きがいや交流ができる場所を市内のすべての地域で設置・運営されるよう支援します。 |
| サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成 | 他の高齢者サロンがどのような活動をしているか把握し合うことで、今後の活動がより活発かつ多様なものにつながることを目的に、各サロンの活動紹介・情報交換の場として交流会を設けます。また、新たなサロン運営の担い手となるボランティアを養成するための講座等を開催します。 |

事業1-② 社会活動への参加促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 老人クラブ活動、まちづくり協議会活動、ボランティア活動など、多様な社会参加の機会の拡充に努めています。
- ◆ シルバー人材センターと連携し、働く意欲のある高齢者の就労支援に努めています。
- ◆ 生活支援サービスの多様な担い手として、区・自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、ボランティアなどの活動への期待は大きいものがあります。

【課題と今後の方針】

- ◇ 老人クラブ、社会福祉協議会、区・自治会、まちづくり協議会、ボランティア、NPOなど多様な団体・機関等の参画を得て、庁内にも横断的組織をつくり連携しながら、地域の支えあい体制づくりの協議を進めます。
- ◇ 団塊の世代をはじめとする高齢者が持つ豊富な知識や技術、経験を次世代に引き継ぐための機会を積極的に創出し、高齢者の生きがいと役割づくりを進めます。
- ◇ 高齢者には、生活支援サービスの担い手や高齢者見守りネットワークの支える側の一員として地域に貢献いただけるようなしくみづくりに取り組みます。
- ◇ シルバー人材センターについて、多様な業務受注の拡大を支援するなど、今後も高齢者の就労支援に努めます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------|--|
| 生活支援サービスの担い手の養成 | NPOやボランティア、民間企業、協同組合、区・自治会、まちづくり協議会や自主活動グループなどが主体となったさまざまなサービスの提供や介護予防の場づくりが必要です。このため、社会福祉協議会やボランティアセンターなどと連携して、地域単位で第2層の協議体を設置し、生活支援コーディネーターの育成を図りながら、元気高齢者などが新たな担い手として活躍し、社会参加・貢献できるしくみを構築します。 |
| 学びの場づくり・活動支援 | まちづくり協議会や老人クラブ・ボランティア団体等に地域の生活や福祉課題に関する学習テーマの提案や講師の派遣など、学びの場づくりの支援を行うことにより、地域課題に関心を寄せる市民の発掘や養成を図り、地域活動やボランティア活動への参加を促します。 |
| シルバー人材センターとの連携 | 高齢者が今まで培ってきた知識や技術を生かし、いつまでも元気に生きがいを持って働ける場づくりを進めるシルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援のために連携を図ります。 |

基本施策 2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

事業 2-① 健康づくりと介護予防事業の推進

<健康づくり>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市では、「健康こなん21計画（第2次）」に基づき、すべての市民が生涯にわたり健康を維持・増進し、豊かな生活を営むことができるように、生活習慣病や栄養・食生活などの各領域において市民の行動目標と市や関係機関の取り組みを定め、健康づくり事業や保健事業を推進しています。
- ◆ 運動・スポーツの週1回以上の実施率は、60歳、70歳代が高く、また、今後、運動・スポーツをしてみたい割合も、60歳代において64.0%と高くなっています。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

【課題と今後の方針】

- ◇ 「健康こなん21計画（第2次）」で定めた各領域における目標の達成に向けて取り組みます。
- ◇ 「ライフステージに応じた体と心を癒すスポーツ活動の継続」を基本方針のひとつとして掲げるスポーツ推進計画に基づき、楽しみながらの適度な運動の推進、健康づくりに欠かせない栄養面や生活習慣からのサポート、多種目を体験できる総合型地域スポーツクラブを活用したスポーツ活動や体力づくりを推進します。
- ◇ 高齢者が健康で自立して暮らすことができる期間を伸ばすために、健康づくり活動に主体的に参加・継続できるしきみを、新しい総合事業の取り組みのなかで検討します。
- ◇ 閉じこもりやうつ病など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、予防活動につなげフレイル^{*}状態に至ることを未然に防ぐための把握事業を行います。

※フレイル（虚弱）とは、厚生労働省は「加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障がい、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態」と定義している。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------|--|
| 健康相談事業 | 高齢者の集まりの場を利用して、保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士等の専門職が、血圧測定や健康に関する相談、指導助言を行います。 |
| 健康教育 | 高齢者サロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりにおいて、介護予防やロコモティブシンドロームなどについての健康教育を出前講座で行い、健康づくりの関心を高め主体的な取り組みを支援します。 |

<介護予防事業>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護予防に資する知識の普及・啓発については、高齢者サロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりにおいて、出前により運動・口腔・栄養・その他（希望に応じ、認知症や

介護保険制度等)について健康講座を実施しています。市民のニーズや話題を取り入れた魅力的なメニューになるよう工夫が必要です。

- ◆ いきいき百歳体操は年々取り組む地域が増え、平成28年3月末現在、48か所およそ750人の市民が取り組んでいます。
- ◆ 地域リーダー養成事業として、男性の料理教室、料理教室後のOB会活動支援やいきいき百歳体操代表者、安心応援ハウス代表者等の交流会を実施しています。
- ◆ 退職後の方が地域に参加するきっかけとして、また、これからの生き方を考える場として地域参画事業を実施しています。「こなんTHEボイスプロジェクト」では、市内5か所およそ150人が年間15回の教室に参加しました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 出前健康講座について市広報紙やホームページを積極的に活用して啓発に努めるとともに、身近な場所で開催し、市民の健康づくりへの取り組み意欲を高めます。
- ◇ 地域介護予防活動支援事業は、退職後の方々が、これまで培ってきたノウハウや技術、ネットワークを活かし人生の第二幕としてこれからの生活を営むなかでの心構えや生き方、楽しみを再発見し積極的に地域へ参画するきっかけとなるよう取り組んでいきます。
「いきいき百歳体操」については、市民主体で気軽に取り組める体操としての取り組みを推進し、未実施地区への活動の呼びかけを続けるとともに、実施地区が活動を継続できるよう支援します。
また、地域リーダー養成事業では、介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援などを行います。
- ◇ 予防事業で取り組む事業が適切かつ効果的に実施されるよう事業内容に応じて指標を設定し、評価を行っていきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------------|--|
| ◎介護予防把握事業 | 閉じこもりやうつ病など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、予防活動につなげるために把握事業を行います。 |
| 介護予防普及啓発事業 「出前健康講座」 | 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、専門職等を身近な集いの場（サロン、老人クラブ等）へ派遣し講座を開催します。現在の主な講座内容は、運動、口腔ケア、栄養、認知症等ですが、今後は、在宅看取りについての関心と理解を深める機会をつくっていきます。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | いきいき百歳体操、男性の料理教室、地域リーダー養成事業など、地域住民が主体となって取り組む介護予防活動を支援します。 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 予防事業で取り組む事業が適切かつ効果的に実施されるよう事業内容に応じて指標を設定し、評価を行います。 |
| 地域リハビリテーション活動の支援 | 地域における介護予防(自立支援)の取り組みを機能強化するため、通所・訪問事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリ専門職が関与していきます。生活支援の観点から助言指導ができるよう、リハビリ専門職種の資質の向上を図ります。 |

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

事業3-① 多様な主体による生活支援サービスの創出

【取り組みと現状分析】

- ◆ NPOや企業が外出支援サービス、配食サービスや買い物サービスなどを行っています。
- ◆ 市シルバー人材センターでは、知識や技術を生かして働くことを通じて喜びや生きがいを感じる場や社会貢献の場づくりを進めています。
- ◆ 市ボランティアセンターには多くのボランティアサークルの登録があり、ボランティアコーディネーターのマッチングにより活発なボランティア活動が展開しています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援サポーターを養成し、ひとり暮らし高齢者を対象に見守り活動を実施しています。
- ◆ 区・自治会や有志による高齢者の居場所づくりとして、安心応援ハウスやサロン活動が行われています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市社会福祉協議会が育成した生活支援サポーターや既存のインフォーマルサービス等を周知し、有効活用できるように働きかけます。
- ◇ 生活支援サービスの担い手として活躍することで元気高齢者の生きがいづくりにつながるような活動を推奨するために、団体の活動補助制度などについて検討します。
- ◇ ボランティア等生活支援の担い手の養成・発掘や、地域資源の開発やネットワーク化を進める生活支援コーディネーターの配置、さらに、多様なサービス提供主体が参画する協議体を組織し、情報の共有や協働により本市の生活支援サービスの提供体制の整備を図ります。
- ◇ 全世代を支えるアクティブシニア（元気高齢者）の活躍できる場の整備を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|----------------------|--|
| 生活支援コーディネーターの設置 | 地域のニーズと資源の状況の見える化や問題提起、多様な主体への協力の働きかけ、関係者のネットワーク化などの役割を担う生活支援コーディネーターの配置を図ります。コーディネーターは、協議体の活動を進めながら適任者の配置を行います。 |
| 協議体の設置・運営 | 地域での生活支援体制づくりに向けて、社会福祉法人、NPO、企業、協同組合、ボランティアなど、市内で生活支援サービスを実施する関係団体等の参画を得て、協議体を設置します。そして、本市における生活支援サービスの構築に向けて、情報共有や連携・協働による取り組みを推進します。 |
| ◎身近な地域での生活支援体制づくり | 区・自治会、まちづくり協議会や老人クラブなど、地縁組織を核とした助けあいの生活支援体制づくりを、先進事例に学びながら進めていきます。 |
| 生活支援サポーターの養成支援と活動の推進 | 社会福祉協議会が実施している生活支援サポーター養成講座に協力し、地域での見守りや家事等のお手伝いなどの活動を推進します。 |

事業3-② 生活支援サービスの充実

【取り組みと現状分析】

- ◆ NPO、企業による外出支援サービスや配食サービスが行われています。また、生活協同組合なども新たな担い手として参入してきています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援サポーターを養成し、地域の声かけ・見守り体制の構築に取り組んでいます。

【課題と今後の方針】

- ◇ NPO、企業による外出支援サービスや配食サービスについては、多様な担い手による多様な生活支援サービス事業として推進していきます。
- ◇ ミニデイサービスや配食、掃除・洗濯、草引き等の生活支援サービスをNPO、企業やボランティアで行うしくみづくりを検討し構築していきます。特に、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側にもなれることを意識したしくみづくりに配慮します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------------------|--|
| 外出支援サービス事業 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、一般の交通機関を利用することが困難な人に対し、自宅と医療機関等との間の送迎を行います。 |
| 「食」の自立支援事業（配食サービス） | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、自ら調理をすることが困難な人に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行います。 |
| 配食によるひとり暮らし高齢者見守り安心ネットワーク事業 | ひとり暮らしの高齢者に対して、ボランティア等の協力による給食の配達を行います。給食を配達することで、安否確認とともに高齢者の孤独感の解消や地域とのつながりの強化に努めます。 |

事業3-③ 緊急時・災害時の支援対策の強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の人の事故等の緊急時に対応する高齢者24時間対応型安心システムを導入しています。
- ◆ 災害時における避難行動要支援者の名簿作成は進んでいますが、個別避難支援プランは未だ作成ができていません。避難行動要支援者の範囲がかなり限定された人となっているため、要配慮者の安否確認や避難誘導の支援体制づくりが地域に求められており、区・自治会におけるその取り組みにはバラつきが見られます。
- ◆ 福祉避難所の指定については、平成29年度において21法人（42施設）と「災害時における福祉避難所の開設および運営に関する協定」を締結しました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市広報紙をはじめ民生委員等を通じて高齢者24時間対応型安心システムの周知を図り、利用者の増加を図ります。
- ◇ 避難行動要支援者として登録された人については、随時、個別避難支援プランを作成していきます。また、区・自治会における災害時の避難支援体制づくりについては、市としてモデルを示すなどにより、すべての地域において取り組みが進むよう区長会や民生委員・児童委員協議会等と連携しながら推進します。
- ◇ 福祉避難所については、いざというときに機能するよう、指定後においても継続的に事業者との協議を行い、また日ごろからの信頼関係の構築に努めます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|----------------------|--|
| 24時間対応型安心システム事業 | ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人の事故等による緊急事態に随時対処するとともに、高齢者の相談に応じる24時間体制（電話受付、適正なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターの配置）を整備することにより、日常生活の不安の解消と安全を確保します。 |
| 重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成 | 避難行動要支援者の対象者の把握と名簿への登録を進め、区・自治会や民生委員の協力を得ながら個別避難支援プランの作成を進めます。作成した名簿やプランは支援者間で共有していきます。 |
| 福祉避難所の利用調整 | 災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者等が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の高齢者施設を福祉避難所に指定し、平常時から災害に備えた関係の構築に努めます。 |

基本施策 4. 総合的な認知症ケアの体制づくり

事業 4-① 予防と早期対応の仕組みづくり

【取り組みと現状分析】

- ◆ 甲賀地域認知症疾患医療連携協議会で年1回講演会を実施するとともに、認知症介護教室の一環として、その他教室等でも随時講話を行っています。
- ◆ 認知症の相談窓口が十分認知されていない現状です。
- ◆ 認知症の状態に応じて適切なサービス等が選択できるような認知症ケアパスを作成しました。
- ◆ 早期発見・早期対応を目的として、認知症疾患医療センターの医師と地域包括支援センター職員が同行して家庭訪問を行う「もの忘れ相談」を年6回実施し、専門医の受診・治療につながるきっかけとなっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市民の誰もが参加できる講演会の実施と、区・自治会、学校、企業での開催も検討します。その際には、出前講座の形態による開催に努めます。
- ◇ 地域包括支援センターや、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター等が認知症に関する相談窓口であることを周知するとともに、必要な支援を行える体制を強化します。
- ◇ 認知症ケアパスや、リーフレットの配布、ホームページでの啓発を行います。
- ◇ 認知症初期集中支援チームを設置し、訪問等による情報収集をもとに支援方法を検討し、初期に集中的に支援を行います。その際には、専門医療機関、サポート医、かかりつけ医と連携しながら、アセスメントシートを利用しケース対応を行っていきます。
- ◇ 市民に対し自分で確認できるセルフチェックシート等の啓発を行い、早期対応につなげます。
- ◇ 認知症地域支援推進員の養成支援をしていきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-------------------------|--|
| 出前講座やシンポジウムなど学びの場づくり | 「介護予防普及啓発事業」や認知症地域支援推進員等の活動を通じて、認知症に対する偏見をなくし正しい理解が進む機会をつくっています。今後も、出前講座により認知症予防のための知識と生活習慣の啓発に努めます。 |
| 認知症初期集中支援チームの設置・充実 | 平成30年に認知症初期集中支援チームを設置します。チーム員が認知症が疑われる人等と家族を訪問してアセスメントを実施し、認知症専門医、サポート医等複数の専門職で家族支援などの初期の支援方法を考え、チーム員を中心に包括的・集中的に自立生活のサポートを行います。 |
| 専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携 | 地域での認知症診断・治療・ケアが効果的に行われるよう、かかりつけ医と認知症専門医、サポート医との連携を図ります。より早い段階から適切な医療と介護サービスが提供できる体制を整備し、地域における認知症の早期発見・早期対応を促進します。 |

| | |
|---------------|--|
| 認知症ケアパスの普及・啓発 | 認知症を発症した人やその家族が、どこに相談をすればよいか、医療や介護などの地域資源がどこに存在し、どのような支援を受けることができるのかを早めに理解できることを目的として作成した認知症ケアパスの冊子を広く活用いただくよう、市民や支援機関等に積極的に提供していきます。 |
| ◎認知症地域支援推進事業 | 各生活圏域(中学校区)にある認知症対応通所介護事業所(認知症デイサービスセンター)にある認知症カフェ等を継続し、誰もが利用できる場づくりを行い、認知症の啓発を図ります。その際には、市地域包括支援センターに配置予定の認知症地域支援推進員と協力し、本事業のガイドラインを受託事業者とともに検討を進めます。また、生活圏域での課題等の情報交換を行い、認知症ケアパスの見直しや地域課題の整理を行います。 |
| もの忘れ相談事業 | 認知症の早期発見、治療・ケアにつなげるため、もの忘れや認知症についての不安がある人やその家族を対象に、専門医による相談を行います。 |

事業4-② 若年性認知症への支援体制づくり

【取り組みと現状分析】

- ◆ 若年性認知症の人やその家族への支援は手探りの状態で、支援者や市民の理解も不十分な現状です。
- ◆ 平成26年度から実施している認知症地域支援推進事業のなかで、受託法人のひとつが若年性認知症の理解を深めるための研修会を定期的開催し、支援者の資質の向上を図っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 若年性認知症の人やその家族の実態を把握し、ニーズを探り、課題や施策を検討します。
- ◇ 介護事業所やケアマネジャー、企業や市民に対し、若年性認知症の理解を図る研修や啓発を行います。
- ◇ 本人の居場所づくりや相談体制を構築します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-------------------|---|
| 本人・家族や企業等への聞き取り調査 | 市内に居住する若年性認知症者や家族の生活実態、サービスの利用状況やニーズ等について、本人や家族をはじめ雇用主の企業などからも聞き取り調査を行い、認知症地域支援推進事業やその他若年性認知症の支援策の検討を進めます。 |
| 市民や企業等への研修・啓発 | 認知症サポーターの養成、認知症カフェ等を通して市民や企業等の若年性認知症についての理解の普及に努めます。また、医療機関等の支援者を対象とした研修を行い、早期発見、治療・ケアにつなげていきます。 |
| 関係機関との連携 | 若年性認知症では、働き盛りに仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担となります。認知症地域支援推進員が中心となり、医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら、一人ひとりの状態に応じた生活支援につなげていきます。 |

| | |
|---------|--|
| 相談窓口の設置 | 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、本人や家族からの相談に対応します。また、専門機関（医療機関等の支援機関）からの相談については、相互に連携し、必要な助言を行います。 |
|---------|--|

※若年性認知症とは…18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など）を総称して言います。日本全体では約4万人といわれています。社会的役割が大きい世代であり、経済的問題が大きくなります。また、家庭内の多くの役割と介護を配偶者が一人で負うため、老年期認知症と比較すると介護負担が大きいといわれています。

事業4-③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域で身近に集える場所や相談できる場所として、認知症対応型通所介護事業所（認知症デイサービスセンター）5か所で認知症カフェを運営し、相談を実施しています。
- ◆ 地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用を始めています。
- ◆ 区・自治会や各種団体から要請を受けてキャラバンメイトを派遣し、認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症キャラバンメイトの連絡会・研修会は継続実施しています。新たなメイトの養成が今後の課題です。

【課題と今後の方針】

- ◇ キャラバンメイトの活動を支援するとともに、認知症地域支援推進員との連携を図ります。また、社会福祉協議会と協働で活動の幅が広がる仕組みをつくります。
- ◇ 誰もが正しく認知症を理解してもらい啓発活動を推進し、徘徊高齢者の早期発見のしくみを活用し、認知症高齢者の見守り訪問体制の構築を図ります。
- ◇ 医療受診時・入退院時の支援を包括的に行うために、認知症初期集中支援チームの関わりや、医療と介護のコーディネーターおよび医療機関等と連携し、支援体制づくりに努めます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|---------------------|---|
| 認知症の理解の啓発 | 認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族を温かい目で見守る認知症サポーターを養成します。高齢者見守り安心ネットワークの協力事業者に認知症サポーター養成講座の受講を促すとともに、小中学生を対象にした講座の実施を検討します。また、地域の老人会やサークル、学区等へ講師を派遣するなど、出前による認知症理解の学習の機会の提供に努めます。 |
| 高齢者あんしん見守りネットワークの充実 | 地域住民、地域のさまざまな団体やお店、電気・ガス・宅配事業者などの多くの協力者や機関により、多様な目で高齢者を見守り支えていく「高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実を図ります。 |
| おかえりネットワークの充実 | 市介護保険事業者協議会、地域住民（民生委員等）、警察や企業（商店等）との連携を図り、徘徊者を早期発見できるネットワークの充実を図ります。 |

基本施策 5. 権利擁護の推進

事業 5-① 権利擁護、虐待予防のための啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 虐待予防について、広報やリーフレットの配布、また講演会などによる市民の意識啓発はできていません。虐待のみをテーマにして市民を集めるのは困難であり、市民が集まる機会を捉えるなど、啓発の方法に工夫が必要です。
- ◆ 介護の抱え込みにならないように、介護保険制度の利用を促すための制度の周知は大切です。しかし、窓口での相談時にパンフレットを配布しているだけの啓発にとどまっています。
- ◆ ケアマネジャーに対しては月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、スキルアップを図り、ニーズに適したサービスの提供につなげています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 区・自治会や企業、各種団体などに対し、出前講座などさまざまな機会と手法により、相談窓口の周知や虐待防止のための啓発に取り組みます。
- ◇ 高齢者虐待防止施策の協議や推進を図るためのネットワーク組織をつくり、その組織を通じて関係者や市民の意識啓発を図ります。また、地域における高齢者の見守りネットワーク体制づくりを通じて、市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◇ 介護保険制度について、市広報紙や多様な機会をとらまえてのパンフレットの配布による周知、また、地域包括支援センターなどの相談窓口で周知を図ります。
- ◇ ケアマネジャー研修の実施により資質を高め、サービスの適正な利用支援を推進し、「行き詰まらない介護」につなげていきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-------------------------------|--|
| パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知 | 区配布を利用した便りや、窓口用・訪問時用のチラシ、ホームページ等を利用した虐待予防の啓発を地域に向けて進めていくとともに、相談窓口を記載したチラシ等の郵送物への同封、街頭啓発や事業実施時に配布するなど、さまざまな機会を活用して相談窓口の周知を図ります。 |
| 区・自治会や企業等への出前健康講座などによる啓発活動の推進 | 権利擁護や虐待予防をテーマとした出前健康講座や広く市民向けの講演会の開催、また、地域サロンに出向いて虐待予防の啓発を推進します。また、区・自治会や企業等との交流や関係の構築を図ります。 |

事業 5-② 迅速で適切な虐待対応

【取り組みと現状分析】

- ◆ 関係機関等による高齢者虐待防止のための連携会議の設置や地域における見守り体制の構築はできていません。

- ◆ 高齢者虐待の事案における対応や支援のあり方について、関係機関から地域包括支援センターに対し対応マニュアルの提示が求められており、関係者による共有が必要となっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 高齢者虐待防止施策の協議等のための組織や、地域における高齢者の見守りネットワーク体制をつくり、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◇ 平成 26 年度に作成した虐待対応マニュアルについて、サービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象に研修の機会を設けて関係者間で共有のうえ、役割に応じた対応に努めます。
- ◇ 地域包括支援センター職員の資質の向上を図るために、研修会に積極的に参加し、虐待に係る相談支援の強化を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------------------|--|
| ケアマネジャー等関係者へのマニュアルの周知と研修会の実施 | 虐待対応マニュアルについて、ケアマネジャーや関係機関を対象に共有する機会を設けて周知を図ります。また、滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネットの協力を得て、事例検討などの研修会を実施し、それぞれの役割や動き方を検証し、適切な虐待対応につなげていきます。 |
| ◎虐待対応マニュアルに沿った適切な対応 | 平成 26 年度に作成した虐待対応マニュアルに沿った適正な対応を行います。また、日ごろの事例において、滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネットと緊密な連携を行うとともに、実際の対応の流れや作成した帳票の確認などを評価するための会議を実施し、適正な対応を図っていきます。 |
| 適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減 | 日ごろの相談支援の各事例において、虐待予防の観点を重視し、早期の養護者支援に取り組み、多職種と連携しながら適正なサービス利用を促進することにより、介護者の負担軽減を図ります。 |

事業 5-③ 権利擁護のための関係機関との連携強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 虐待の困難事例における指導助言等を受けるために、「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」と委託契約を結んでいますが、十分に活用できていません。
- ◆ 平成 25 年 10 月に「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」が開設され、成年後見制度の利用をはじめ権利擁護に関する相談が多数寄せられています。市民後見人の育成も課題となるなか、甲賀圏域として権利擁護を関係機関がどのように役割分担するか、あり方の検討が進められています。
- ◆ 虐待対応について、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」との連携や活用が十分にできていません。
- ◆ 成年後見制度の利用支援（審判の請求、費用負担、報酬助成）の実績は過去 5 年間で 3 件のみで、潜在的ニーズが掘り起こせていない現状です。また、関係機関にも利用支援制度自体の周知が不十分な状況です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 虐待の困難事例やサービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象とする研修などにおいて、「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」や「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」を活用し、弁護士や社会福祉士の専門的な知識や経験を積極的に利用していきます。また、医療機関、警察等とも日ごろからの関係を築き支援体制づくりに努めます。
- ◇ 甲賀圏域における権利擁護のあり方を早期に固め、地域包括支援センターと「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」はもちろんのこと、さまざまな関係機関とネットワークを結びながら、高齢者の権利擁護を進めます。
- ◇ 成年後見制度の利用支援が適当と思われる対象者を把握し、制度の利用につなげていきます。また、後見人の選任後の支援に係るフォローも「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」等と連携して進めていきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-------------------------------|--|
| 虐待支援ネット等の活用および医療機関・警察等との関係づくり | 「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」や「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」の専門性の積極的な活用を図ります。また、虐待事例における各関係機関との日ごろの関わりや虐待防止等連携協議会を通して、法律関係者、警察、医療機関や介護保険サービス事業者との関係づくりを深めます。 |
| 虐待防止等連携協議会の設置・運営 | 地域における虐待の予防や高齢者支援に携わる関係機関の連携強化などを目的として、虐待防止に係る連携協議会を設置・運営し、虐待防止対策事業の計画的・体系的な実施を図ります。 |
| 成年後見センター等関係機関との連携 | 成年後見制度の利用促進、虐待予防や消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護を図るには、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」や社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の多くの関係機関との連携・協力が必要です。「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」における権利擁護支援システム在り方検討会、「高齢者・障がい者なんでも相談会」などの相談事業や研修会への参加、また市虐待防止等連携協議会の運営などを通してネットワークを構築していきます。 |
| 成年後見制度の利用支援の促進 | 身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見の市長申立支援を行い、資力のない高齢者については後見制度利用支援事業の利用につなげます。また、社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携・協力して対象者の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。 |

基本施策 6. 医療と介護の連携

事業 6-① 在宅医療を支える環境整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市内の訪問診療実施診療所は、12 か所、24 時間連絡体制をとっている訪問看護事業所は 8 か所あり県内他市に比べサービス基盤は強い状況ですが、在宅医療・看取りを実施するうえで訪問診療医や訪問看護事業所の負担が大きくなっています。
- ◆ 本市では、訪問診療医が不在の際にあらかじめ必要な情報を登録し代わりに訪問する医師を決めておく訪問診療医のネットワーク「こなん在宅医療安心ネットワーク」を運営しています。
- ◆ 訪問診療医のネットワークや在宅医療や介護がスムーズにできるよう訪問看護、薬剤師等の情報交換会を実施しています。
- ◆ 長期に及ぶ在宅療養を支えるためには急性増悪時等における病院のバックアップ体制が必要で
す。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅看取りに対する訪問診療医、訪問看護ステーションなどの負担を軽減することができるようこなん在宅医療安心ネットワークの理解を広げ登録システムの利用を進めます。
- ◇ 病院と診療所および診療所間の連携を図りながら在宅医療へのスムーズな移行や在宅療養中の安心な在宅医療が提供できるよう病院や診療所間のバックアップ体制を整備します。
- ◇ 在宅医療を支える訪問看護が 24 時間対応や重症者、看取りへの対応を実施するための運営支援を図ります。
- ◇ 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対応できる在宅医療サービスと介護サービスが一体的に提供できるよう関係者による検討の場を設け、実現可能な手法を探り体制の整備を進めます。
- ◇ 在宅看取りに関する啓発を行います。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------|--|
| 病院と訪問診療医の連携支援 | 病院と診療所および診療所間の連携を図りながら在宅医療へのスムーズな移行や在宅療養中の安心な在宅医療が提供できるよう病院や診療所間のバックアップ体制を整備します。 |
| 地域の医療・福祉資源の把握と活用 | 地域の医療介護資源の実情把握を行い現状の可視化を行います。また、地域資源マップ等の作成を行い医療や介護へのアクセスしやすい環境を整えます。 |

事業6-② 連携の課題抽出と対応の協議

【取り組みと現状分析】

- ◆ 訪問診療を実施している医師や看護師、薬剤師の定期的な情報交換会を概ね2～3か月に1回開催し、現状や課題の共有が図っています。これまでの取り組み、現状をふまえた課題の抽出と共有や、その課題の解決策の立案には至っていません。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅医療・介護連携の推進のため、各専門職種による会議を組織し、地域における現状と課題を抽出し、方向性を確認・共有し解決策を検討します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------------|--|
| ◎各専門職種の会議による課題抽出と対策の検討 | 地域における在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、その課題の解決策を協議するための在宅医療介護連携推進協議会を開催します。 |

事業6-③ 医療と介護の連携拠点の充実

【取り組みと現状分析】

- ◆ 平成27年10月から地域包括支援センター内に連携拠点として相談窓口を設置しコーディネーター1名（県医師会から出向）を中心に病院での医療から在宅療養への円滑な移行や安心した在宅療養生活継続のため、相談支援を行う窓口を設置しています。窓口では、在宅医療・介護を支える多職種が連携するためのコーディネート機能を備え、市民の方々が退院して在宅療養を開始、継続するにあたっての相談対応などの機能を担っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 相談窓口を設置し病院から在宅への移行、在宅療養を継続する上での相談対応を行います。
- ◇ コーディネーターを核とした、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー地区担当保健師等と病院によるチームケアを推進します。
- ◇ 病院の地域連携室・継続看護室との連携が必要となってくるため、関係づくりの強化を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------------------|---|
| 在宅医療・介護連携支援センターとコーディネーターの充実 | 在宅医療と介護連携の拠点として、在宅医療・介護連携支援センターとコーディネーターを充実・活用し、医療や介護等の多職種のコーディネートや、ケアマネジャー等からの相談、また、在宅医療・介護の普及啓発などに取り組みます。 |

事業6-④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 訪問診療を実施している医師を中心に県医師会が勧めるICT「淡海あさがおネット」へ登録しました。在宅医療安心ネットワーク登録患者等の情報の共有がICTを活用し容易にできるよう取り組みが必要です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 多職種が連携して医療・介護サービスを提供するために、迅速かつ効率的に情報を共有することが大切です。ICTの活用をした情報共有を進めます。
- ◇ 在宅医療連携を行うにあたっての有用な項目を把握し、関係者で共有するとともに、市民に情報提供をします。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------------|--|
| 地域連携パス等の情報共有ツールの活用 | 県医師会が勧める「びわ湖あさがおネット」の活用に向け、関係機関並びに専門職種への啓発を進めます。 |

事業6-⑤ 多職種連携のための研修

【取り組みと現状分析】

- ◆ 医科歯科連携の研修や、訪問看護と訪問介護との連携づくりとして従事者研修を開催しました。また、多職種参加型の研修会では、新たに参加する方が少なかったり、テーマに偏りがあったこともあり、開催頻度が少なくなりました。地域の実状に沿った日常生活圏域単位で特に介護職の参加が得られるよう方法など工夫が必要です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 新たに設置する在宅医療・介護連携支援センターのコーディネーターが中心となって、医療と介護の多職種がグループワーク等を通じて連携の実際を学んだり、知識の習得を図ったりするための研修を企画し、顔の見える関係づくりを継続的に実施していきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------------------|--|
| 介護職種等を対象とした医療教育に関する研修の実施 | 医療や福祉・介護の従事者が在宅医療・介護連携の必要性を理解し積極的に取り組んで行けるよう研修等を行い人材育成を行います。 |
| グループワーク等の多職種参加型研修の実施 | 多職種が一堂に会し、事例検討やグループディスカッション等を通じて、顔の見える関係づくりを推進し、連携体制を構築することにより、効果的な医療・介護サービスの提供を目指します。 |

事業6-⑥ 二次医療圏内における連携の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 甲賀圏域地域連携検討会に事務局として参画し、医療と介護の従事者相互の資質向上とネットワーク構築に努めています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどの関係者が集まる会議において、円滑な退院に資する情報共有のための様式・方法の統一などのルールを検討します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------|--|
| 病院との入退院支援ルールの策定 | 入院から在宅への円滑な移行を促進するため、病院の医師とケアマネジャー等在宅医療を支える多職種との連携のあり方を検討し、二次医療圏域での入退院支援ルール等の策定と周知に取り組みます。 |

事業6-⑦ 在宅看取りに向けた啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 身近なかかりつけ医（訪問診療医）を持つことの必要性について市民への啓発が必要です。
- ◆ 在宅での看取りについては、日常生活圏域ニーズ調査結果では、自らの看取りの場所として「自宅」を望む人が多いにもかかわらず、在宅療養は難しいと思う人が多くなっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市民に対し、在宅看取りなど在宅医療・介護連携に関して、シンポジウムの開催や、出前講座によるほか、広報やパンフレット等さまざまな手段により啓発を行います。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|----------------|--|
| シンポジウムや出前講座の実施 | シンポジウムを開催し、地域の集会所等での集いの場に講師を派遣し、在宅看取りなどについて関心と理解を深めます。 |
| 啓発の実施 | パンフレット、チラシ、ホームページ等を活用した啓発を行います。 |

基本施策 7. 地域包括支援センターの機能強化

事業 7-① 地域包括支援センターの体制整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センターの体制整備については、専門職員の増員を順次図ってきました。しかし、センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保や専門職の固定化が進まず、十分にその機能を果たせていない状況です。

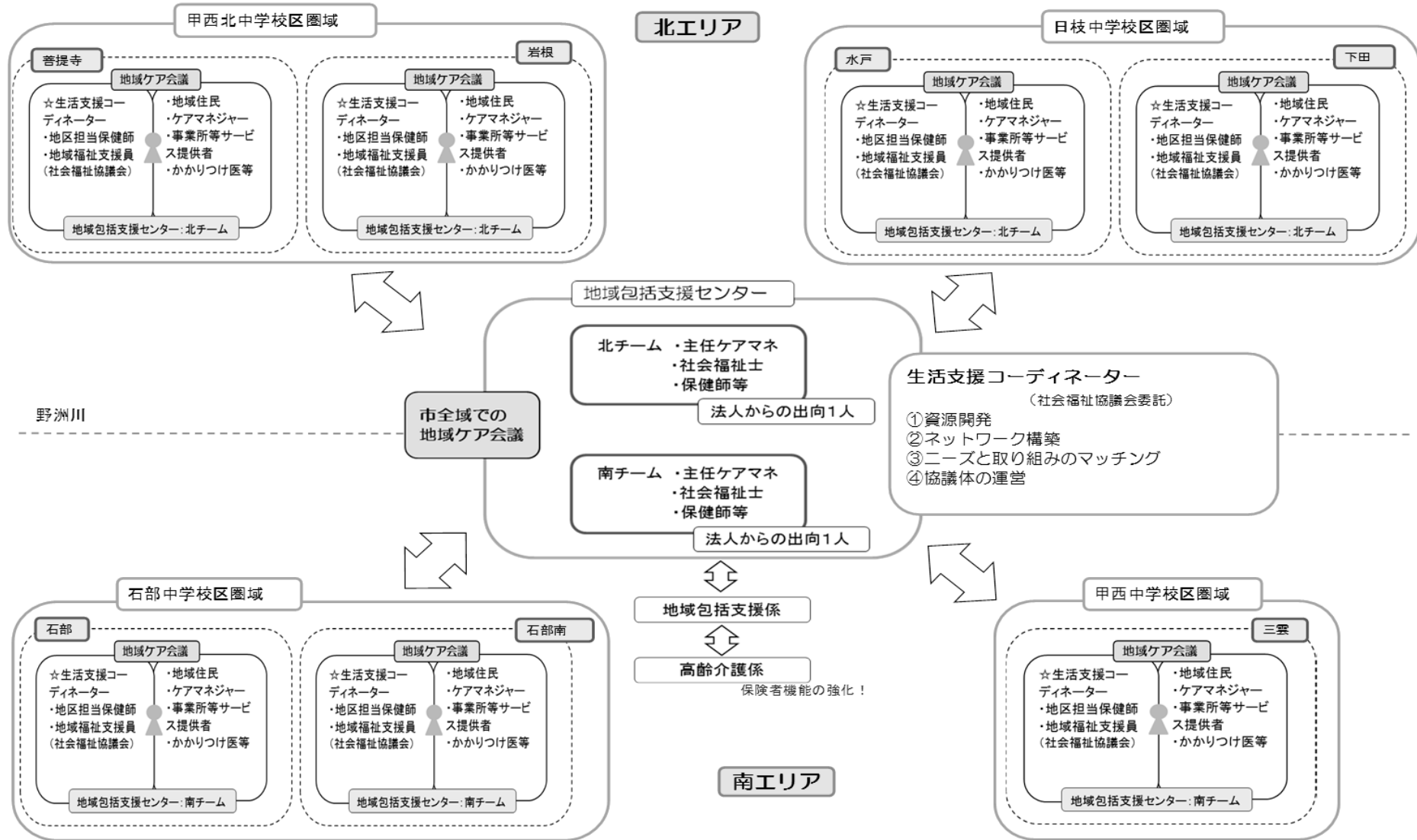
【課題と今後の方針】

- ◇ 地域包括ケアシステムの構築を進める核となる地域包括支援センターの体制強化は最重要課題のひとつです。
- ◇ 高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応、さらに「在宅医療と介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業も包括的支援事業に位置付けられ、センターに求められる役割は増大しており、体制強化が求められています。
- ◇ これまでの高齢者支援センターを廃止し、直営1か所、2チームで運営していきます。また法人等からの出向も含め、地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保に努めます。
- ◇ 今後の法改正を含め国の動向を鑑みながら、市民に求められる地域包括ケアの構築に努めます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|---------------------------|--|
| 直営によるセンター運営のための専門職の計画的な確保 | 第7期計画では市直営1か所、2チームで運営していきます。また法人等からの出向も含め、地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保に努めます。 |
| 専門職の研修会の積極的な受講 | 地域包括支援センターの職員が、センター職員初級・中級研修、ケアマネジャー研修、権利擁護・虐待予防などの研修に積極的に参加し、知識やスキルの向上を図ります。 |

第7期 地域包括ケアシステムの強化



「いきいきと自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

事業7-② 地域包括支援センター業務の着実な執行

【取り組みと現状分析】

<総合相談事業>

- ◆ 地域包括支援センターが総合相談窓口として、相談対応を行っています。

<介護予防マネジメント>

- ◆ 要支援と認定された人に対する介護予防給付ケアプランは、地域包括支援センターが作成するほか、居宅介護支援事業所に委託（約95%）しています。計画値よりも実績の伸びが大きく、委託件数も増えています。

<包括的・継続的マネジメント>

- ◆ 月1回スキルアップや情報収集の場として居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。一方、ケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない現状です。

<地域ケア会議>

- ◆ 地域ケア会議においては、現在個別ケア会議にとどまっており、個別ケア会議から上がってきた課題を日常生活圏域単位での地域ケア会議に広げる必要があります。（P61の図参照）

【課題と今後の方針】

<総合相談事業>

- ◇ 総合相談窓口として一人ひとりのニーズに合った相談支援に取り組みます。その際には、介護保険サービスでの支援だけでなく、さまざまな支援が行えるよう、関係者とのネットワークによる素早い状況把握やその後の適切な相談支援に努めます。
- ◇ 地域包括支援センターが相談窓口であることについて周知・啓発を図ります。

<介護予防ケアマネジメント>

- ◇ 予防給付の地域支援事業への移行に伴い、生活支援コーディネーターの設置と合わせて介護予防事業や予防給付の利用が円滑に進み、効果的なサービス利用となるようケアマネジメントに努めます。また、ケアプラン作成の居宅介護支援事業所への委託のあり方について検討を行います。

<包括的・継続的マネジメント>

- ◇ 定期的に居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報交換や資質の向上を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。

<地域ケア会議>

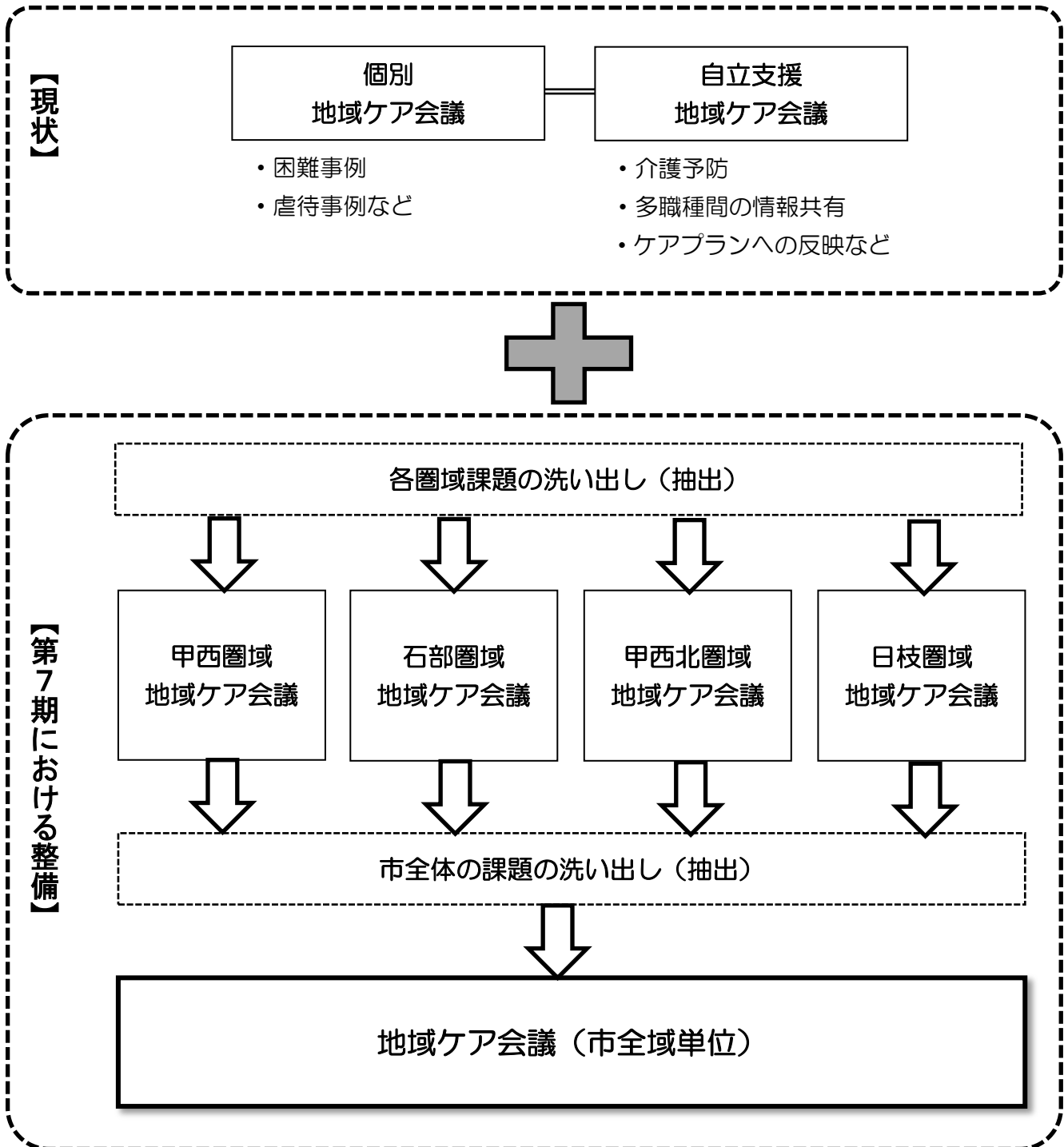
- ◇ 他職種協働による地域包括支援ネットワークを構築し、地域課題の解決に結び付けていくため、地域ケア会議の役割や組織を明確にして運営していきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------|---|
| ◎生活支援サービスの体制整備 | 第2部>第2章>基本施策3. 支えあいの地域づくり 事業③-1 多様な主体による生活支援サービスの創出 (P44 参照) |
| 在宅医療・介護の連携の推進 | 第2部>第2章>基本施6. 医療と介護の連携 (P53~P56 参照) |
| 認知症施策の推進 | 第2部 第2章 基本施策4. 総合的な認知症ケアの体制づくり (P47~P49 参照) |
| 地域ケア会議の推進 | 支援困難事例について、多職種協働により課題解決・ネットワーク構築を目的として月2回を目途に個別ケア会議を開催します。また、その中で抽出された課題を日常生活圏域単位での地域ケア会議や各部会で協議し、市全域の地域ケア会議に政策提言として提案していきます。 |
| 総合相談事業の充実 | あらゆる機会をとらえ、また多様な手段により相談窓口の周知に努めます。関係機関と連携を深め、市民の幅広い生活相談の対応に努めます。 |
| 介護予防事業の推進 | 第2部>第1章>基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進>事業②-1 健康づくりと介護予防事業の推進 (P42~P43 参照) |
| 権利擁護の推進 | 第2部>第2章>基本施策5. 権利擁護の推進 (P50~P52 参照) |
| 介護予防ケアマネジメントの推進 | 平成29年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の内容をふまえながら、介護予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。 |
| 包括的・継続的マネジメント支援 | 個別地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。 |

※現状の地域ケア会議については、困難事例・虐待事例などの個別地域ケア会議と、介護予防や多職種間の情報共有の場である自立支援地域ケア会議を月2回開催しています。

第7期計画では、このような地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催し、各圏域における課題を抽出したうえで、市全域単位での地域ケア会議を開催する体制整備を図ります。



事業7-③ 地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センター運営協議会は年1～2回の開催で、事業実績および計画の報告にとどまり、事業の評価・検証の機能を十分に果たせていません。

【課題と今後の方針】

- ◇ 地域包括ケアシステム構築の取り組みについて、継続的な評価・点検を行うとともに、地域包括支援センターの取り組みに関する情報の公表を行います。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------------|---|
| P D C A サイクルによる事業評価の実施 | それぞれの事業について実績をふまえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行っていきます。 |
| 運営協議会への報告と検証 | 地域包括支援センターの目標・達成度の評価・点検による検証結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、P D C A サイクルによる事業の進捗管理と見直し等を行います。 |

第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策8. 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備

事業8-① 在宅生活を支えるための介護サービスの整備

<介護予防・日常生活支援総合事業>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、65歳以上の要支援認定者で、介護予防通所介護（デイサービス）、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）を利用していた人は、総合事業の通所型サービス（第1号通所事業）、訪問型サービス（第1号訪問事業）に移行しています。またこれまで一般福祉サービスとして実施していた「生きがいデイサービス」については、サービス利用者全員に基本チェックリストの記入をお願いし、サービス利用者のほとんどが総合事業対象者に該当したため、ご本人の同意を得られた人について総合事業の通所型サービス（第1号通所事業）に移行してもらいました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 現在まで、介護予防通所介護を受けていた人を、急に緩和型のサービスなど、利用者の状態に応じた適切なサービスに移行させることが難しい状況です。
- ◇ 現在はサービス事業所による事業のみですが、住民主体の訪問型サービスや通所型サービスが実施できるよう取り組んでいきます。

【具体的事業】

| 個別事業名 | 取り組みの内容 |
|-------------------------|---|
| 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） | 利用者自身の持つ能力を最大限に生かしながら、人員等を緩和した基準で指定した事業所による生活援助を行い、利用者が自立した生活を送れるように支援を行います。 |
| 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） | 人員等を緩和した基準で指定した事業所による通所介護を実施し、外出の機会や他者との交流の機会を持つことで、閉じこもりを予防し、日常生活への意欲を引き出し、自立した生活が送れるように支援を行います。 |
| 訪問型サービスB（住民主体による支援） | 有償・無償のボランティアによる住民主体の生活支援を行うことで、利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援を行います。 |
| 通所型サービスB（住民主体による支援） | 身近な地域で行われる体操・運動等の自主的な通いの場に参加することで、閉じこもりを予防し、地域の人とのつながりを持ち、日常生活への意欲を引き出し、自立した生活が送れるよう支援を行います。 |
| 通所型短期集中予防サービス事業 | リハビリ専門職が関わることで安心して参加できる運動機能向上のための教室を開催します。運動を通して参加者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、教室終了後も安全かつ主体的な生活が営めるよう日常生活における行為について助言や指導を行います。 |

| | |
|-----------------|---|
| 訪問型短期集中予防サービス事業 | 運動・栄養・口腔機能等の観点から、専門職が電話相談または直接自宅を訪問し、生活特性に応じた支援を行い、生活機能の向上につなげます。 |
|-----------------|---|

<介護保険サービス>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 小規模多機能型居宅介護は、日枝中学校区を除く中学校区に各1か所開設されています。
- ◆ 認知症対応型通所介護は甲西・石部・甲西北・日枝中学校区に各1か所の計4か所開設されています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 小規模多機能型居宅介護については、第6期中に実現しなかった日枝中学校区での早期の開設に努めます。
- ◇ 認知症の高齢者が増えるなかで、地域での生活を支えるために認知症対応型共同生活介護の利用ニーズは多くなることが予想されます。今後、日常生活圏域ごとのニーズ量を的確に把握し、定員数の少ない圏域での新たな事業所開設を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------------|--|
| ◎地域密着型サービス等の整備・充実 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の創設について、地域のニーズを洗い出し、必要に応じて事業者の参入を働きかけます。 日枝中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所1か所を早期開設に努めます。 また、認知症ケアの充実を図るため、認知症対応型共同生活介護の事業所開設を図ります。 |
| 居宅サービスの充実 | 在宅生活を支える居宅サービスについては、利用者数の推移を注視しながら、必要に応じ新たな事業者の参入を働きかけます。 ※個々のサービスごとの給付の見込みや今後の方向性は、「第3部 第1章 介護保険事業量 1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」(P75～P98 参照)」に記載。 |
| 介護離職ゼロへつなげる取り組みの推進 | 介護離職ゼロにつながる介護サービスの充実を図るため、地域密着型サービス等の充実を図ります。 また、介護休暇や介護と仕事の両立に関する情報や制度について、国や県と連携し、パンフレット等の窓口配布や事業所への配布に取り組みます。 |
| 医療計画との整合 | 滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。 |
| 共生型サービスの提供 | 障がい福祉および介護保険担当課が連携し、障がい児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス事業所」の設置に向けて、事業者等に制度の周知を図ります。 |

事業8-② 介護保険施設サービス利用の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護老人福祉施設の入所の判断は、施設ごとの入所検討委員会で行われています。
- ◆ 平成27年度から特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定され、要介護1または2の人がやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみ入所（特列入所）が認められています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 特列入所の判断は各施設が行いますが、入所判定の公正性を確保するとともに、地域の在宅サービス等の提供体制の状況などを踏まえる必要があることから、市が判定手続きに適切に関与していきます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------|---|
| 特列入所の適切な入所判定 | 特列入所の判断基準や市の関与の手法など入所判定手続きについて定めた国の指針に基づく市の「優先入所指針」により、入所判定に関する意見書を提出し、公正な入所判定の促進を図ります。 |

事業8-③ サービスの質の向上

【取り組みと現状分析】

- ◆ 県が推進する「健康福祉サービス評価」による自己評価を行い、その結果を公表する事業所は増えつつあります。第三者評価は、事業所の自己負担が必要なこともあり進んでいません。
- ◆ 施設利用者の事業所に対する不平・不満や意見などを聴取し事業者や行政に伝達するパイプ役として、介護相談員を市内の事業所に定期的に派遣しています。
- ◆ スキルアップや情報収集の場として、月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。ケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない側面もあります。
- ◆ 60余りの市内の事業所で湖南省介護保険事業者協議会（ほほえみネット）が組織され、職員の資質向上のための研修会の開催を中心に活動されています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 積極的に自らのサービス内容を見直し、外部の意見を取り入れ改善していく事業所が増えるよう、自己評価の実施はもとより、第三者評価についても積極的に取り入れ、より質の高いサービスを提供するよう指導していきます。
- ◇ 介護相談員は、利用者と介護事業者のパイプ役として重要な役割を果たしています。引き続き活動が継続されるよう、介護相談員の育成にも取り組む必要があります。
- ◇ 定期的に居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報交換や資質の向上を図ります。研修に

際しては、ケアマネジャーのレベルに合った内容や手法に工夫をこらす必要があります。

- ◇ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。
- ◇ 湖南省介護保険事業者協議会（ほほえみネット）の研修会において、ケア技術や医療連携、介護保険と障がい福祉の連携など幅広いテーマで、かつ実のある学びの場となるよう指導・助言に努めます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------|--|
| 第三者評価の推進 | 事業者自らの評価・改善の取り組みによるサービスの質の向上と、自分に最も適したサービスの選択による利用者の満足度の向上のため、自己評価と第三者評価を推進していきます。 |
| 介護相談員設置事業の継続 | 定期的にサービス提供の現場を訪れ、利用者や家族の声を聞き、本人への助言や事業者にサービスの質の改善につながる提案をする、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役として介護相談員を引き続き設置します。 |
| 事業者協議会による研修会の開催 | 介護保険事業者協議会（ほほえみネット）の研修の場が、現場職員の学びのニーズや地域課題にマッチしたテーマで実施され、職員のスキルアップや横の連携につながるよう支援します。 |

事業8-④ 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 事業所等関係機関が主体となって家族介護教室（認知症介護教室）を開催し、認知症への理解を深めるとともに、地域で生活する高齢者を支える仲間等として、各種事業への誘いかけや地域交流にもつながっています。
- ◆ 家族介護者交流事業は、介護者相互の交流や介護者のリフレッシュに一定の成果はあるため、今後の開催については、周知の方法や開催日時等も検討し、より多くの人に参加しやすいような見直しが必要です。
- ◆ 寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族に、在宅寝たきり老人等介護激励金を支給しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 家族介護教室や家族介護者交流事業などにおいて参加者の固定化を招かないよう、介護者や支援者のネットワークづくりにつながるようなしかけづくりや、参加したことがない人への周知や啓発方法を検討します。
- ◇ 介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的としたヘルスチェックや健康相談を実施し、疾病予防や病気の早期発見につなげます。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-------------------|---|
| 家族介護教室 | 高齢者を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識や技術の習得を目的に、日常生活圏域ごとに教室を開催し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 |
| 家族介護者交流事業 | 高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に開放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学やレクリエーションなどの機会を提供する交流会を開催し、心身のリフレッシュを図ります。 |
| 在宅寝たきり老人等介護激励金の支給 | 寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族の労をねぎらうため激励金を支給します。 |

事業8-⑤ 多様な住まいや交通環境の確保

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括ケアシステムのサービスの柱の一つである「住まい」について、今後、サービス付き高齢者向け住宅の建設が進むことが予想されます。
- ◆ 高齢者の住宅確保対策について、市としての施策が打ち出せていません。
- ◆ 高齢化が進行するなか、買い物、通院等のための移動手段の確保に対するニーズが高まっています。また道路交通法の改正に伴い、高齢者が利用しやすい交通環境が求められています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 高齢者福祉担当部署と住宅政策担当部署が常に情報交換をしながら、高齢者に安心な住まいを提供できるよう連携に努めます。
- ◇ 「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」の高齢者等の住まいのニーズに corres 応するため、多様な住まいの提供のあり方について検討します。
- ◇ 高齢者の移動手段の確保として、生活支援による支えあいのほか、高齢者が利用しやすい多様な地域交通の導入や交通環境の整備に向けて関係機関と検討します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|-----------------|---|
| 多様な住まい方の検討 | ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の現状を踏まえ、多様な世帯に対応した住まい方を支えるための方針の検討を行います。 |
| 高齢者にやさしい交通環境の確保 | 高齢者が利用しやすい交通環境の整備に向けて関係機関と検討します。 |

基本施策 9. 介護保険事業の円滑な運営

(事業①～③については、介護給付適正化計画を兼ねているため、年次目標の標記があります)

事業 9-① 要介護認定の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ ケアマネジャー資格を持つ職員が、調査内容の整合性について訪問調査員が作成した調査書を点検しています。
- ◆ 要介護認定申請者の増加により、訪問調査員による認定調査から認定審査会による審査・判定までに相当の時間を要し、要介護者のサービス利用に支障をきたす事案が生じています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 公平公正な要介護認定の確保のため、要介護認定にかかわる訪問調査員、介護認定審査会委員および主治医に対して、県が実施する研修等への参加を促します。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 | H30 | H31 | H32 |
|-----------------|---|------------|------------|------------|
| 専門職による認定調査内容の点検 | ケアマネジャー資格を持つ職員が訪問調査員の作成した認定調査書の内容を点検し、公平公正な要介護認定の確保を図ります。 | 新規申請 全件 | 新規申請 全件 | 新規申請 全件 |
| 調査員研修会の実施 | 訪問調査員による調査の偏りが生じないように、調査員研修会や課内においても定期的に意見交換や質問の機会を設け、訪問調査員のスキルアップに努めます。 | 年 2回 | 年 2回 | 年 2回 |
| 合議体間の平準化 | どの合議体においても公平公正な要介護認定の審査・判定が行われるよう、新任委員には研修受講を義務づけるとともに、現任委員には年1回、可能な範囲で合議体の委員の入れ替えを行い認定結果の平準化を図ります。さらに認定調査関連情報の提供を行い、質の向上を図ります。 | 年 1回 | 年 1回 | 年 1回 |

事業9-② ケアマネジメントの適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏りが見られ、利用者本位のケアプランの作成など、公正中立なケアマネジメントの実施が求められています。
- ◆ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検に取り組めていません。
- ◆ 定期的で開催している居宅介護支援事業者連絡調整会議において、事例検討の機会やスキルアップの情報提供などを通してケアマネジャーの資質向上の支援を行っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検を定期的に行い、介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏りなどをチェックし、公平中立なプランの作成を促します。
- ◇ 居宅介護支援事業者連絡調整会議における研修について、新任、現任、リーダー養成といった段階的な個々のレベルに合った講習会の開催やケアプランの点検の機会を設けるなど、高齢者が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメント力を培う支援を行います。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 | H30 | H31 | H32 |
|----------------------|---|------------|------------|------------|
| ケアプランの点検 | 定期的にケアプランの点検を行います。また、点検に携わる職員の研修会参加による資質向上を図り、点検方法の工夫により実効性を確保していきます。 | 年 200 件 | 年 200 件 | 年 200 件 |
| 地域ケア会議におけるケアマネジメント支援 | ケアマネジャーが抱える支援困難なケースについて、医療・介護の多職種が協働してケアマネジメントをする個別地域ケア会議を積極的に開催し、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。 | 月 2回 | 月 2回 | 月 2回 |
| ケアマネ会議における事例検討や情報交換 | 居宅介護支援事業者連絡調整会議において、ケアマネジャー同士や主任ケアマネジャーによるケアプランの点検や個々のレベルに合った講習会、また情報交換の機会を設け、ケアプラン作成における「気づき」を促し、自立支援に資する適正なケアマネジメントの実践を目指します。 | 年 11回 | 年 11回 | 年 11回 |

事業9-③ 給付の適正化の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 保険給付の適正化を図るため、住宅改修や福祉用具の購入の場合に、必要に応じ申請者の居宅を訪問のうえ、その必要性や内容を確認しています。
- ◆ 介護サービスの利用状況を確認し、介護保険サービスの適正な利用を促すため、利用した人に対し2か月に1度、介護給付費通知を送付しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 住宅改修や福祉用具の購入の場合は、今後も必要に応じ申請者の居宅を理学療法士資格を持つ職員も加わって訪問し、サービスの必要性や内容を十分確認します。
- ◇ 介護給付費通知は2か月に1度送付し、サービス受給者に対して給付状況等を通知することにより適切なサービスの利用と提供について普及啓発します。
- ◇ 受給者が過剰なサービスの利用や不適切なサービス利用にならないように、適正化事業の取り組みについての周知を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 | H30 | H31 | H32 |
|---------------------|--|---------|---------|---------|
| 縦覧点検・医療情報の突合 | *国保連合会から送信されてくるデータを基に、医療と介護の重複請求の防止の処理を国保連と連携して行います。 | 年 1回 | 年 1回 | 年 1回 |
| 国保連合会介護給付適正化システムの活用 | *国保連合会システムの活用方法を習得し、活用しやすい帳票から順次活用して定期的な確認・点検を行い、不適切な点があれば事業所に聞き取りを行います。 | 年 1回 | 年 1回 | 年 1回 |
| 事業者実地調査の実施 | *国保連合会から送られるケアプラン分析データを参考に居宅介護支援事業所を訪問し、サービスの偏りや同一事業所のサービスに集中していないかなどを聞き取り、適切なケアプランの作成を促します。 | 年 1回 | 年 1回 | 年 1回 |
| 住宅改修・福祉用具の実地調査 | 福祉用具の利用や住宅改修を行おうとする申請者宅を訪問し、必要性や施行状況の点検を行い、申請者の状態にそぐわない福祉用具の利用や住宅改修を排除し、適切な利用を促進します。 | 年 5回 | 年 5回 | 年 5回 |
| *国保連合会の給付費通知の送付 | 受給者（家族）に対し、介護報酬の請求および費用の給付状況について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを確認していただけるよう、今後も送付を継続していきます。 | 年 6回 | 年 6回 | 年 6回 |

*国保連合会：国民健康保険団体連合会

事業9-④ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営

【取り組みと現状分析】

- ◆ 要支援認定者については、認定の更新時に総合事業に移行していますが、総合事業の対象サービスのみを利用している人についても、ほとんどの場合チェックリストの活用ができず、認定の更新を行っています。
- ◆ サービス事業者による総合事業のサービスは実施できていますが、住民主体のサービスが実施できていません。

【課題と今後の方針】

- ◇ 総合事業の啓発・周知を行い、総合事業の対象者についてはチェックリストの活用を促します。
- ◇ 住民主体のサービスの創設に向けて取り組み、総合事業サービスの充実を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------|--|
| チェックリストの活用推進 | 窓口での相談時や更新申請時に、ご本人の状態の聞き取りを行う中で、総合事業の対象者と思われる人について、総合事業の説明を行い、チェックリストの活用を促します。 |
| 総合事業の啓発と周知 | パンフレット等を活用し、窓口での相談時や申請時に説明を行い、総合事業について周知を図ります。また出前講座等で総合事業についての内容を取り入れることで啓発を行います。 |

事業9-⑤ 受給者の理解の促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることをねらいとする「介護給付の適正化」について、趣旨や取り組み状況等の周知および啓発は十分に組み合わせていません。
- ◆ 受給者の理解を促進するため、介護保険制度の紹介の小冊子、高齢者サロンの案内や高齢者向けの暮らしの便利帳、サービス事業者情報をまとめたチラシなどを発行し、窓口での相談者に配布しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 分かりやすい小冊子の発行に努めるとともに、市民や高齢者福祉に携わる関係者への有効な配布と説明を行っていきます。
- ◇ 65歳到達時および転入時の介護保険被保険者証送付時に、介護保険制度の理解や適正化事業の目的等の周知を図るチラシを同封し、正しい介護保険制度の理解の促進を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------|--|
| ◎介護保険制度の正しい理解の推進 | 分かりやすい介護保険制度のパンフレット等を作成し、窓口での相談時や新規申請時にこれらを用いて説明を行い、介護保険制度を正しく理解していただき、適切なサービス利用を促します。 |

事業9-⑥ 適正な財政運営の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続いています。第6期の介護保険料の設定にあたっては、介護保険準備基金の取り崩しにより保険料の上昇抑制を図りました。
- ◆ 本市の介護保険料は、低所得者に配慮した多段階制を早くから取り入れ、第6期においては12段階制とし、収入に応じたきめ細かな保険料を設定しました。
- ◆ 第1号被保険者の保険料の負担割合は、高齢化の進行を反映して第1期の17%から第7期では23%に上昇しており、第1号保険料は介護保険財源の大きなウエイトを占めています。平成28年度における本市の第1号保険料の徴収率は99.03%と県内平均を若干下回っており、滞納者に対する納付交渉の取り組みが不十分な状況です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 一定の要件を満たす人については、引き続き利用者負担の軽減や保険料の軽減措置を行います。
- ◇ 第7期の介護保険料の設定にあたっては、介護保険準備基金の残高に応じ、将来を見込んだ適切な取り崩しにより保険料の上昇抑制を図ります。
- ◇ 負担の公平性を図るため、滞納者に対する納付交渉などの債権管理事務を推進・強化し、徴収率の向上を図ります。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|--------------------|--|
| 収入に応じたきめ細やかな負担額の設定 | 保険料の設定は国が設定する9段階より多い12段階とし、収入に応じたきめ細やかな保険料を設定し、低所得者の負担軽減を図ります。 |
| 適正な債権管理事務の執行 | 負担の公平性を図るため、滞納者に対しきめ細かな納付交渉を進め、分納誓約を結ぶ件数の増加を図り、徴収率の向上に努めます。また、滞納者のサービス利用に当たっては、償還払いやサービスの給付制限を適切に執行していきます。 |

事業9-⑦ 計画の進捗管理と評価

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護保険事業計画の評価については、年2回の介護保険運営協議会において、計画に基づく各介護保険事業をPDCAサイクルの中で進捗管理・評価を行い、報告をしています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 本計画の策定後は、定期的実施状況の点検・進行管理を行い、必要があれば修正を加えることとします。その具体的な方策として、引き続き介護保険運営協議会を計画実施のための進行管理を行う機関として位置付けます。
- ◇ 評価・点検に当たっては、これまでの実績をもとに課題解決に向けた評価指標および評価項目の設定に努め、事業等の改善を図りながら事業計画を推進していきます。
- ◇ 次年度の事業運営に反映できるよう、点検・評価の実施時期を見直します。
- ◇ 介護離職ゼロ、地域共生社会の実現など地域包括ケアシステムの深化・推進へ向けた課題の領域が広範囲となっており、関係部署・関係機関との連携がいっそう必要となっています。本計画において関連する施策との連携を図るため、必要に応じて庁内関係課と調整を行います。

【具体的事業】

| 個別事業 | 取り組みの内容 |
|------------------|--|
| 目標・達成度の評価・点検 | 個別の事業について、実績をふまえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行っていきます。 |
| 介護保険運営協議会への報告と検証 | 介護保険事業の目標・達成度の評価・点検による検証結果を介護保険運営協議会に報告し、PDCAサイクルによる事業の進捗管理と改善を行います。 |
| 庁内連携の推進 | 本計画において関連する施策との連携を図るため、必要に応じて庁内関係課と調整を行います。 |

第3部

介護保険事業量と保険料の設定

第1章 介護保険事業量

1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

1-1. 居宅サービスの給付見込み

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護・要支援者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活をするうえでの援助を行い、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

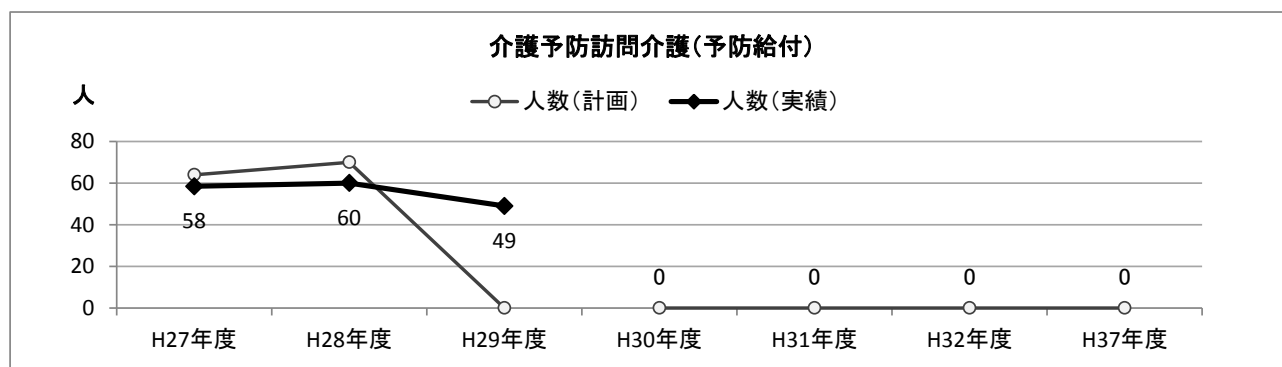
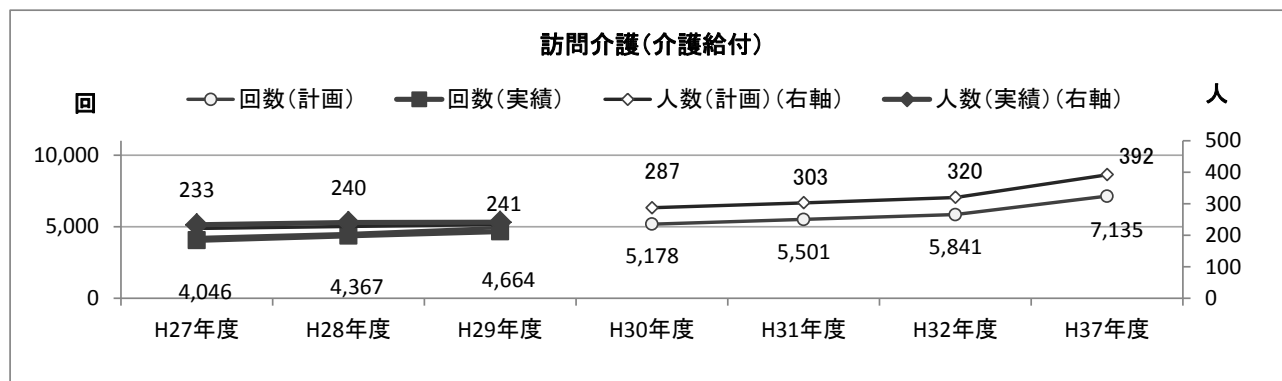
介護予防訪問介護については平成29年度中に総合事業に移行しました。

【現状と課題】

- ◆ 介護予防訪問介護については、円滑に総合事業に移行できました。

(単位:回・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 訪問介護 | 延回数 | 4,046 | 4,367 | 4,751 | 5,178 | 5,501 | 5,841 | 7,135 |
| | 延人数 | 233 | 240 | 241 | 287 | 303 | 320 | 392 |
| 介護予防訪問介護 | 延人数 | 58 | 60 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 |



【給付見込み】

- 今後も独居高齢者や高齢者世帯が増加することが予想され、訪問介護は在宅での生活を支えるうえで重要なサービスであることから、認定者数の増加に伴う利用者増を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(2) 訪問入浴介護

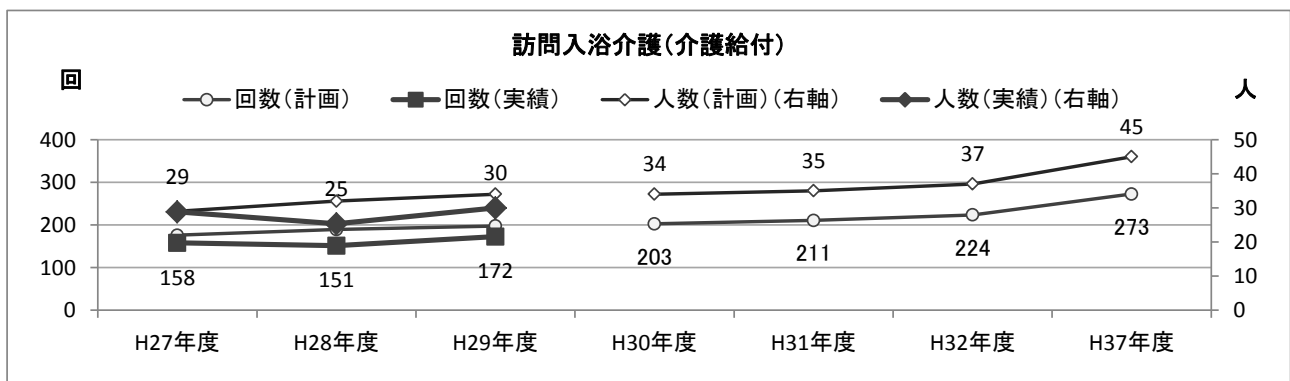
自宅に簡易浴槽を持ち込んで看護職員や介護職員が入浴の介助を行い、可能な限り居宅において自立した日常生活を送ることができるためのサービスです。

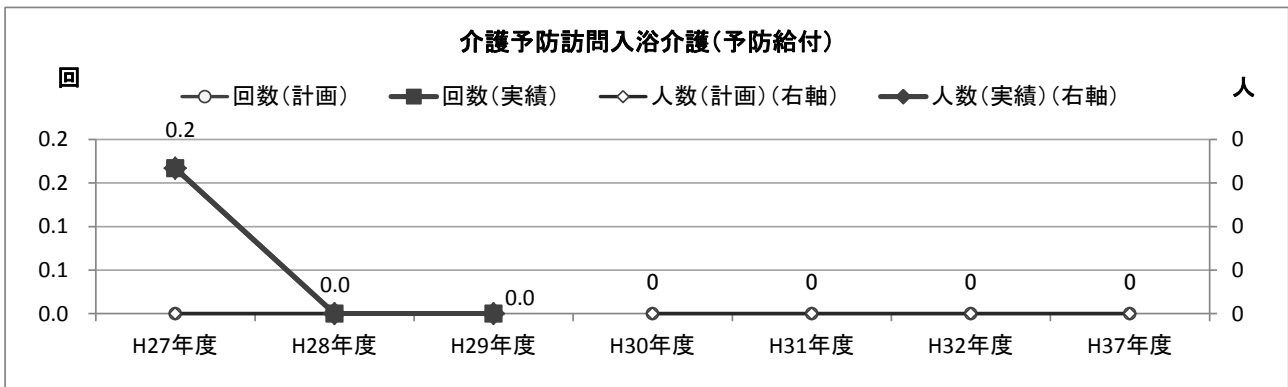
【現状と課題】

- ◆ 通所困難となった重度要介護者への介護やターミナルケアには必要なサービスですが、特定福祉用具購入や住宅改修などにより自宅浴室を利用した入浴を望む傾向にあり、利用人数は減少傾向にあります。

(単位:回・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 訪問入浴介護 | 延回数 | 158 | 151 | 172 | 203 | 211 | 224 | 273 |
| | 延人数 | 29 | 25 | 30 | 34 | 35 | 37 | 45 |
| 介護予防 | 延回数 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問入浴介護 | 延人数 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |





【給付見込み】

- 医療依存度の高い人の在宅での生活を維持するために必要なサービスであることから、要介護認定者の増加に伴うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 要介護認定者の増加に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(3) 訪問看護

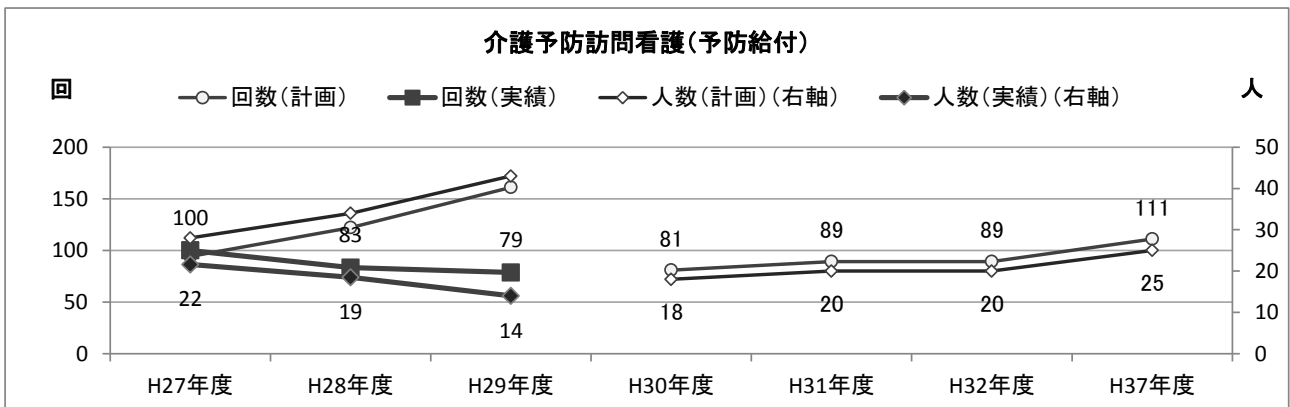
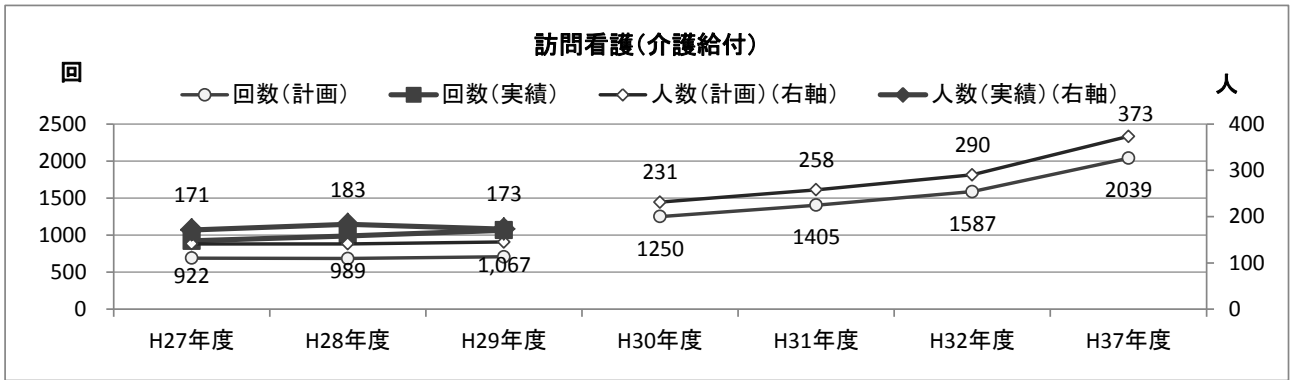
主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院の看護師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活を過ごせるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内の訪問看護事業所は8か所あり、県内他市に比べサービス基盤は強い状況です。
- ◆ 今後の在宅限界点を上げるために、緊急時の対応等24時間体制は必要不可欠なサービスであることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備に向けた検討が必要です。

(単位:回・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 訪問看護 | 延回数 | 922 | 989 | 1,067 | 1250 | 1405 | 1587 | 2,039 |
| | 延人数 | 171 | 183 | 173 | 231 | 258 | 290 | 373 |
| 介護予防訪問看護 | 延回数 | 100 | 83 | 79 | 81 | 89 | 89 | 111 |
| | 延人数 | 22 | 19 | 14 | 18 | 20 | 20 | 25 |



【給付見込み】

- 医療ケアの必要な要介護者を在宅で支えるうえで重要なサービスであり、医療的ケアの必要な要介護者が増えることや医療機関での在院日数が短縮すること・医療機関の機能分化が推進されることにより、サービスの利用が増加すると見込まれます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。
- ◇ 終末期における在宅での看取りを希望する人や家族の思いにこたえるため、かかりつけ医（在宅診療医）との連携により看取りが実現するよう、訪問看護サービスの提供量の確保と質の向上を図ります。

(4) 訪問リハビリテーション

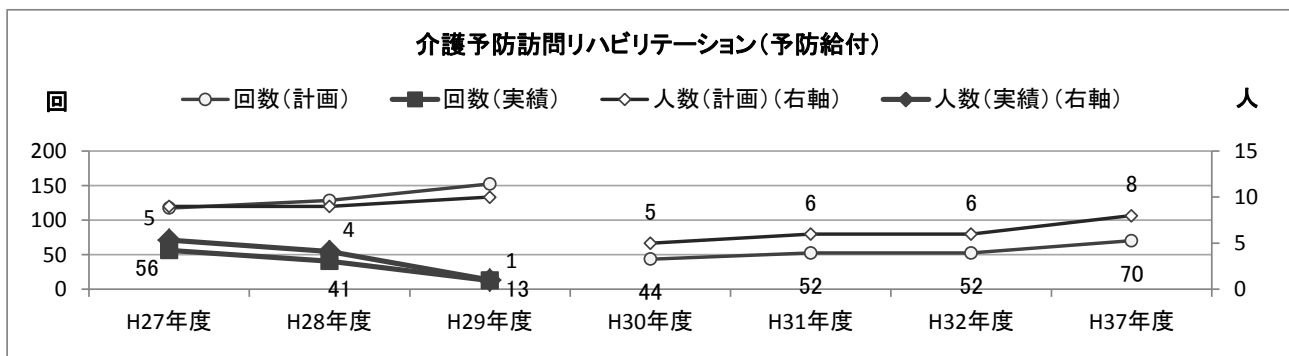
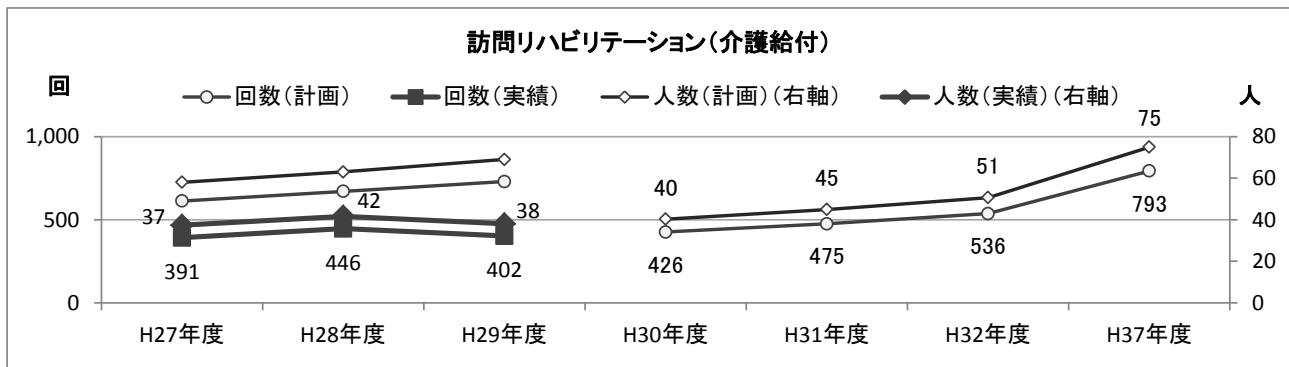
主治医の指示に基づき、病院等の理学療法士や作業療法士等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、できるだけ自立した日常生活を過ごせるように機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 6 期中に通所リハビリテーションに加えて、リハビリに特化した通所介護の開設もあり、通所系のサービス利用者の増加に伴い、訪問リハビリテーション利用者は、計画値を大きく下回っています。

(単位:回・人/月)

| | | 第 6 期 | | | 第 7 期 | | | 第 8 期以降 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 訪問リハビリテーション | 延回数 | 391 | 446 | 402 | 426 | 475 | 536 | 793 |
| | 延人数 | 37 | 42 | 38 | 40 | 45 | 51 | 75 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 延回数 | 56 | 41 | 13 | 44 | 52 | 52 | 70 |
| | 延人数 | 5 | 4 | 1 | 5 | 6 | 6 | 8 |



【給付見込み】

- 通所では把握できない利用者の居宅での生活に即したリハビリの提供は、利用者本人の自立した生活に直結するため、要介護認定者の増加に応じた伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 福祉用具の利用や住宅改修など在宅生活を支えるためのサービスとの連携を図り、高齢者の状況に応じた質の高いリハビリテーションの包括的な提供に努めます。

(5) 居宅療養管理指導

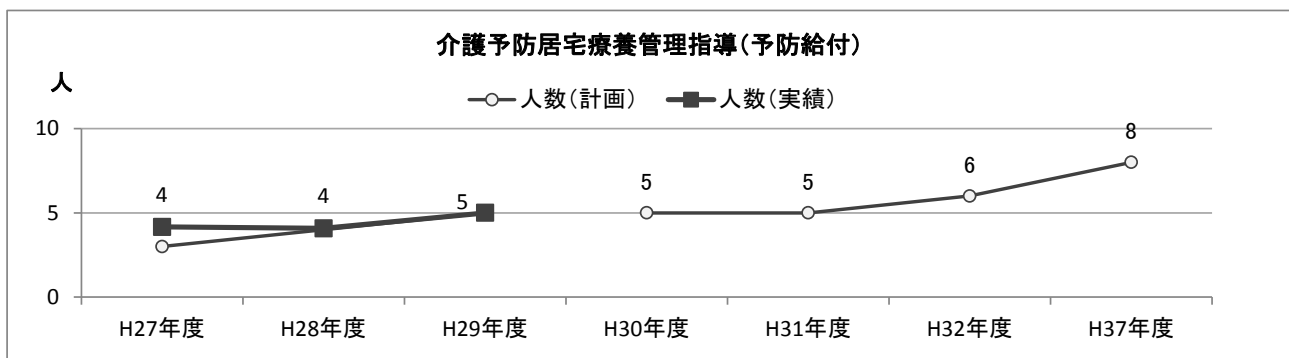
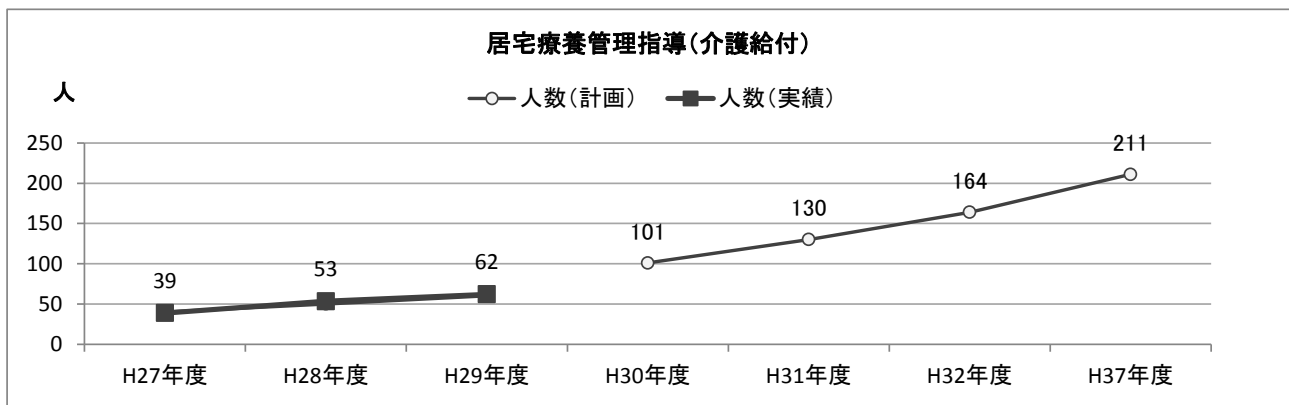
通院困難な利用者に対して医師、歯科医師、薬剤師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理指導を行い、療養生活の向上を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者の健康状態や服薬状況等を把握することができるため、ひとり暮らし高齢者の健康管理や在宅介護をしている家族にとっても介護の仕方の指導を受けることもできるので、とても役に立つサービスです。
- ◆ 居宅療養管理指導の利用者は、増加傾向にあります。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 居宅療養管理指導 | 延人数 | 39 | 53 | 62 | 101 | 130 | 164 | 211 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 延人数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 8 |



【給付見込み】

- 医療的な管理指導が必要な在宅の要介護認定者の増加とともに、利用の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

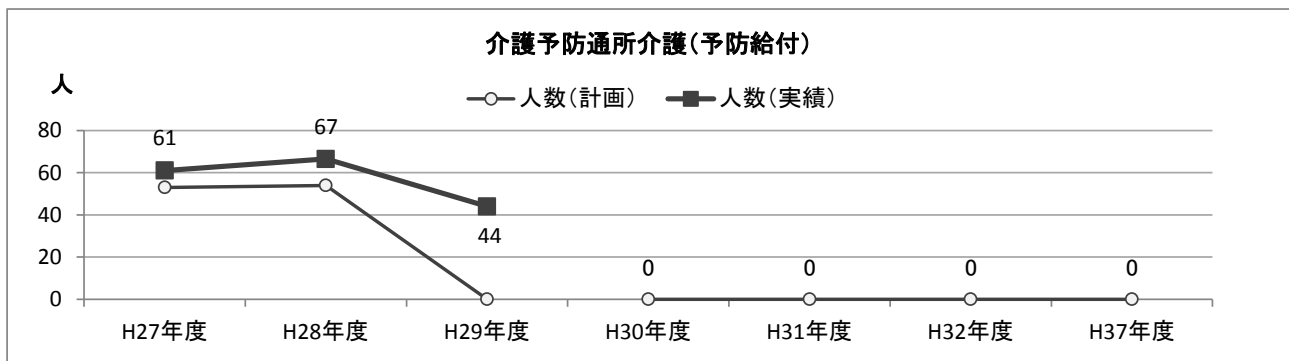
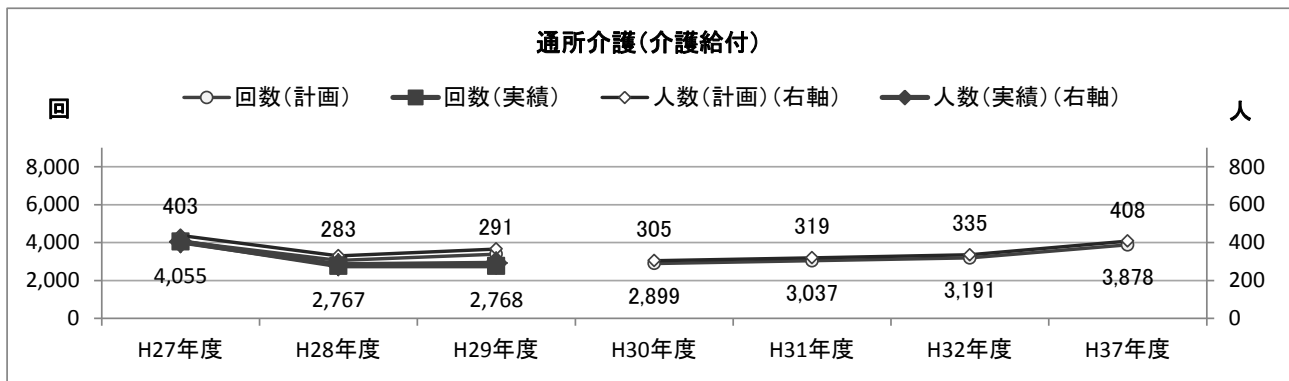
介護予防通所介護については平成 29 年度中に総合事業に移行しました。

【現状と課題】

- ◆ 介護予防通所介護については、円滑に総合事業に移行できました。
- ◆ 在宅サービスの利用の中で通所介護は、福祉用具の貸与に次いで多く利用されているサービスです。
- ◆ 平成 28 年 4 月から、通所介護が 6 事業所、地域密着型通所介護が 7 事業所になりました。

(単位:回・人/月)

| | | 第 6 期 | | | 第 7 期 | | | 第 8 期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 通所介護 | 延回数 | 4,055 | 2,767 | 2,768 | 2,899 | 3,037 | 3,191 | 3,878 |
| | 延人数 | 403 | 283 | 291 | 305 | 319 | 335 | 408 |
| 介護予防通所介護 | 延人数 | 61 | 67 | 44 | 0 | 0 | 0 | 0 |



【給付見込み】

- 要介護認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。
- 介護予防通所介護については、平成 29 年度中にすべて総合事業に移行しました。

【今後の方向性】

- ◇ 通所介護事業所がそれぞれサービス提供内容に特性を発揮し、利用者がニーズにあった事業所を選択できるよう供給体制の整備に努めます。

(7) 通所リハビリテーション

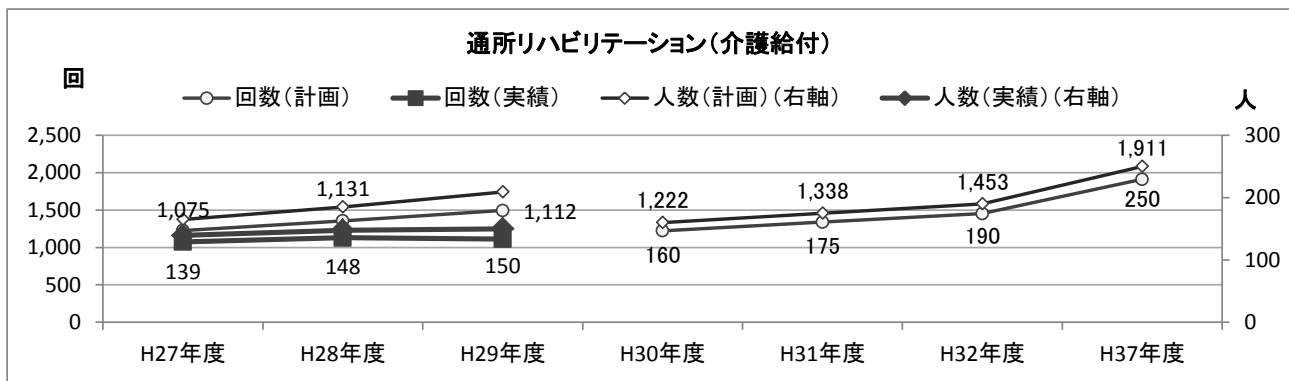
自立した日常生活を送れるよう介護老人保健施設等で機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

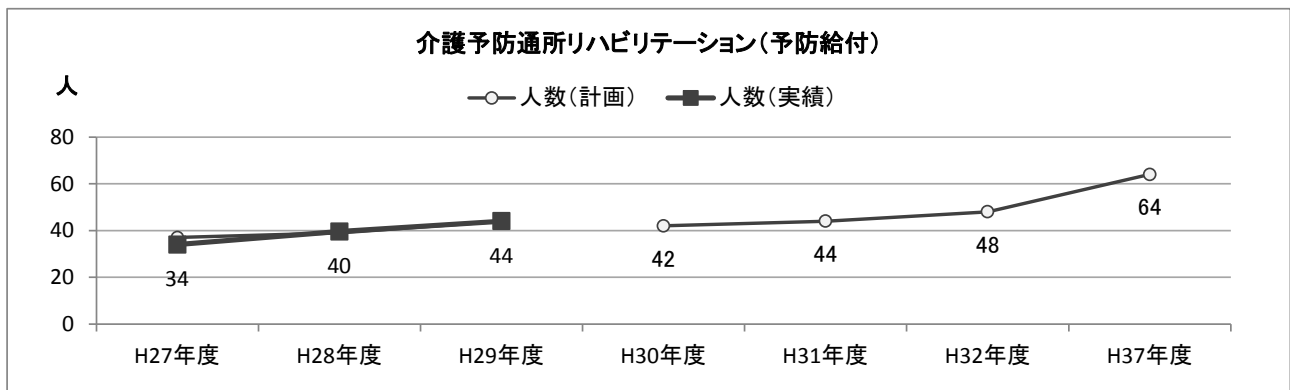
【現状と課題】

- ◆ 通所リハビリテーションのサービス利用人数は、計画値を下回っています。
- ◆ 通所介護の中でも、リハビリに特化した内容で提供する事業所もあり、本人のニーズに合わせたサービスの提供の見極めが必要です。

(単位:回・人/月)

| | | 第 6 期 | | | 第 7 期 | | | 第 8 期以降 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 通所リハビリテーション | 延回数 | 1,075 | 1,131 | 1,102 | 1,222 | 1,338 | 1,453 | 1,911 |
| | 延人数 | 139 | 148 | 150 | 160 | 175 | 190 | 250 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 延人数 | 34 | 40 | 44 | 42 | 44 | 48 | 64 |





【給付見込み】

- 要介護認定者の増加に伴い、利用者の微増を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 病院退院者など、急性期から維持期に移行した高齢者のリハビリテーション支援のため、引き続きサービス供給体制の確保に務めます。

(8) 短期入所生活介護

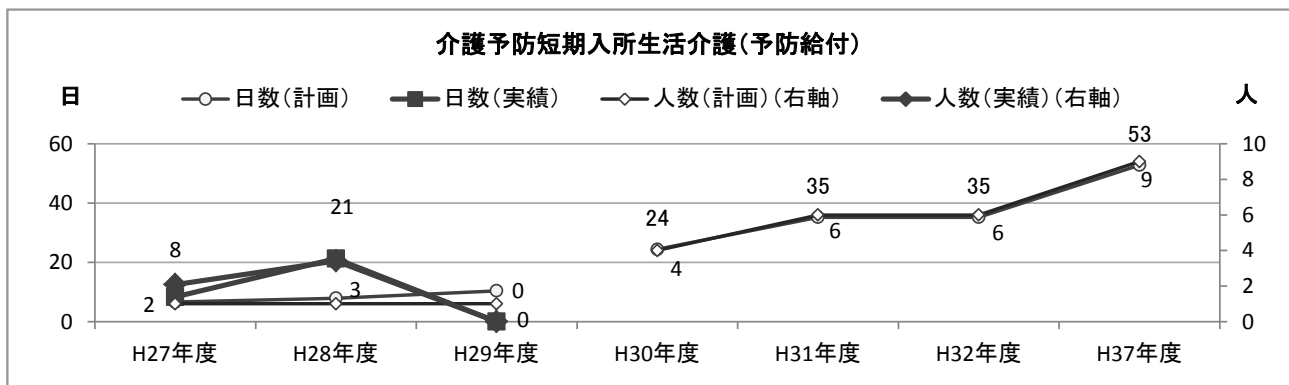
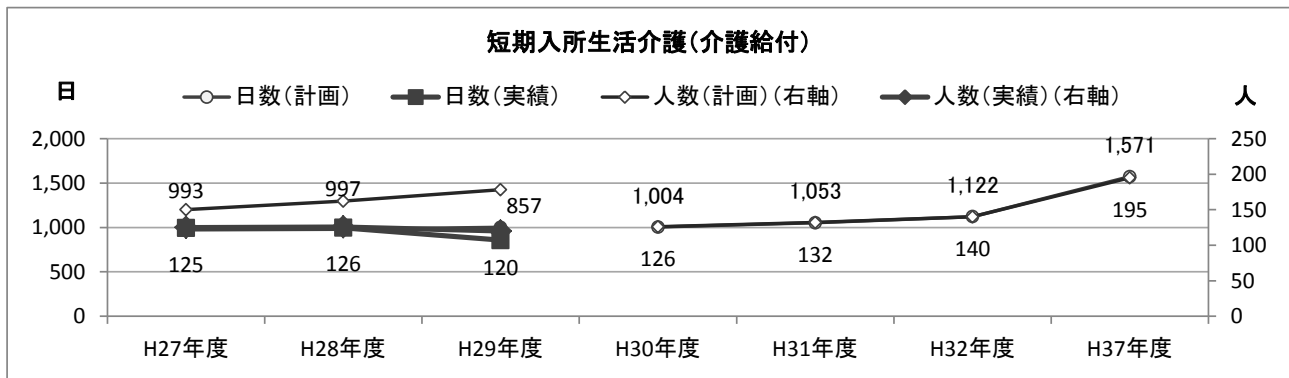
要介護・要支援者の居宅生活を維持するため、介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 重度の要介護認定者や医療依存度の高い人が利用しにくい状況があります。

(単位:日・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 短期入所生活介護 | 延日数 | 993 | 997 | 857 | 1,004 | 1,053 | 1,122 | 1,571 |
| | 延人数 | 125 | 126 | 120 | 126 | 132 | 140 | 195 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 延日数 | 8 | 21 | 0 | 24 | 35 | 35 | 53 |
| | 延人数 | 2 | 3 | 0 | 4 | 6 | 6 | 9 |



【給付見込み】

- 高齢者世帯の増加に伴い、サービスの利用ニーズは今後も高まることが予測されます。ただし、ニーズを満たすだけの新たなサービス基盤の整備は困難なため、見込み量は要介護認定者の増加に応じた伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅介護の限界点を引き上げるには、介護者の緊急時の対応やレスパイトは必要不可欠であり、サービス提供体制の充実に努めます。
- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実に図ります。

（９）短期入所療養介護

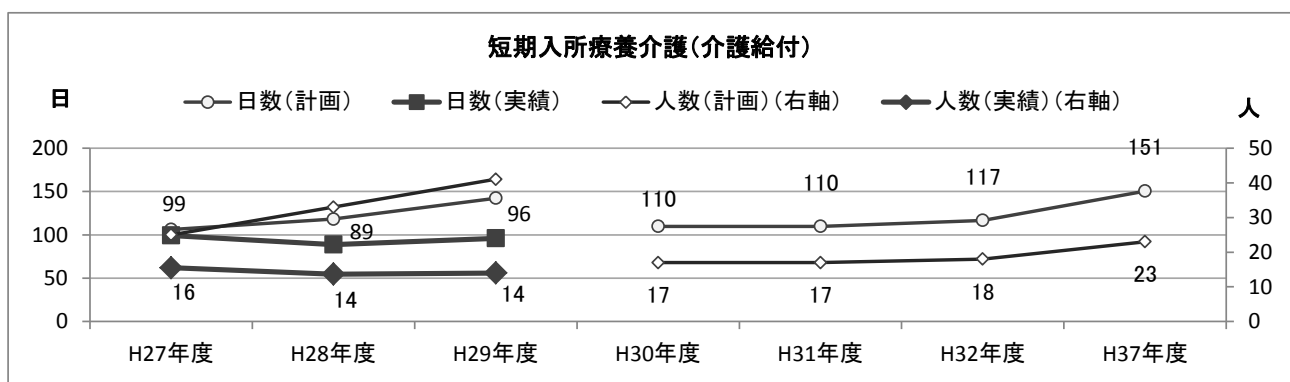
介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

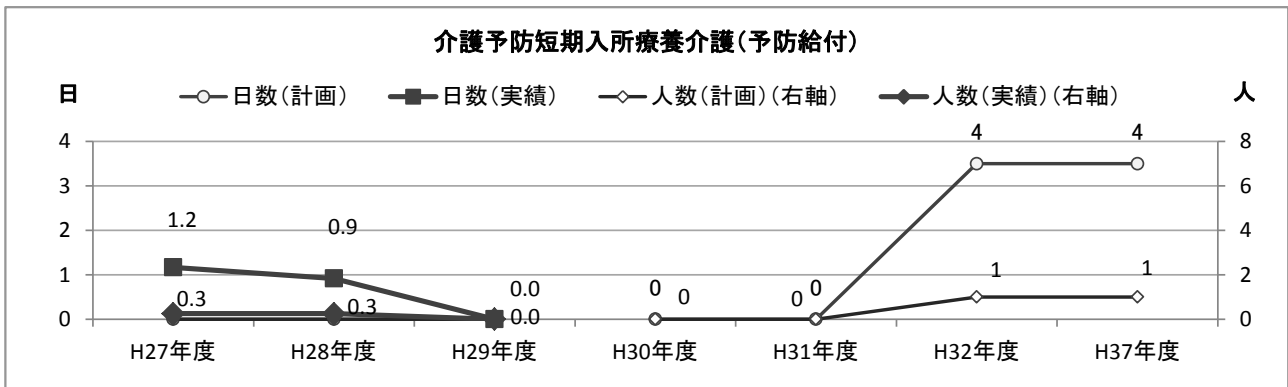
【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の状況をみると、利用人数に大きな変動はありません。
- ◆ 市内の介護老人保健施設は、定員数に対して入所者がそのほとんどを占めているため短期入所者の利用枠が少ない状況です。

(単位:日・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 短期入所療養介護 | 延日数 | 99 | 89 | 96 | 110 | 110 | 117 | 151 |
| | 延人数 | 16 | 14 | 14 | 17 | 17 | 18 | 23 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 延日数 | 1.2 | 0.9 | 0.0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | 延人数 | 0.3 | 0.3 | 0.0 | 0 | 0 | 1 | 1 |





【給付見込み】

○ 要介護認定者の増加に応じて利用者が増加すると見込みます。

【今後の方向性】

◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(10) 福祉用具貸与

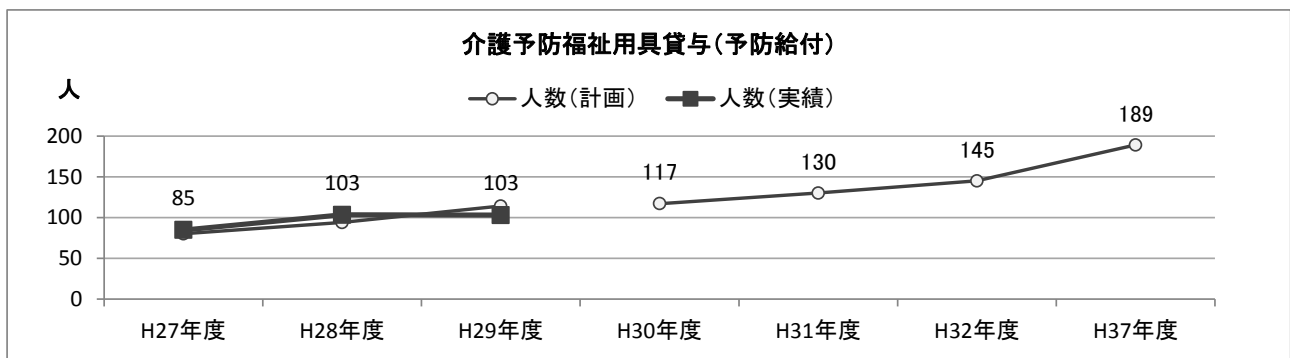
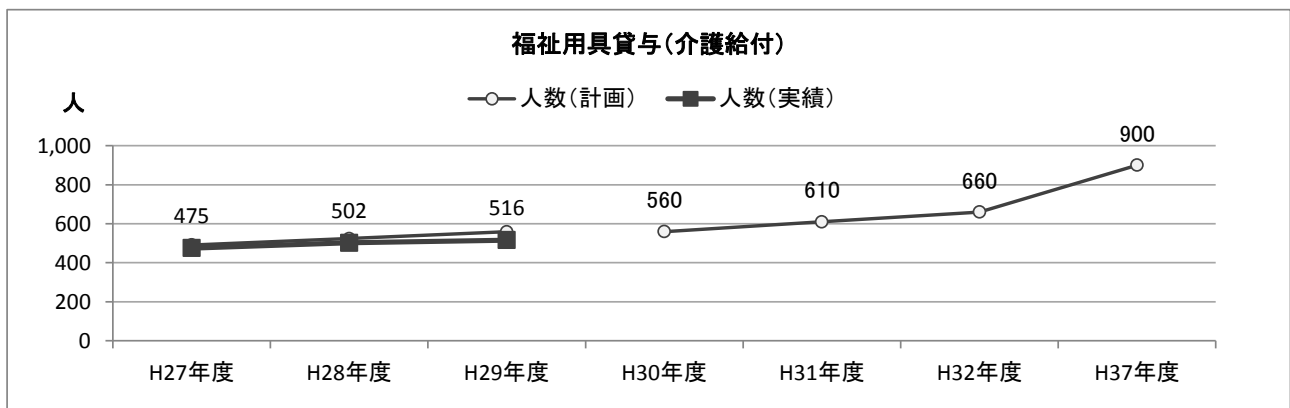
要介護・要支援になってもできるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を過ごせるように、心身の状況や希望、環境をふまえ、適切な福祉用具の選定援助等を行い貸与することで、日常生活上の機能訓練をするとともに、介護者の負担軽減をするサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・特殊寝台・床ずれ予防用具・歩行器・つえ・スロープ等があります。

【現状と課題】

- ◆ 対象となる用具は全 13 種類ありますが、要支援から要介護 1 までの人が貸与を受けられる物は 4 種類に限られていることから、要介護 2 以上の人の利用が多くを占めています。
- ◆ 要支援から要介護 1 までの人が、4 種類以外の物の貸与のニーズがある場合は、例外利用会議により検討し貸与の決定をしています。

(単位: 人/月)

| | | 第 6 期 | | | 第 7 期 | | | 第 8 期以降 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 福祉用具貸与 | 延人数 | 475 | 502 | 516 | 560 | 610 | 660 | 900 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 延人数 | 85 | 103 | 103 | 117 | 130 | 145 | 189 |



【給付見込み】

- 福祉用具を貸与することで、住み慣れた自宅等での生活を継続可能にすることが多いため、今後も認定率の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 要介護認定者の心身の状況、環境や希望をふまえ、医師・作業療法士・理学療法士等と連携して、効果や必要性等について十分に検討したうえで給付決定する必要があります。また、一旦貸与した用具が適切に使用されているか、変化する要介護認定者の心身の状況にあっていないかのモニタリングやアセスメントをおこない、適切な給付を行う必要があります。

(11) 特定福祉用具購入

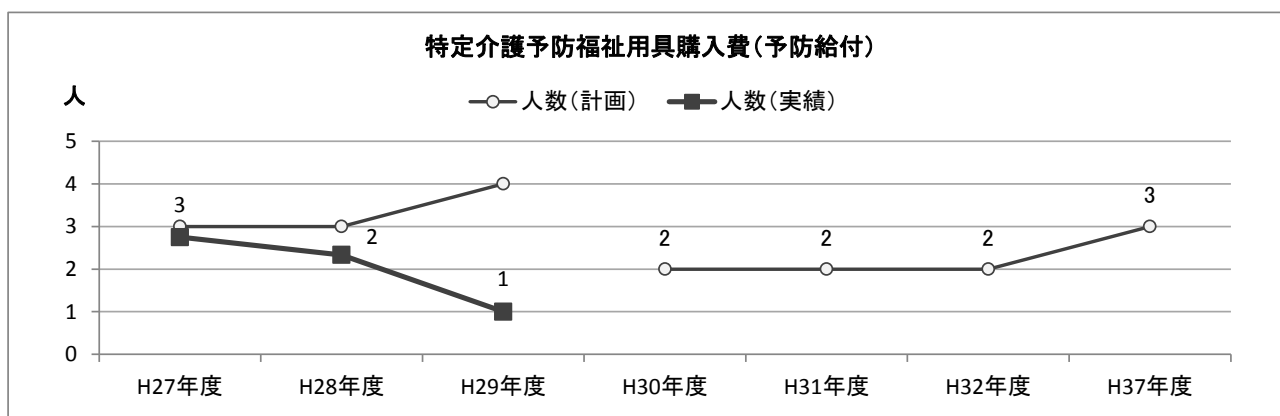
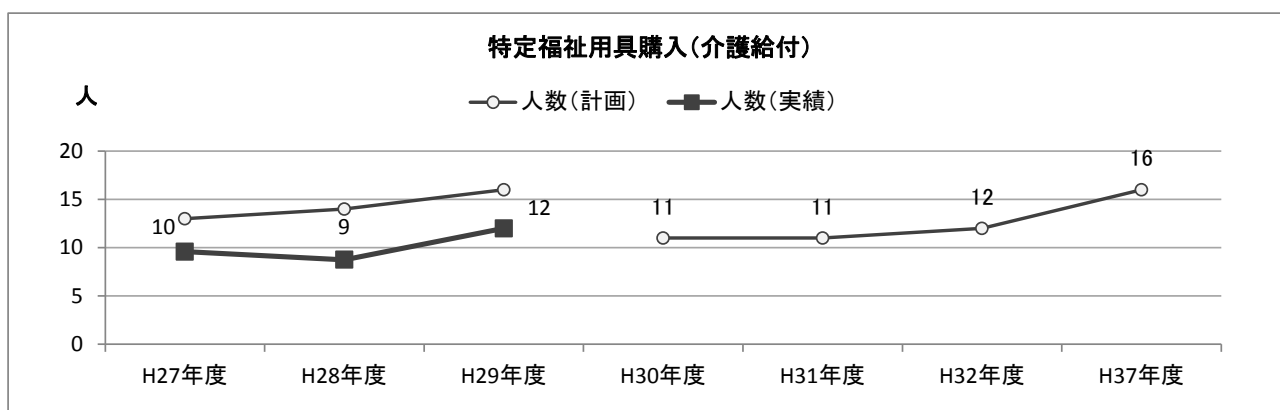
腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護・要支援者に、年間 10 万円の利用額を限度とし、費用の 8 割又は 9 割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 対象となる用具は 5 種類で、在宅で生活している人が対象であることより、入浴補助用具と腰掛け便座の 2 種類の利用が大半を占めています。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 特定福祉用具購入 | 延人数 | 10 | 9 | 12 | 11 | 11 | 12 | 16 |
| 特定介護予防福祉用具購入 | 延人数 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |



【給付見込み】

- 要介護認定者の増加に見合うサービス利用者数を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行い、利用者の個別性に即した生活環境の整備として適切なのかを確認できるよう、担当者の専門的な知識の習得を図るなど、適正給付に務めます。

(12) 住宅改修

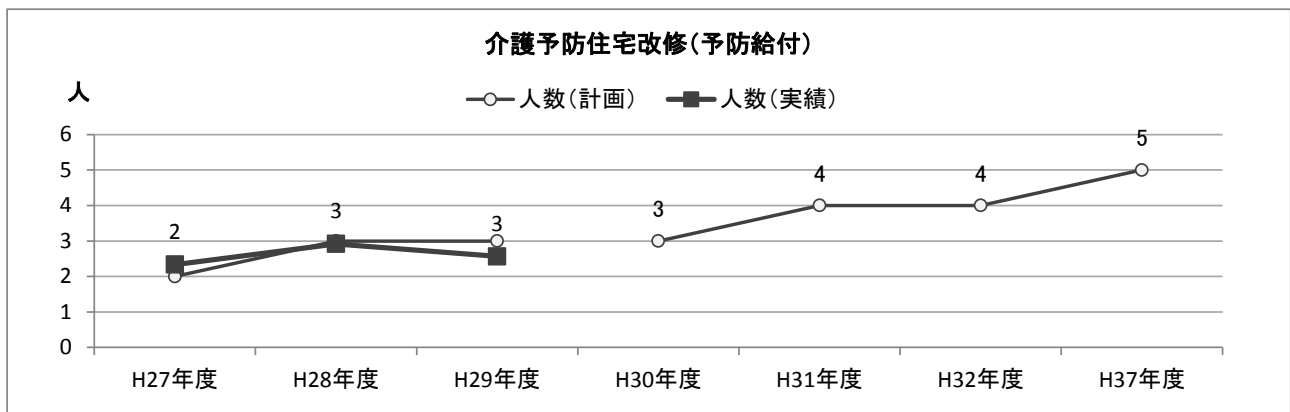
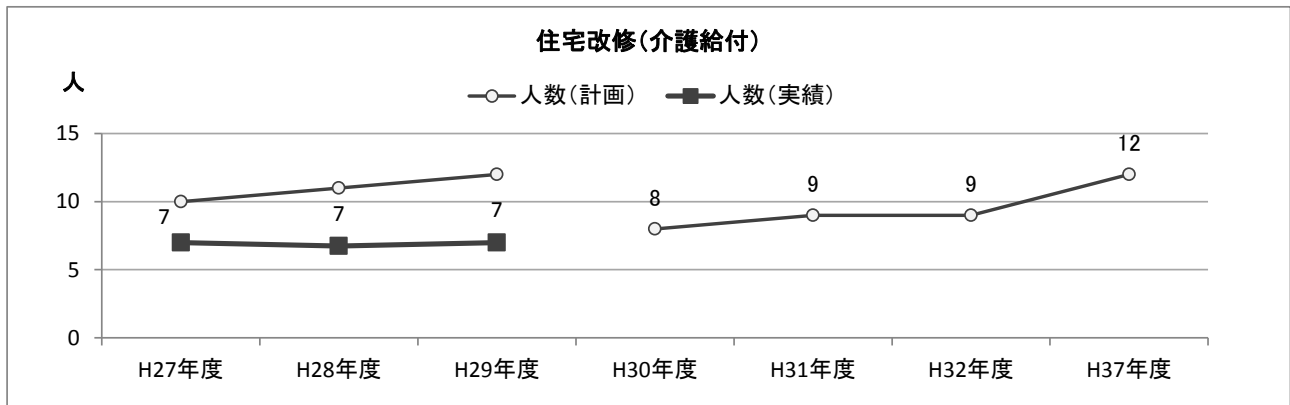
手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円の利用額を限度とし、費用の8割又は9割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 改修工事の種類別では、手すりの取り付けが最も多く、ついで段差解消のための改修となります。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 住宅改修 | 延人数 | 7 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 12 |
| 介護予防住宅改修 | 延人数 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |



【給付見込み】

- 居宅サービス対象者の増加に応じて伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行い、利用者の個別性に即した生活環境の整備として適切なのかを確認できるよう、担当者の専門的な知識の習得を図るなど、適正給付に務めます。

(13) 特定施設入居者生活介護

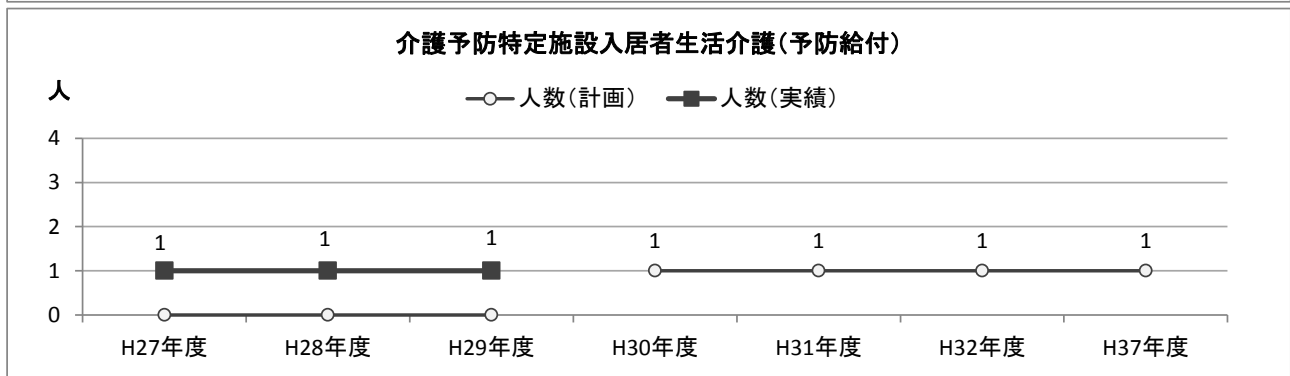
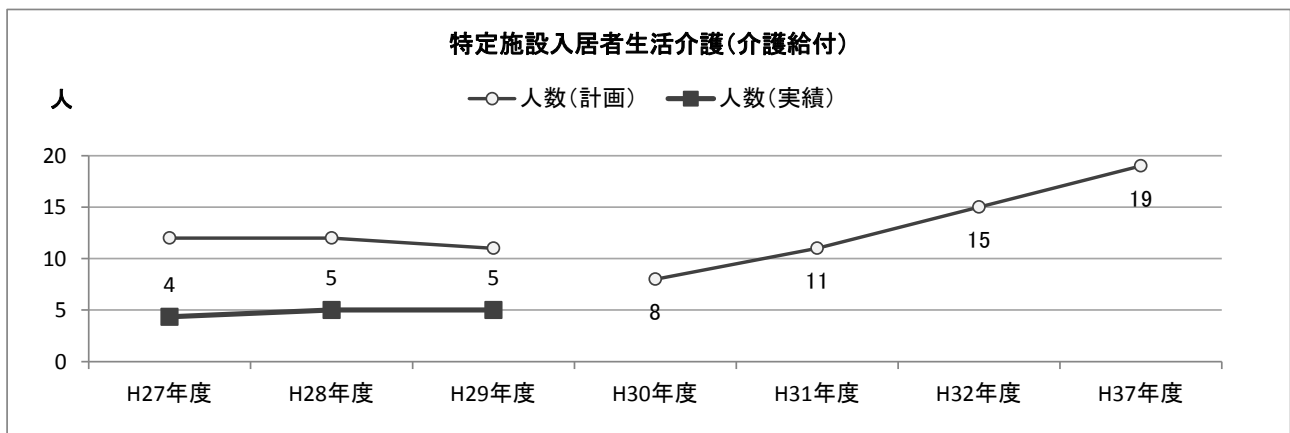
有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活ができるようにするサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の利用人数に大きな変化はなく、該当施設が市内にないため、利用は市外の施設利用となっています。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 特定施設入居者生活介護 | 延人数 | 4 | 5 | 5 | 8 | 11 | 15 | 19 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 延人数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |



【給付見込み】

- これまでの利用実績の推移が続くものとして見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 特定施設は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴う高齢者の居住環境の変化に対応した多様な住まいの一形態であることから、今後も利用ニーズの動向を注視します。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

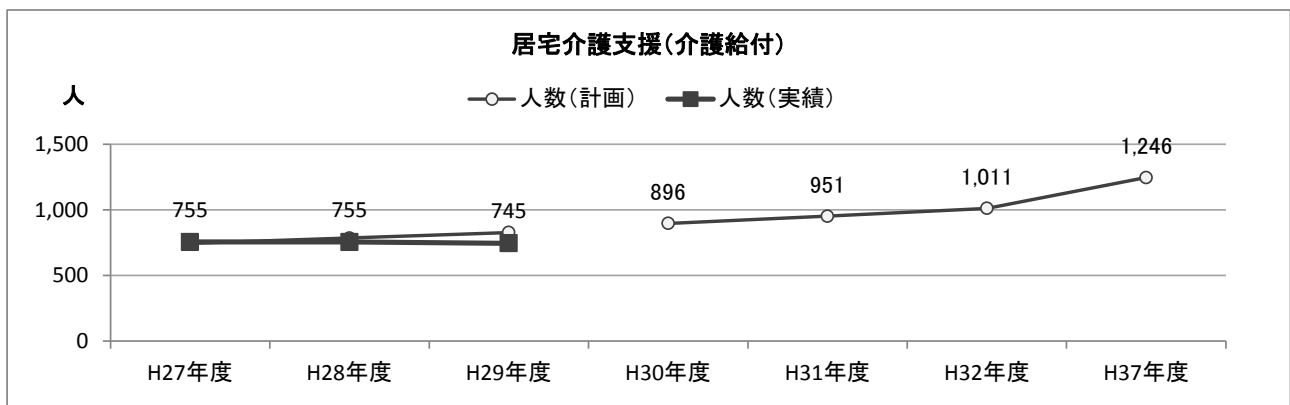
居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。

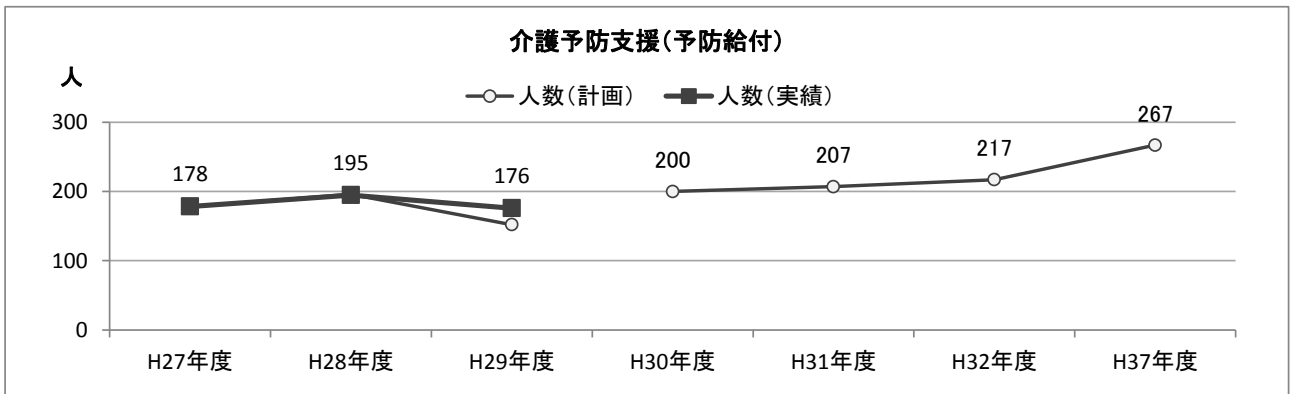
【現状と課題】

- ◆ 市内には平成 29 年 10 月現在 9 事業所があり、近隣市から 15 事業所の参入があります。
- ◆ 要介護認定者数に対して、市内事業所における介護支援専門員数の割合は、県下でも少なく、市外の事業所所属の介護支援専門員に委託している状況です。
- ◆ 多職種による「自立支援型地域ケア会議」を実施しています。

(単位:人/月)

| | | 第 6 期 | | | 第 7 期 | | | 第 8 期以降 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 居宅介護支援 | 延人数 | 755 | 755 | 745 | 896 | 951 | 1,011 | 1,246 |
| 介護予防支援 | 延人数 | 178 | 195 | 176 | 200 | 207 | 217 | 267 |





【給付見込み】

- 認定者数や居宅サービス利用者の増加に応じて伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 居宅介護支援・介護予防支援については、「自立支援」を重視した適切なケアプラン・予防プランが作成されることが重要です。サービスの平準化や公平性を確保するため、ケアマネジャーの連絡会において資質向上の支援とともに、介護給付適正化事業として、ケアプランチェックを行い適切なケアプラン作成を支援します。

1-2. 地域密着型サービスの給付見込み

地域密着サービスとは、原則本市の人のみが利用できるサービスです。

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等があります。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

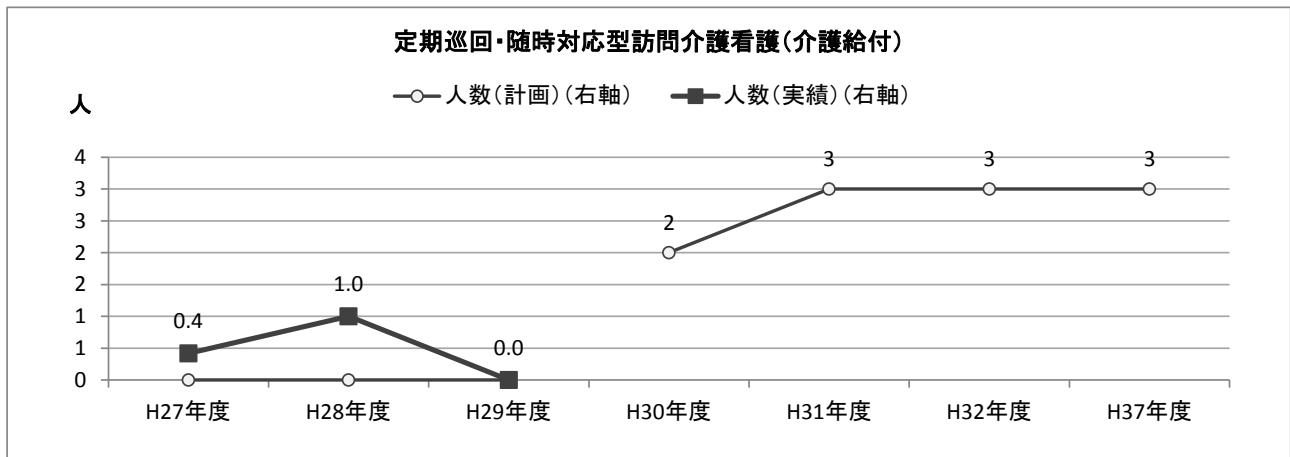
日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

【現状と課題】

- ◆ 市内にサービス提供事業が整えられてない事もあり、利用者が少ない状況です。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | 第7期 | | | 第8期以降 | |
|------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 延人数 | 0.4 | 1.0 | 0.0 | 2 | 3 | 3 | 3 |



【給付見込み】

- 現在までの状況をふまえ介護認定者の増加に伴い、提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅生活の限界点を高め、医療ケアにも対応する有効なサービスとして、サービス提供量の充実を図ります。

(2) 夜間対応型訪問介護

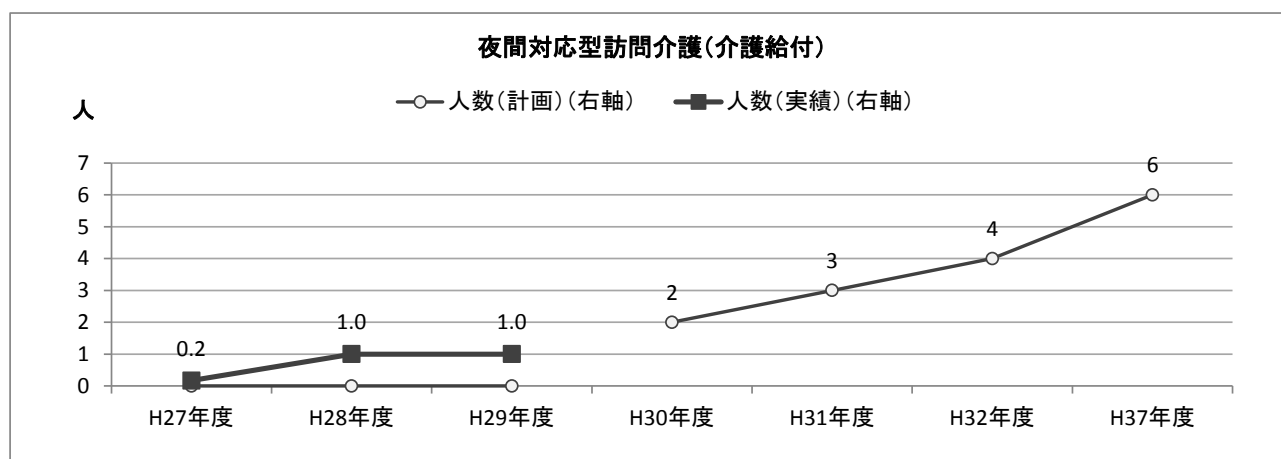
夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

【現状と課題】

- ◆ 市内にサービス提供事業が整えられてない事もあり、利用者が少ない状況です。

(単位:人/月)

| | 延人数 | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 夜間対応型訪問介護 | | 0.2 | 1.0 | 1.0 | 2 | 3 | 4 | 6 |



【給付見込み】

- 現在までの状況をふまえ介護認定者の増加に伴い、提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅生活の限界点を高めるうえで有効なサービスとして、サービス提供量の充実を図ります。

(3) 認知症対応型通所介護

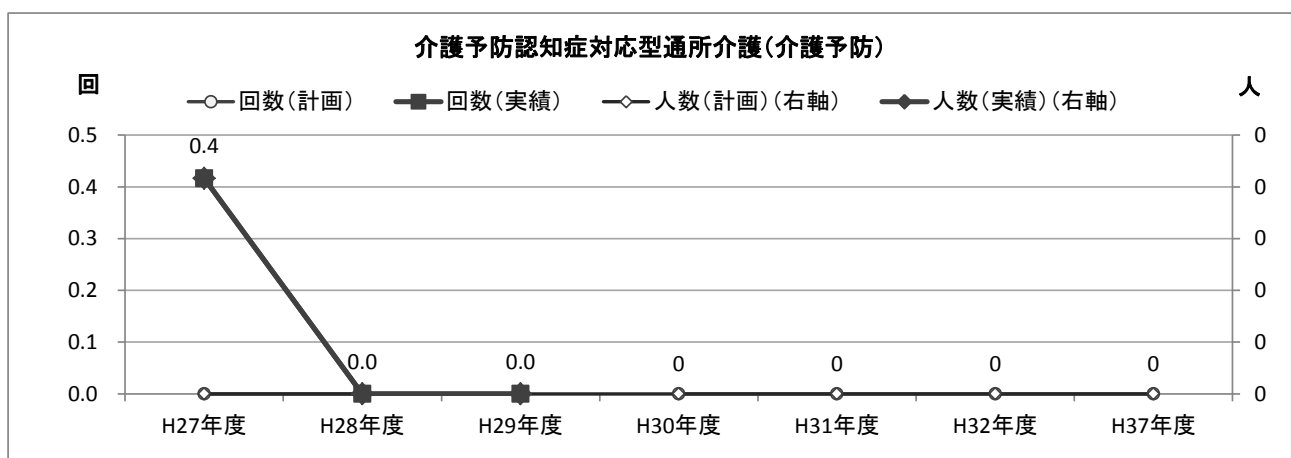
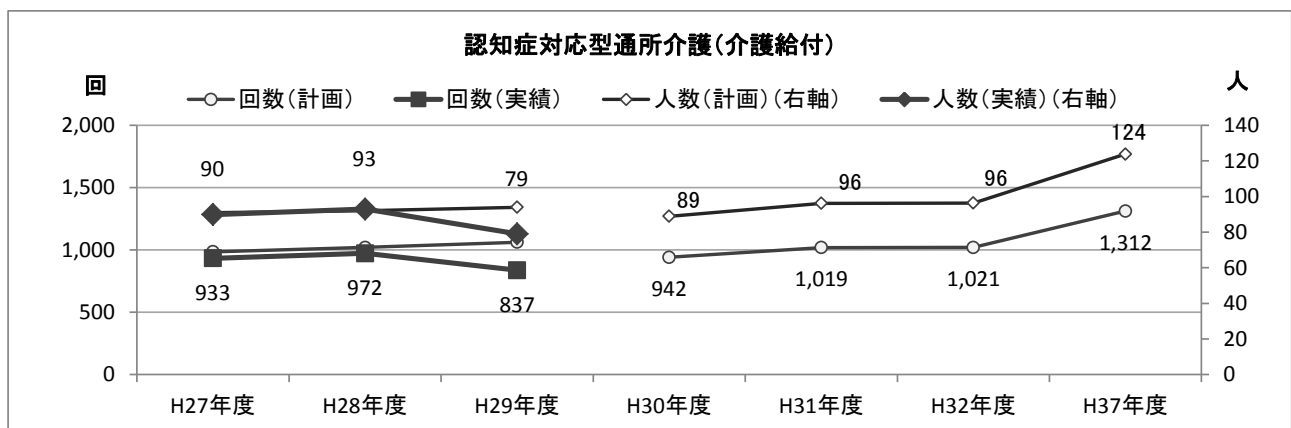
デイサービスセンター等において認知症高齢者を対象として、認知症症状の進行緩和を目標とした計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 認知症対応型通所介護は、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減にも大きな役割を果たしています。
- ◆ 「認知症」ということばへの本人家族の抵抗感と費用面で、一般の通所介護を利用している人が多く、認知症対応型通所介護の利用者は横ばいとなっています。

(単位:回・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 認知症対応型通所介護 | 延回数 | 933 | 972 | 837 | 942 | 1,019 | 1,021 | 1,312 |
| | 延人数 | 90 | 93 | 79 | 89 | 96 | 96 | 124 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 延回数 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 延人数 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



【給付見込み】

- 現状の推移を勘案して、認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます

【今後の方向性】

- ◇ デイサービス事業所等と地域住民の交流を支援し、地域住民の認知症への理解の推進に努めます。
- ◇ 認知症地域支援推進事業の実施により、各事業所等も地域に身近な相談窓口の一つとなるよう努めます。

(4) 小規模多機能型居宅介護

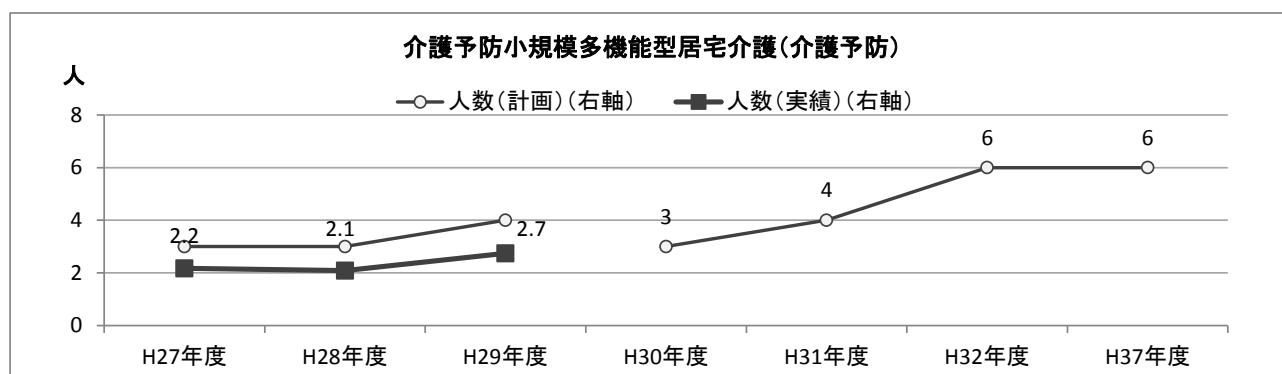
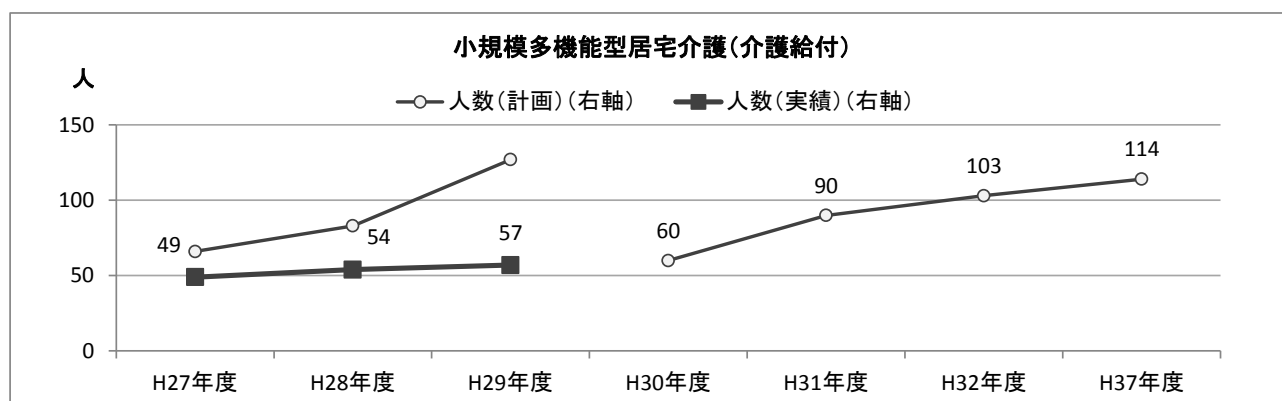
利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 第5期から整備することになっていた日枝中学校区については、いまだ実現していません。そのため、この学区については、3事業所がフォローしていますが、日常生活圏域から外れていることもあって、本来のサービス提供に支障を来たしている状況です。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|-----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 延人数 | 49 | 54 | 57 | 60 | 90 | 103 | 114 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 延人数 | 2.2 | 2.1 | 2.7 | 3 | 4 | 6 | 6 |



【給付見込み】

- 在宅での生活を希望する人の家族の介護離職ゼロを目指すためにも、必要なサービスであることから、第7期中に日枝中学校区と、既存の中学校区の未設置の小中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所の開設とを目指すこととし、それによる利用者の増加分と、今後の独居高齢者や認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 小規模多機能型居宅介護は、24時間365日サポートできるサービスとして、地域包括ケアの地域拠点として大きな役割を持つことから、既存事業所の質の向上に対する支援に努めます。

(5) 認知症対応型共同生活介護

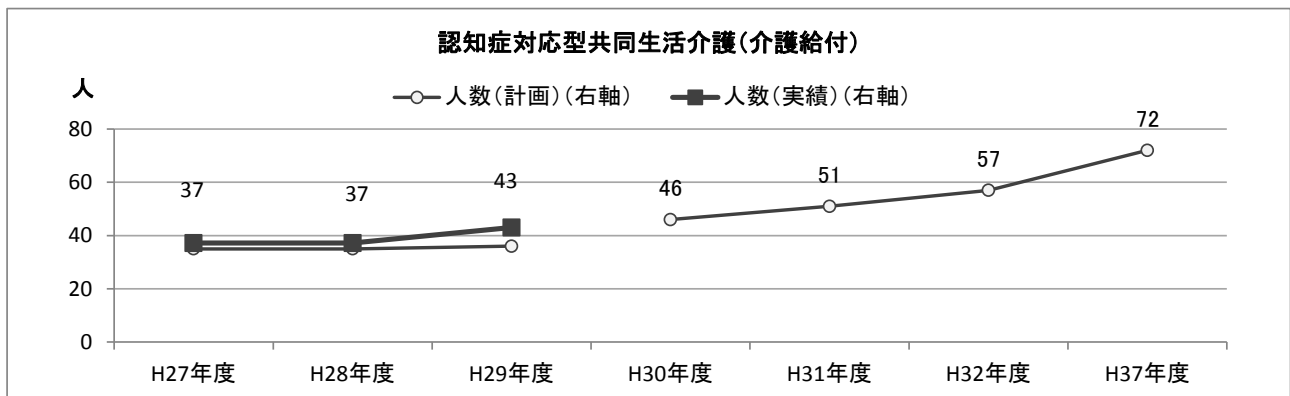
認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内には4施設（定員総数42人）あり、ほぼ満室状態で入居待機者がある状況です。医療的なケアや看取りについては、訪問看護師やかかりつけ医（在宅診療医）の協力を得ながら対応していますが、事業所間での差がみられます。

（単位：人/月）

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 延人数 | 37 | 37 | 43 | 46 | 51 | 57 | 72 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 延人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



【給付見込み】

- 第7期において、2ユニット(定員18人)の認知症対応共同生活介護の整備を見込みますので、その分の利用見込みを含みます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数や認知症者の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、ケアマネジャー・アンケート結果でもニーズの高かった認知症対応型共同生活介護(2ユニット)の整備を見込み、サービス提供量の充実を図ります。

(6) 地域密着型通所介護

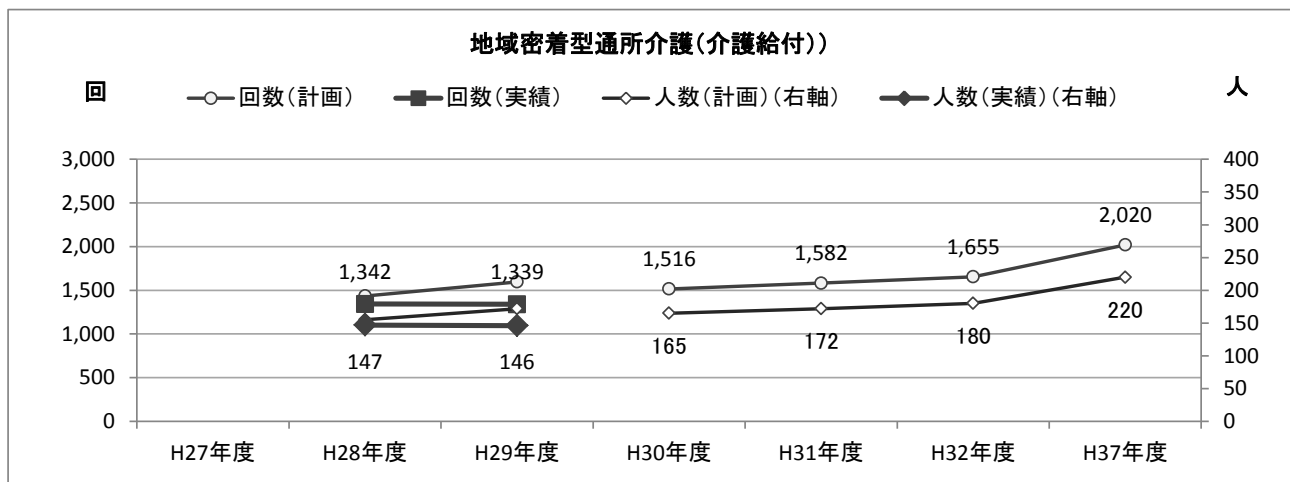
法改正に伴い平成28年4月1日から、通所介護の提供を受けることができる利用者の数が18人以下の場合は、市が指定する地域密着型通所介護へ移行しました。

【現状と課題】

- ◆ 現在、地域密着通所介護は、7事業所あります。

(単位:回・人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 地域密着型通所介護 | 延回数 | - | 1,342 | 1,339 | 1,516 | 1,582 | 1,655 | 2,020 |
| | 延人数 | - | 147 | 146 | 165 | 172 | 180 | 220 |



【給付見込み】

- 要介護認定者の増加に伴うサービス提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 地域密着型サービスに位置付けられる通所介護であるため、市の地域密着型サービスの基本指針でもある「地域との連携」や「市行政への協力・連携」について事業所に対し積極的な取り組みを促すためにも、実地指導等を通じて指導していきます。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

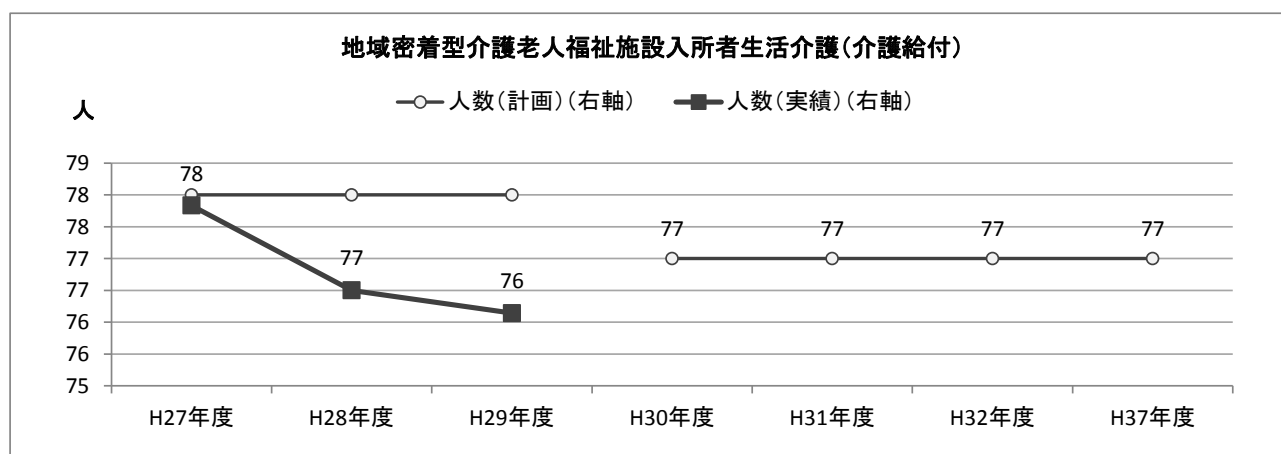
入居者定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、要介護者である入居者に能力に応じ自立した日常生活を過ごしていただくために、介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話などのサービスを提供します。

【現状と課題】

- ◆ 現在3施設（定員総数77人）で、常に満室状態にあり、入居待機者がある状況です。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 延人数 | 78 | 77 | 76 | 77 | 77 | 77 | |



【給付見込み】

- 第7期では新たな整備を行わないため、現在の定員相当数と見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 地域密着サービスとして、家庭的な雰囲気と地域との結びつきを重視した運営ができるよう支援していきます。

(8) その他の地域密着型サービス等

○ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、在宅介護の限界点を引き上げる重要なサービスです。必要性が認められた場合においては導入時期を見極め事業所の指定等手続きを進めることとします。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、その入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち入居者定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

1-3. 施設サービスの給付見込み

(1) 介護老人福祉施設

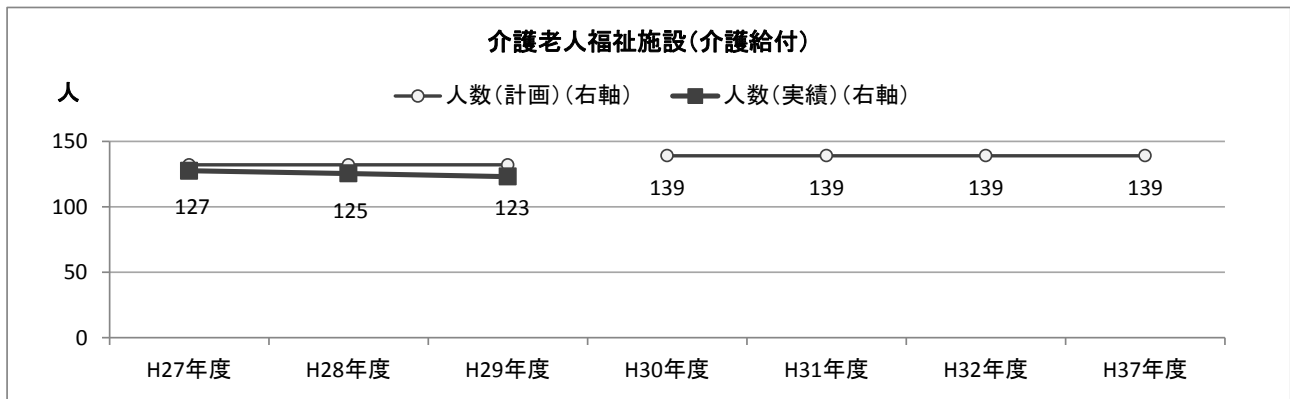
要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

【現状と課題】

- ◆ 平成27年4月から、入所対象者が原則要介護3以上になり、待機者数が減少傾向にあります。
- ◆ 待機者の中には、介護老人保健施設や介護療養病床を利用しながら、入所を待っている人がいます。
- ◆ 要介護1・2の認定者の入所判定に係る市の意見書作成時には、申請者と直接面談を行い、関係者からの聞き取りを実施する等入所判定の透明かつ公平な運用に努めました。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 介護老人福祉施設 | 延人数 | 127 | 125 | 123 | 139 | 139 | 139 | 139 |



【給付見込み】

- 市内施設におけるショートステイ用ベッド10床を施設利用者用への転換に伴う施設サービスの利用増加を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 今期における新たな施設整備はありませんが、在宅介護の限界点を引き上げる一方で、本サービスの申込み待機者は多く、在宅生活が困難な重度者の受入れも必要なため、整備計画については需要と供給のバランスを考慮しつつ慎重に検討していきます。

(2) 介護老人保健施設

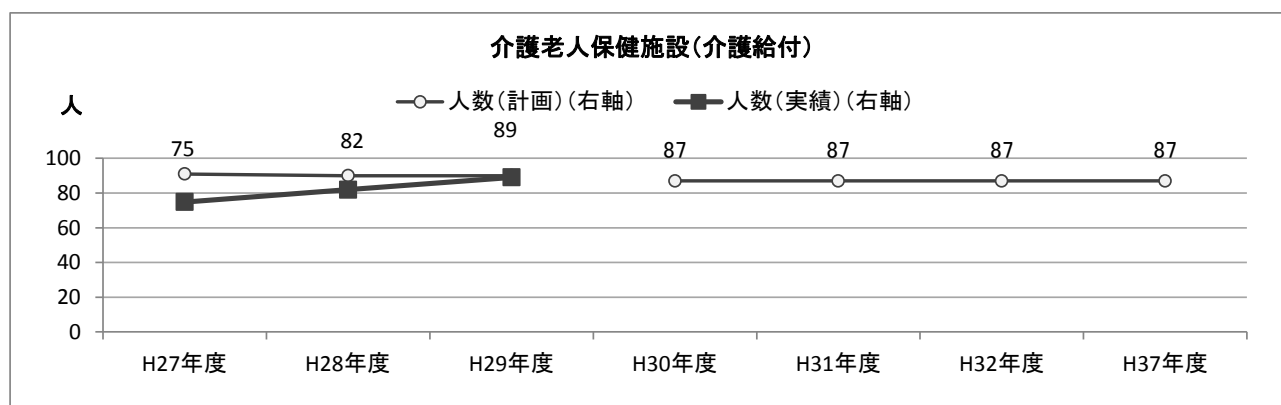
要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、居宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

【現状と課題】

◆ 介護老人保健施設はリハビリをして自宅に戻るための施設ですが、在宅への復帰が難しい場合など入所期間が長期に渡ることもあります。また、介護老人福祉施設の待機場所となり、本来の在宅に向けたリハビリ施設としての機能を発揮できてない側面もあります。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 介護老人保健施設 | 延人数 | 75 | 82 | 89 | 87 | 87 | 87 | |



【給付見込み】

○ 甲賀保健福祉圏域(甲賀市・湖南市)において、定員枠の増加が認められないため、現状維持とします。

【今後の方向性】

◇ 第7期には新たな整備は見込みません。

(3) 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設で、要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

この施設の廃止についての経過措置期間は6年間延長され、平成35(2023)年度末までに介護医療院等への転換を推進することとされています。

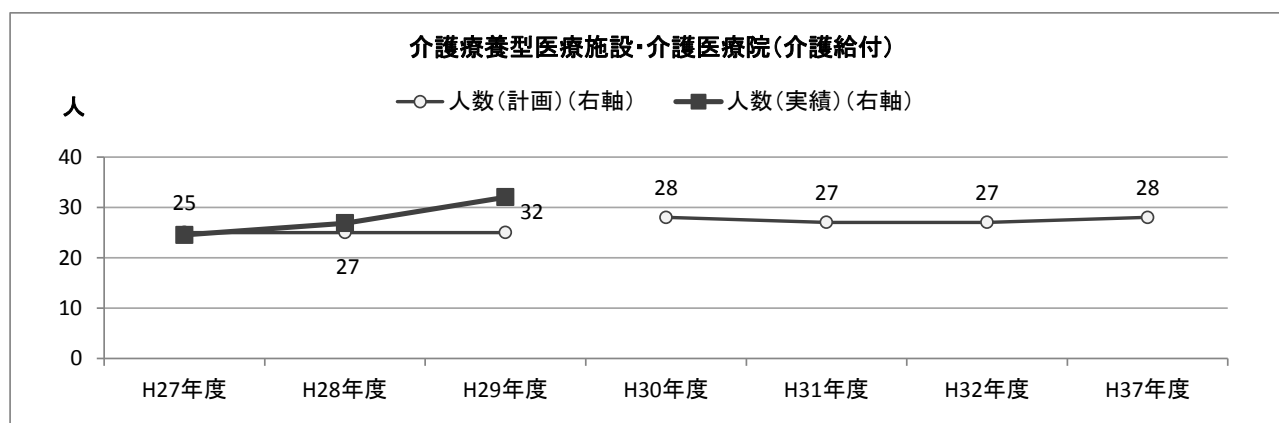
介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設されるものです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者の中には、介護老人福祉施設の入所待ちの人もあります。

(単位:人/月)

| | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期以降 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | 計画 |
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 介護療養型医療施設 | 延人数 | 25 | 27 | 32 | 28 | 27 | 27 | 28 |



【給付見込み】

- 第7期における介護医療院への移行は、県内1施設のため現状維持とします。

【今後の方向性】

- ◇ 平成35(2023)年度末までに介護医療院等への転換を進めるものとします。

2. 介護保険給付費の見込み

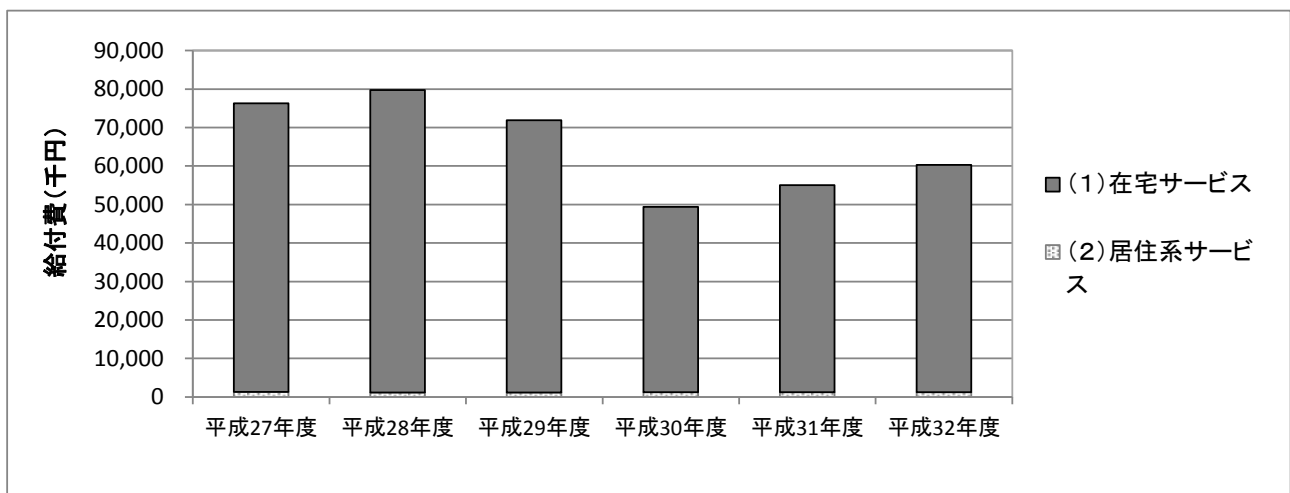
- サービス見込量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。
- 介護報酬改定（プラス0.54%）の影響を見込んでいます。
- 地域区分として、第7期は引き続き7級地となります。

(1) 予防給付費見込み

【介護予防】

単位：千円

| | 実績 | | 見込 | 計画 | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 介護予防サービス | 65,094 | 67,602 | 58,703 | 36,215 | 40,415 | 43,085 | 56,241 |
| 介護予防訪問介護 | 12,802 | 12,582 | 10,686 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 8,314 | 6,620 | 5,640 | 6,458 | 7,129 | 7,129 | 8,873 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 1,966 | 1,419 | 454 | 1,522 | 1,836 | 1,836 | 2,463 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 383 | 375 | 503 | 471 | 471 | 586 | 782 |
| 介護予防通所介護 | 19,791 | 20,656 | 14,780 | | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 12,309 | 13,920 | 15,491 | 14,755 | 15,433 | 16,777 | 22,369 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 597 | 1,530 | 0 | 1,752 | 2,497 | 2,497 | 3,745 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 77 | 84 | 0 | 0 | 0 | 347 | 347 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 4,096 | 5,600 | 5,870 | 6,373 | 7,119 | 7,983 | 10,444 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 717 | 611 | 316 | 535 | 535 | 535 | 764 |
| 介護予防住宅改修 | 2,697 | 3,073 | 3,832 | 3,164 | 4,210 | 4,210 | 5,269 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 1,330 | 1,130 | 1,131 | 1,185 | 1,185 | 1,185 | 1,185 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | 1,306 | 1,490 | 3,342 | 2,221 | 3,234 | 5,258 | 5,258 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1,263 | 1,490 | 3,342 | 2,221 | 3,234 | 5,258 | 5,258 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 介護予防支援 | 9,958 | 10,675 | 9,879 | 11,012 | 11,402 | 11,953 | 14,707 |
| 合計 | 76,358 | 79,767 | 71,923 | 49,448 | 55,051 | 60,296 | 76,206 |

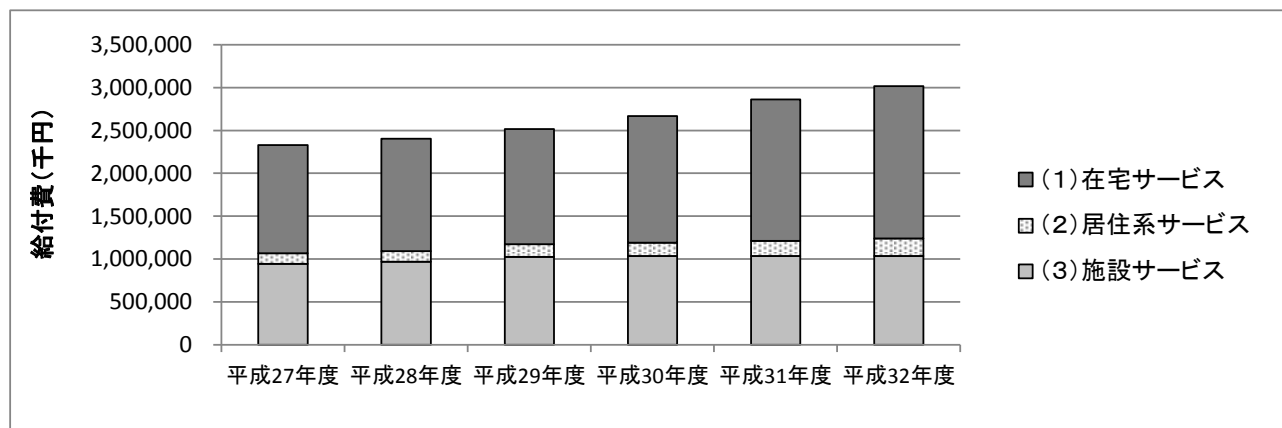


(2) 介護給付費見込み

【介護】

単位：千円

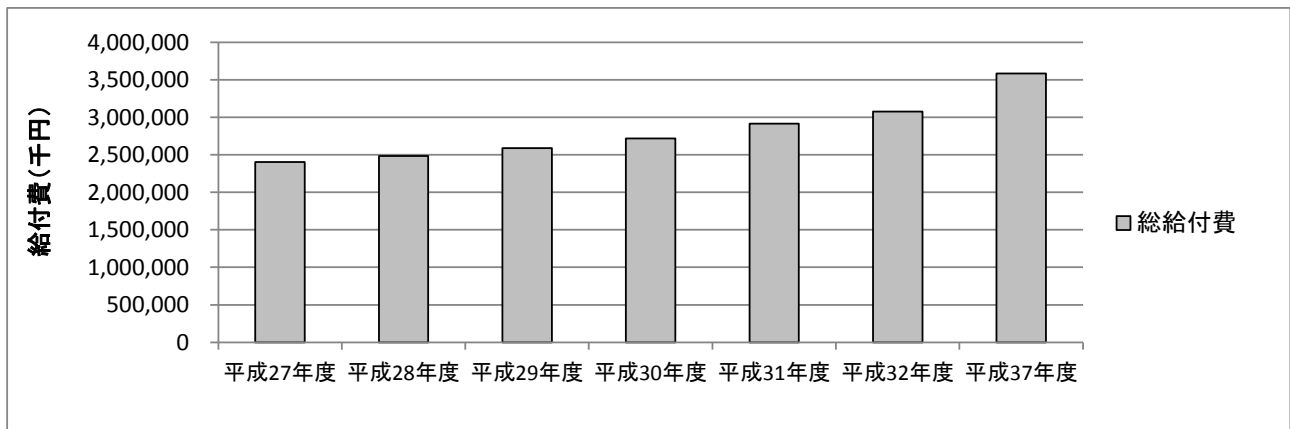
| | 実績 | | 見込 | 計画 | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| (1) 居宅サービス | 922,564 | 834,530 | 850,197 | 941,624 | 1,020,159 | 1,109,151 | 1,419,799 |
| 訪問介護 | 133,064 | 140,649 | 154,692 | 167,845 | 178,321 | 189,351 | 231,166 |
| 訪問入浴介護 | 21,945 | 21,221 | 24,886 | 28,569 | 29,716 | 31,518 | 38,423 |
| 訪問看護 | 76,374 | 83,907 | 92,884 | 106,757 | 120,193 | 135,935 | 174,510 |
| 訪問リハビリテーション | 13,572 | 15,953 | 14,733 | 15,256 | 17,067 | 19,262 | 28,486 |
| 居宅療養管理指導 | 4,093 | 5,314 | 6,272 | 10,350 | 13,405 | 16,957 | 21,716 |
| 通所介護 | 361,434 | 242,729 | 243,406 | 255,915 | 268,877 | 283,210 | 343,837 |
| 通所リハビリテーション | 104,578 | 113,857 | 110,678 | 124,464 | 138,440 | 152,178 | 201,988 |
| 短期入所生活介護 | 99,703 | 98,477 | 85,479 | 99,703 | 104,588 | 111,739 | 156,327 |
| 短期入所療養介護 | 12,037 | 10,789 | 11,084 | 13,455 | 13,461 | 14,237 | 18,301 |
| 福祉用具貸与 | 75,590 | 81,043 | 86,777 | 90,704 | 100,049 | 109,324 | 147,579 |
| 特定福祉用具購入費 | 2,801 | 2,440 | 3,342 | 3,128 | 3,128 | 3,455 | 4,595 |
| 住宅改修費 | 6,594 | 6,909 | 6,934 | 8,231 | 9,376 | 9,376 | 12,591 |
| 特定施設入居者生活介護 | 10,779 | 11,243 | 9,030 | 17,247 | 23,538 | 32,609 | 40,280 |
| (2) 地域密着型サービス | 567,027 | 704,499 | 747,281 | 768,001 | 872,859 | 928,649 | 1,070,378 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 405 | 975 | 0 | 2,240 | 3,081 | 3,081 | 3,081 |
| 夜間対応型訪問介護 | 293 | 1,501 | 1,554 | 3,017 | 4,527 | 6,036 | 9,054 |
| 認知症対応型通所介護 | 111,540 | 115,948 | 103,118 | 112,348 | 121,745 | 121,944 | 155,963 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 113,065 | 127,890 | 134,876 | 141,637 | 213,430 | 242,599 | 269,298 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 113,726 | 112,269 | 141,339 | 137,360 | 152,173 | 170,005 | 214,393 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 227,998 | 233,696 | 241,248 | 232,137 | 232,241 | 232,241 | 232,241 |
| 看護小規模多機能居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | | 112,220 | 125,145 | 139,262 | 145,662 | 152,743 | 186,348 |
| (3) 施設サービス | 714,607 | 736,640 | 782,830 | 805,051 | 805,388 | 805,388 | 804,790 |
| 介護老人福祉施設 | 377,757 | 375,313 | 365,710 | 418,166 | 418,354 | 418,354 | 418,354 |
| 介護老人保健施設 | 234,342 | 254,124 | 286,929 | 271,349 | 271,470 | 271,470 | 271,470 |
| 介護療養型医療施設・介護医療院 | 102,509 | 107,203 | 130,192 | 115,536 | 115,564 | 115,564 | 114,966 |
| (4) 居宅介護支援 | 124,948 | 127,713 | 135,585 | 152,505 | 162,457 | 173,254 | 213,709 |
| 合計 | 2,329,146 | 2,403,382 | 2,515,893 | 2,667,181 | 2,860,863 | 3,016,442 | 3,508,676 |



(3) 総給付費見込み

単位：千円

| | 実績 | | 見込 | 計画 | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
| 総給付費 | 2,405,504 | 2,483,149 | 2,587,816 | 2,716,629 | 2,915,914 | 3,076,738 | 3,584,882 |



3. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業にかかる費用の見込み

地域支援事業は、要介護等状態にならないよう介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの地域支援事業の費用額の見込みは次のとおりです。

単位：千円

| | 平成 30 (2018)年度 | 平成 31 (2019)年度 | 平成 32 (2020)年度 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域支援事業 | 147,382 | 151,981 | 156,723 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 72,821 | 75,093 | 77,436 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 74,561 | 76,888 | 79,287 |

(2) 地域支援事業の内容

| | |
|--------|---|
| 地域支援事業 | <p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ○一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 ・地域参画事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 |
| | <p>包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的、継続的マネジメント支援業務 ・在宅医療、介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備 ・地域ケア会議 |
| | <p>任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等費用適正化事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・家族介護教室事業 ・高齢者24時間対応型安心システム事業 ・家族会開催補助事業 ・グループホーム家賃補助事業 |

4. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業にかかる費用の見込み

- 介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金（滋賀県は第7期における拠出金なし）等から構成されます。
- 消費税等の見直しを勘案した影響額として、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げ（8%⇒10%）および介護職員の処遇改善に伴う影響額を見込んでいます。
- 平成37（2025）年度までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

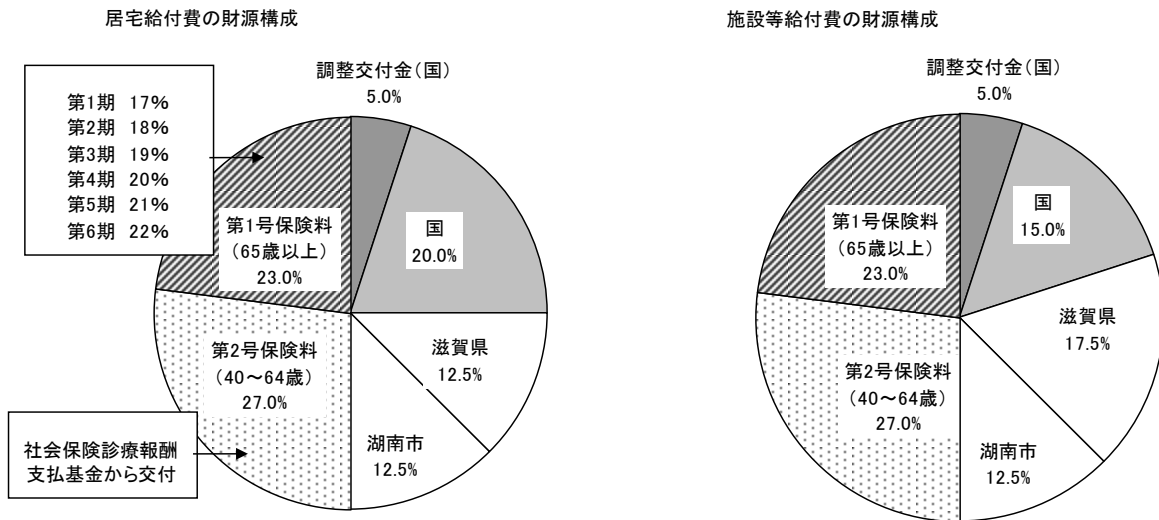
■平成37（2025）年度までの事業費の見込み

単位：千円

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費関係 | | | | |
| 予防給付① | 49,448 | 55,051 | 60,296 | 76,206 |
| 介護給付② | 2,667,181 | 2,860,863 | 3,016,442 | 3,508,676 |
| 総給付費③＝①＋② | 2,716,629 | 2,915,914 | 3,076,738 | 3,584,882 |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額③' | 1,765 | 2,991 | 3,247 | 4,108 |
| 消費税率等の見直しを勘案した影響額③'' | 0 | 35,253 | 74,472 | 87,450 |
| 総給付費（一定以上所得者負担の調整後）③'''＝③－③'＋③'' | 2,714,864 | 2,948,176 | 3,147,963 | 3,668,224 |
| 特定入居者介護サービス費等給付額④ | 105,547 | 108,883 | 112,275 | 130,887 |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響額④' | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）④''＝④－④' | 105,547 | 108,883 | 112,275 | 130,887 |
| 高額介護サービス等給付費⑤ | 34,587 | 35,681 | 36,792 | 42,891 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額⑥ | 10,443 | 10,773 | 11,109 | 12,950 |
| 保険給付費⑦＝③'''＋④''＋⑤＋⑥ | 2,865,441 | 3,103,512 | 3,308,139 | 3,854,952 |
| 審査支払手数料⑧ | 3,070 | 3,113 | 3,156 | 3,629 |
| 標準給付費⑨＝⑦＋⑧ | 2,868,511 | 3,106,626 | 3,311,295 | 3,858,580 |
| 地域支援事業⑩ | | | | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 72,821 | 75,093 | 77,436 | 90,293 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 74,561 | 76,888 | 79,287 | 92,451 |
| 標準給付費と地域支援事業費の合計＝⑨＋⑩ | 3,015,893 | 3,258,607 | 3,468,018 | 4,041,324 |

(2) 介護給付等の財源構成

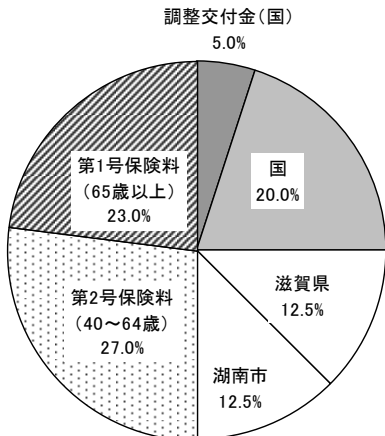
- 介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料および第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期は20%、第5期では21%、第6期では22%でしたが、第7期では23%、平成37年度では25%となります。
- 国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。



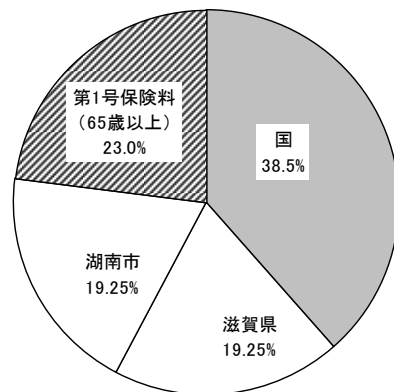
(3) 地域支援事業の財源構成

- 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。
- 包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の財源構成



地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の財源構成



第2章 保険料の設定

1. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\
 & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 - \text{⑨調整交付金見込額} \\
 & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\
 & - \text{⑬準備基金取崩額等} \\
 & + \text{⑭市町村特別給付費等} \\
 & - \text{⑮財政安定化基金取崩による交付額} \}
 \end{aligned}$$

■ 保険料収納必要額の算定

単位：千円

| | 算出方法 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 | |
|---------------------------|------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①標準給付費見込額 | A | 2,868,511 | 3,106,626 | 3,311,295 | 9,286,432 | |
| ②地域支援事業費見込額 | B | 147,382 | 151,981 | 156,723 | 456,086 | |
| ③上記①と②の合計 | C | A+B | 3,015,893 | 3,258,607 | 3,468,018 | 9,742,518 |
| ④第1号被保険者負担分相当額 | D | C×0.23 | 693,655 | 749,480 | 797,644 | 2,240,779 |
| ⑤調整交付金相当額 | E | A×0.05 | 147,067 | 159,086 | 169,437 | 475,589 |
| ⑧調整交付金見込交付割合 | F | $(0.23+0.05) - 0.23 \times G \times H$ | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | |
| ⑥後期高齢者加入割合補正係数 | G | 1.1448 | 1.1449 | 1.1408 | | |
| ⑦所得段階別加入割合補正係数 | H | 1.0689 | 1.0694 | 1.0694 | | |
| ⑨調整交付金見込額 | I | E×F÷0.05 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑩財政安定化基金拠出金見込額 | J | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑪財政安定化基金償還金 | K | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑫準備基金の残高 (平成29年度末の見込額) | L | | | | 122,000 | |
| ⑬準備基金取崩額 | M | | | | 90,000 | |
| ⑭市町村特別給付費等 | N | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑮財政安定化基金取崩による交付額 | O | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 保険料収納必要額 | | 840,722 | 908,565 | 967,081 | 2,626,368 | |

(2) 第7期における湖南省の段階設定

第6期の湖南省の段階設定を継続します。

- 第6期の保険料段階 12 段階とそれぞれの段階の乗率設定を継続します。
- この場合の第7期の保険料基準額を算出すると、5,396 円となります。
- 第6期に比べて、基準額で 308 円の増額となります。

第7期介護保険料

第6期介護保険料

| 区 分 | | 基準額 5,396 | | | | | 基準額 5,088 | |
|-------|--|-----------|------|------|--------|---------|-----------|--------|
| | | 被保険者数の割合 | 算定乗率 | 乗率 | 月額保険料 | 第6期との差額 | 乗率 | 月額保険料 |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人 | 9.7% | 0.48 | 0.43 | 2,320 | 132 | 0.43 | 2,188 |
| | 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人 | | | | | | 0.43 | 2,188 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得＋課税年金収入が120万円以下の人 | 5.5% | 0.70 | 0.70 | 3,777 | 215 | 0.70 | 3,562 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人 | 5.5% | 0.73 | 0.73 | 3,939 | 225 | 0.73 | 3,714 |
| 第4段階 | 本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人 | 14.6% | 0.88 | 0.88 | 4,748 | 271 | 0.88 | 4,477 |
| 第5段階 | 本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、上記以外の人 | 18.5% | 1.00 | 1.00 | 5,396 | 308 | 1.00 | 5,088 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得が125万円未満の人 | 17.6% | 1.14 | 1.14 | 6,151 | 351 | 1.14 | 5,800 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得が125万円以上200万円未満の人 | 13.4% | 1.25 | 1.25 | 6,745 | 385 | 1.25 | 6,360 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人 | 10.4% | 1.45 | 1.45 | 7,824 | 446 | 1.45 | 7,378 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人 | 1.8% | 1.50 | 1.50 | 8,094 | 462 | 1.50 | 7,632 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人 | 1.6% | 1.85 | 1.85 | 9,983 | 570 | 1.85 | 9,413 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1000万円未満の人 | 0.5% | 2.00 | 2.00 | 10,792 | 616 | 2.00 | 10,176 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が1000万円以上の人 | 0.8% | 2.15 | 2.15 | 11,601 | 662 | 2.15 | 10,939 |

◇◇◇ 資料編 ◇◇◇

1. 湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

(1) 策定委員会の開催経過

| 会議 | 日時・場所 | 協議事項 |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 平成29年6月26日 湖南省保健センター | (1) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会公開について (2) 計画の基本的な考え方と湖南省の介護保険の現況 (3) 事業計画策定スケジュールについて (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の分析結果報告について (5) ケアマネジャーに対するアンケートの実施について |
| 第2回 | 平成29年7月24日 湖南省保健センター | (1) 高齢者人口と要介護等認定者数の推計について (2) 介護（介護予防）サービスの利用量の推移と第5期・第6期との比較 (3) 第6期計画の基本目標に係る実績と課題について |
| 第3回 | 平成29年8月28日 湖南省保健センター | (1) ケアマネジャー・アンケート結果報告書について (2) 包括支援センターの現状と課題及び今後の方向性について |
| 第4回 | 平成29年9月25日 湖南省保健センター | (1) 第3回策定委員会での質問ご意見等について (2) 新しい地域支援事業の取り組みと現状分析および課題について |
| 第5回 | 平成29年10月30日 湖南省保健センター | (1) 包括支援センターの在り方について (2) 介護給付適正化について (3) 介護保険事業量について |
| 第6回 | 平成29年11月27日 湖南省保健センター | (1) 前回の質問事項について (2) 計画の骨子案及び施策の体系について |
| 第7回 | 平成29年12月18日 湖南省保健センター | (1) 第7期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について |
| 第8回 | 平成30年2月19日 湖南省保健センター | (1) 第7期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について |

(2) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：平成29年6月26日～平成30年3月31日

(順不同・敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 |
|-------------------------|--------|----------------------|
| 学識経験を有する者 1号委員 | 高松智画 | 龍谷大学 社会学部 現代福祉学科 准教授 |
| 保健医療関係者 2号委員 | 生田 邦夫 | 医師 |
| | 中森 啓介 | 歯科医師 |
| | 長家正之 | 甲賀健康福祉事務所 |
| 福祉関係者 3号委員 | 近藤 恵美子 | 湖南省民生委員・児童委員協議会 |
| | 富田 和雄 | 湖南省社会福祉協議会 |
| 人権擁護関係者 4号委員 | 桐高 とよみ | 甲賀・湖南成年後見センター |
| 住民組織の代表者 5号委員 | 近江 武志 | 湖南省区長会 |
| | 米津利武 | 湖南省老人クラブ連合会 |
| | 望月惇二 | 湖南省まちづくり協議会 |
| 被保険者の代表 6号委員 | 片岡和子 | 第1号被保険者(65歳以上)の代表 |
| | 谷口 睦男 | 第2号被保険者(64歳以下)の代表 |
| 介護保険条例に規定する会の代表 7号委員 | 木下 道生 | 湖南省介護認定審査会 |
| | 平井 初美 | 市地域包括支援センター運営協議会 |
| サービス提供事業者の代表 8号委員 | 山口芳子 | 甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会長 |
| | 芦田 泰俊 | 認知症通所介護事業所 |
| | 澤 九仁男 | 入所施設・居宅介護事業所 |
| | 小林伊都子 | 通所介護事業所 |

湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年10月1日
告示第96号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画策定に関する必要な事項について、調査・検討する。

(委員)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 権擁護関係者
- (5) 住民組織の代表者
- (6) 被保険者の代表
- (7) 湖南省介護保険条例(平成16年湖南省条例第136号。以下「介護保険条例」という。)第6条に規定する湖南省介護認定審査会の代表及び第22条に規定する湖南省地域包括支援センター運営協議会の代表
- (8) サービス提供事業者の代表
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定年度の3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(庁内検討委員会)

第6条 市長は、委員会の所掌事務に関する連絡調整を図るため、庁内検討委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成17年告示第17号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年告示第35号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年告示第78—4号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

付 則(平成26年告示第87号)

この告示は、告示の日から施行する。

2. 用語解説

(1) 介護保険サービスの種類

| 居宅サービス/介護予防サービス | |
|---------------------------------------|---|
| 訪問介護/介護予防訪問介護 (ホームヘルプ) | ホームヘルパーが居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、調理等の生活援助、通院等のための乗降介助を行うサービス。 |
| 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護 | 介護職員と看護職員が浴槽付車両で居宅を訪問して入浴の介護を行うサービス。 |
| 訪問看護/介護予防訪問看護 | 看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。 |
| 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション | 理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能維持、回復のために必要なりハビリテーションを行うサービス。 |
| 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師、薬剤師等が居宅等を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービス。 |
| 通所介護/介護予防通所介護 (デイサービス) | デイサービスセンター等に日帰り通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。 |
| 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション (デイケア) | 介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、理学療法や作業療法等のリハビリテーション等を受けるサービス。 |
| 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) | 介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。 |
| 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) | 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービス。 |
| 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム等に入所している要介護者や要支援者が、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。 |
| 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与 | 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅の要介護者や要支援者が、日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具のうち、特殊ベッドや車いす等、厚生労働大臣が定めるものの貸与を受けるサービス。 |
| 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売 | 福祉用具のうち、衛生上の理由から貸与にはふさわしくないもの(腰掛便座、入浴補助用具等、厚生労働大臣が定めるもの)について、それを購入する場合に介護保険から給付を受けるもの。 |
| 住宅改修/介護予防住宅改修 | 手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅で行うとき、対象となる改修費(上限20万円)の7～9割が支給される。 |
| 居宅介護支援/介護予防支援 | ケアマネジャーが在宅の要介護者や要支援者の状況に応じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援するもの。 |

| 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス | |
|--|--|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、日中、夜間を通じて、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するサービス。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間を含めた365日、24時間安心して生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けるサービス。 |
| 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス) | 要介護者や要支援者であって認知症の状態にある人が、デイサービスセンター等に日帰り通って、食事の提供や機能訓練を受けるサービス。 |
| 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護 | 「通い(デイサービス)」を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて「訪問(ホームヘルプ)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせて行うサービス。 |
| 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 要支援者(要支援2)や要介護者であって認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。 |
| 地域密着型通所介護(デイサービス) | 定員18名以下のデイサービスセンターに日帰り通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 定員29名以下の地域密着型特定施設での入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービス。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによって、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービス。 |
| 施設サービス | |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 入所している要介護者が、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける施設。 |
| 介護老人保健施設 | 入所している要介護者が、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける施設。施設では在宅生活への復帰をめざしてサービスが提供される。 |
| 介護療養型医療施設 | 療養病床等を備えた病院又は診療所で、入所している要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受ける施設。 |
| 介護医療院 | 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り、ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護保険法改正によって平成30年度より創設されたもの。 |

(2) その他の用語

| | |
|------------------|--|
| あ行 | |
| インフォーマルサービス | 近隣や地域社会、NPO 法人、ボランティア等が行う非公式的なサービス。 |
| か行 | |
| 介護給付 | 要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。 |
| 介護相談員 | 介護保険サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政と連携して、問題解決に向けた手助けをする専門員。 |
| 介護保険法 | 高齢化に対応し、高齢者等を国民の共同連帯の下、支える仕組みとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9(1997)年12月に公布、平成12(2000)年4月に施行された。 |
| 介護予防 | 高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防すること、要支援、要介護状態となっても、それ以上悪化しないようにする(維持改善を図る)こと。 |
| 協議体 | 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支え合いの仕組み(生活支援体制整備)を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。 |
| 共生型サービス | 高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられたサービス。 |
| 居宅介護支援事業所 | ケアマネジャーを配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業所。 |
| ケアハウス(軽費老人ホーム) | 60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由で、家庭で生活することが困難な者が入所できる施設。給食付と自炊型がある。 |
| ケアプラン | 要支援・要介護認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する支援計画を指す。 |
| ケアマネジメント | 要支援・要介護認定者等のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的、一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。 |
| ケアマネジャー(介護支援専門員) | 利用者の身体状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。 |
| 権利擁護 | 利用者に不利益がないように弁護、擁護することの総称。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。 |
| 高額介護サービス費 | 所得等の状況により、介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。 |
| 高額医療合算介護サービス費 | 介護保険と医療保険を両方利用した際の、利用者負担額が所得段階ごとに設定された世帯の上限額を超えたときは、超過分を保険給付から支給する制度。 |

| | |
|----------------------|---|
| 合計所得金額 | 年金、給与、事業、譲渡等の所得(損失の繰越控除適用前)を合算した額で、各種所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)をする前の金額。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額。(平成 30(2018)年 4 月から) |
| 高齢化率 | 総人口に占める 65 歳以上人口(高齢者人口)の割合。高齢者人口比率ともいう。 |
| 高齢者サロン、安心応援ハウス | ひとり暮らしの高齢者等援助を要する人々と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的に集まり、レクリエーション等を通じてふれあいや交流を行う活動。 |
| さ行 | |
| 社会福祉協議会(社協) | 社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。 |
| 社会福祉士 | 専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上的の障害、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるように相談、助言、援助、支援を行う。 |
| 社会福祉法人 | 特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。 |
| 主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員) | ケアマネジャーのうち、主任介護支援専門員研修を修了した者。保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、ケアマネジャーに対する指導、助言等の活動を行う。 |
| シルバー人材センター | 健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。 |
| 審査支払手数料 | 事業者からの保険給付等の請求に関する審査、支払い事務に対する各都道府県の国民健康保険団体連合会への手数料。 |
| 生活支援コーディネーター | 地域支え合い推進員とも言う。地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。1 層は市全域、2 層は生活圏域(中学校区)を担う。湖南省では平成 29 年 4 月から 1 層のコーディネーターを社会福祉協議会に委託した。 |
| 生活習慣病 | これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。平成 8(1996)年 12 月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義された。 |
| 成年後見制度 | 認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な者に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度。 |
| 総合事業 | 平成 29(2017)年度より、今まで介護保険の予防給付として実施されていた訪問介護(ヘルパー)と通所介護(デイサービス)が予防給付ではなく、地域支援事業として実施されることになった。サービスの内容としては、現行型(予防給付相当のサービス)、A型(基準を緩和したもの)、B型(住民主体によるもの)、C型(短期集中で実施するもの)等がある。湖南省では平成 29 年 4 月から、現行型、A 型、C 型を開始した。 |

| た行 | |
|--------------------|---|
| 地域支援事業 | 被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市区町村が行う事業。 |
| 地域福祉権利擁護事業 | 認知症の症状が出はじめた高齢者等、判断能力が不十分な者に、適切な福祉サービスの利用を援助したり、日常生活での金銭管理や重要な書類・証書の預かりを行うシステム。 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者のニーズに応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目無く提供する体制を指す。取り組みとしては「医療」は介護との連携強化、「介護」は介護サービスの充実強化、「予防」は介護予防の推進、配食、買物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等、「住まい」は高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、「生活支援」は見守り。 |
| 地域包括支援センター | 地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。 |
| 地域密着型(介護予防)サービス | 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当なサービス類型として、平成18(2006)年度より創設されたサービス。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」を指し、保険者である市区町村が指定を行う。 |
| 地域連携パス | 地域で切れ目の無い医療サービスを提供するために、患者の視点に立ち、疾病の回復過程に沿った一連のサービスを体系化し、道筋を示すもの。滋賀県では保健所を中心とした検討会議の開催等、各地域の状況に応じた地域連携クリティカルパスの作成が進められている。 |
| 特定入所者介護(介護予防)サービス費 | 所得等の状況により、要支援・要介護認定者が、施設サービス等を利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。補足給付ともいう。 |
| な行 | |
| 認知症 | 脳の障害により記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたす病気の総称。代表的なものに、アルツハイマー型・脳血管性・レビー小体型・前頭側頭型などがある。 |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。 |
| 認知症キャラバン・メイト | 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。 |
| 認知症ケアパス | 認知症の人が認知症を発症した時から、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか標準的に示したもの。 |
| 認知症サポーター | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。 |

| | |
|---------------|--|
| 認知症サポート医 | 独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う、認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。 |
| 認知症初期集中支援チーム | 複数の専門家(専門医、医療介護の専門職)で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的(おおむね 6 か月)に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。 |
| 認知症地域支援推進員 | 医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。あんしん長寿相談所や認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。 |
| は行 | |
| バリアフリー | 本来、住宅建築用語で使用するもので、障害者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障害者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。 |
| 保険給付費 | 介護保険に関わるサービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、保険がまかなうべき費用。要介護の被保険者に対する介護給付、要支援の被保険者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。 |
| ま行 | |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要配慮者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。 |
| や行 | |
| 有料老人ホーム | 食事の提供その他、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設(特別養護老人ホームや介護老人保健施設等)でないもので、施設においてサービスを受けるものをいう。経営主体は民間会社が主であり、介護等のサービスが付いた居住施設である「介護付き有料老人ホーム」の他、「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」がある。 |
| ユニバーサルデザイン | 施設や道具、仕組み等が、すべての人にとって利用、享受できる仕様・デザインとなっていること。 |
| 要支援認定者／要介護認定者 | 日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある者(要支援者)や、常時介護を必要とする状態にある者(要介護者)と認定された方で、要支援者は要支援1と要支援2に、要介護者は要介護1から要介護5までに区分される。 |
| 養護老人ホーム | 環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な、原則 65 歳以上の高齢者を対象にした入所施設。 |
| 予防給付 | 要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。 |

| ら行 | |
|-------|---|
| 老人福祉法 | 老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和 38 年に制定された法律。 |

第7期 湖南省高齡者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：平成 30（2018）年 3 月

発行：湖南省

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地

電話 0748-72-1290（代）
